



DISCLOSURE OF SHIMANE BANK

しまぎんの現況2011
2011年(平成23年)3月期
(平成22年4月～平成23年3月)

ごあいさつ	1
会社概要	
しまぎんの概要	2
当行のあゆみ	2
組織図	3
店舗網	3
役員一覧	4
関係会社	4
経営理念	4
中期経営計画	
平成22年度金融経済情勢	6
平成22年度(第161期)の業績	6
最近5事業年度の主要な経営指標等の推移	9
新中期経営計画の概要	10
対処すべき課題	12
企業の社会的責任(CSR)への取組み	
企業の社会的責任(CSR)に対する当行の考え方	13
内部管理態勢	14
経営管理(コーポレート・ガバナンス)の状況	14
法令等遵守(コンプライアンス)態勢	18
リスク管理態勢	19
顧客保護等管理態勢	22
地域密着型金融の推進に向けた取組み	26
社会貢献活動	33
社会貢献活動計画	33
地域振興への取組み	34
地域貢献への取組み	36
お客さま利便性向上への取組み	39
社会問題への取組み	42
環境問題への取組み	45
職場環境整備への取組み	47
営業のご案内	
主要業務の内容	48
預金業務	49
貸出業務	50
国際業務	53
附帯業務	53
各種サービスのご案内	59
主な手数料のご案内	60
ネットワークのご案内	62
資料編	
単体情報	66
連結情報	94
バーゼルⅡ 第3の柱(市場規律)に基づく開示	113
索引(法定開示項目一覧)	132

本誌は、銀行法第21条に基づいて作成したディスクロージャー資料(業務及び財産の状況に関する説明書類)です。

本資料に掲載しております計数は、原則として単位未満を切捨てるうえ表示しております。



マスコットキャラクター「シマニー」

ごあいさつ

平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

このたびの東日本大震災により、被害を受けられた地域の皆さまには、心よりお見舞い申し上げますとともに、一日も早い復旧をお祈り申し上げます。

さて、私どもは、平成20年4月よりスタートした前中期経営計画「未来の創造」〔計画期間：平成20年4月～平成23年3月〕に基づき、「独自の営業モデルの創造・確立」、「収益性・健全性の向上」及び「強固な内部管理態勢の確立」に向けて、様々な施策の実践に努めてまいりました。その結果、平成22年度決算におきましては、創業来最高益を更新し、平成23年3月15日には、東京証券取引所市場第二部に上場することができました。

これもひとえに、これまで長きに亘りお支えいただきました株主の皆さま、お客さま、そして地域の皆さまのご支援の賜物と、ここにあらためて御礼申し上げます。

また、今年度からは、新中期経営計画「躍進の2年」〔計画期間：平成23年4月～平成25年3月〕をスタートさせ、本計画に基づき、引き続き、フェイス・トゥ・フェイスの精神の下、地道にそしてきめ細やか且つ、スピーディーにお客さま対応を行い、信頼の絆をさらに深めることで、山陰地域における当行の存在感を高め、全国的にも広くアピールできるよう、掲げた施策を着実に実践し、より強固な経営基盤を確立してまいります。

このような経営情報を、より分かりやすく皆さま方にお伝えするために、このたび「しまぎんの現況2011」を作成いたしましたので、ご案内いたします。本誌では、当行の経営方針や業績のほか、全行挙げて推進しております「企業の社会的責任（CSR）」への取り組みなど、幅広い情報を取り上げております。ぜひご一読いただき、当行に対するご理解を深めていただければ幸いに存じます。

これからも地域に根ざした銀行として、当地域の経済を支えていくという重要な使命を全うする所存でございますので、引き続きご支援、ご愛顧を賜りますようお願い申し上げます。

平成23年7月



取締役頭取 田頭基典



しまぎんの概要 (平成23年3月末日現在)

創業年月日	大正4年5月20日
本店所在地	松江市東本町二丁目35番地
URL	http://www.shimagin.co.jp
資本金	66億36百万円
店舗数	34店（島根県25、鳥取県 9）
従業員数	434名
預金残高	3,254億円
貸出金残高	2,351億円



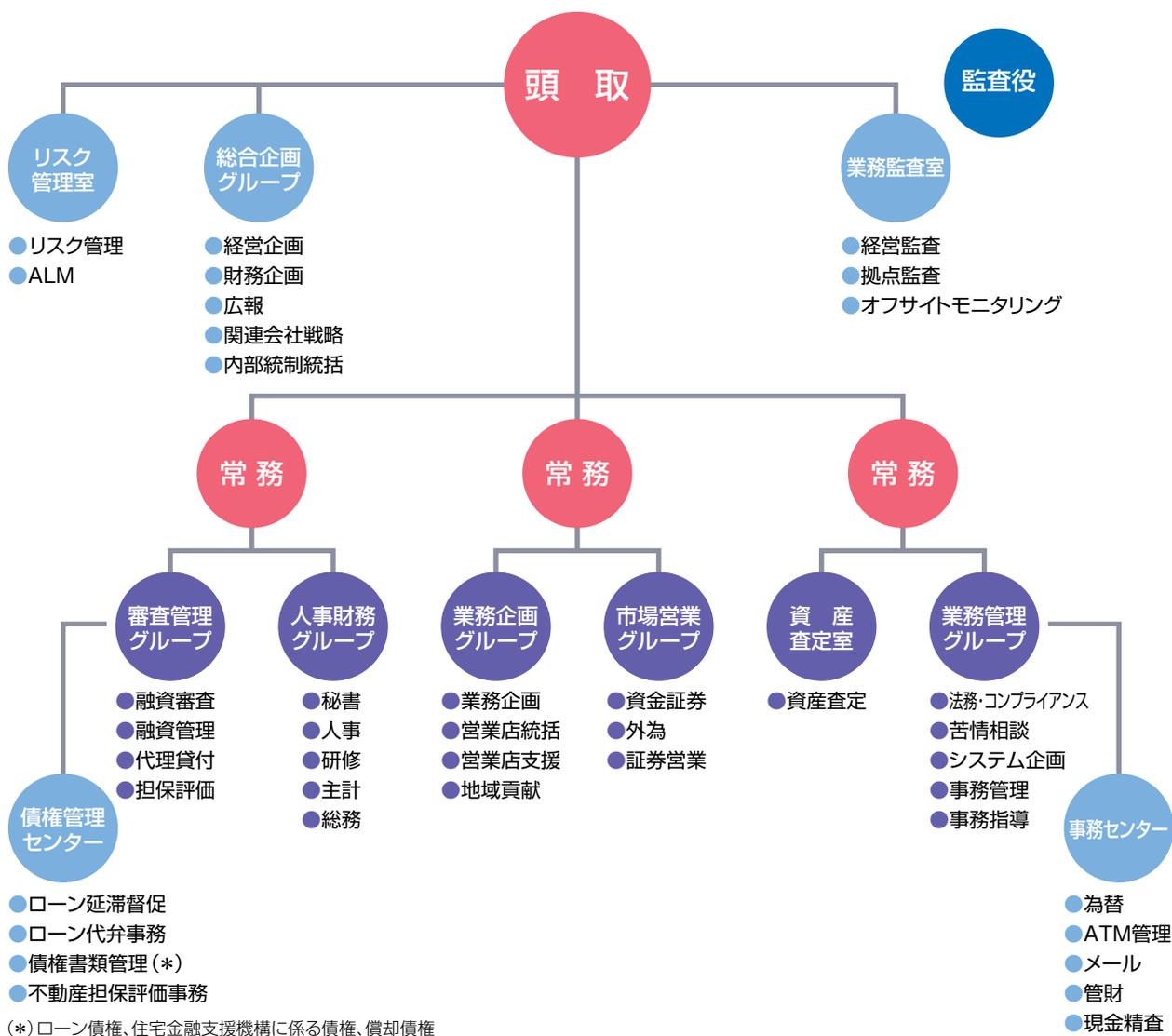
当行のあゆみ

大正4年5月20日	松江相互貯金株式会社設立
大正4年10月28日	松江相互無尽株式会社に商号変更
昭和26年10月20日	株式会社松江相互銀行に商号変更
昭和26年10月22日	松江市東茶町より本店を現在地へ移転
昭和53年10月12日	全店為替オンラインをスタート
昭和54年2月13日	全国銀行データー通信システムに加盟
昭和55年7月21日	融資オンラインが全店完了
昭和56年4月25日	松江リース株式会社（現・連結子会社）を設立
昭和56年11月16日	全国相互銀行CD（現金自動支払機）の全国ネットサービスを開始
昭和57年6月14日	総合オンライン化が完成
昭和58年1月31日	長期国債等の窓口販売業務の認可
昭和58年2月7日	住宅金融公庫事務オンライン化が完成
昭和58年9月22日	中期国債の窓口販売業務の認可
昭和60年5月20日	まつぎん中小企業経営研究所を設置
昭和61年2月19日	全額出資によるまつぎんビジネスサービス株式会社を設立
昭和62年5月29日	ディーリング業務の認可
平成元年8月1日	普通銀行への転換、株式会社島根銀行に商号変更
平成元年8月1日	まつぎんビジネスサービス株式会社をしまぎんビジネスサービス株式会社に商号変更
平成元年8月1日	まつぎん中小企業経営研究所をしまぎん中小企業経営研究所に名称変更
平成元年10月2日	外国為替業務取扱開始
平成3年1月4日	新勘定系オンラインシステム稼動
平成5年2月8日	山陰労働金庫（現・中国労働金庫）との店舗外CDの提携
平成6年4月27日	社債の受託業務の認可
平成9年10月22日	しまぎんユーシーカード株式会社（現・持分法適用関連会社）を設立
平成10年7月1日	しまぎん中小企業経営研究所の業務を他部署に引継ぎ廃止
平成11年3月29日	郵貯（現・ゆうちょ銀行）とのATMの提携
平成12年10月1日	投資信託販売業務の開始
平成14年3月29日	松江リース株式会社の株式を追加取得し、同社を連結子会社化
平成14年4月1日	損害保険販売業務の開始
平成14年10月1日	生命保険販売業務の開始
平成16年7月30日	日本アイ・ビー・エム株式会社とシステムのアウトソーシング契約締結
平成17年10月1日	しまぎんビジネスサービス株式会社を吸収合併
平成23年3月15日	東京証券取引所市場第二部上場

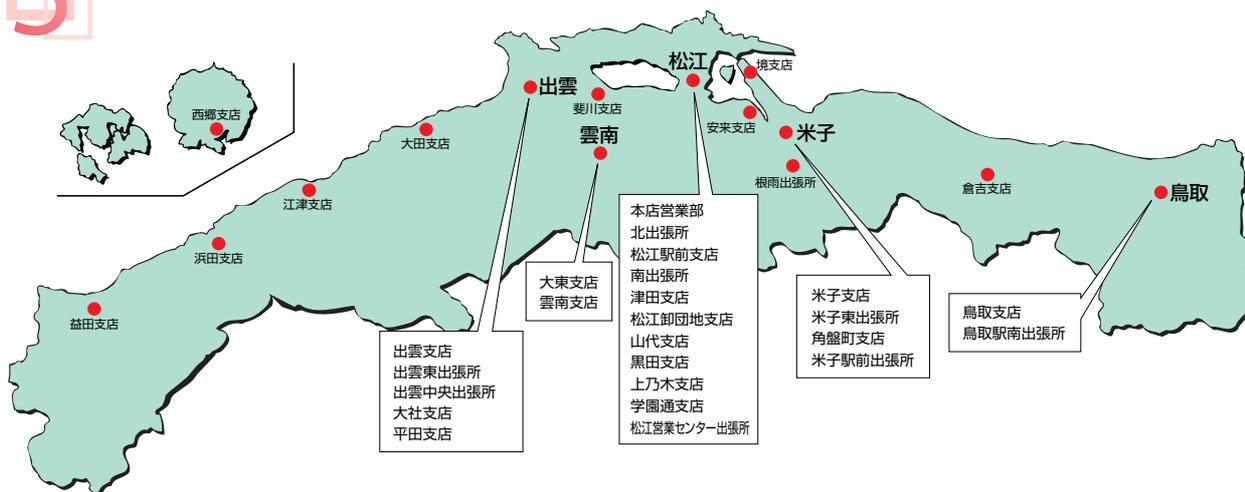


組織図 (平成23年7月末日現在)

本部組織図〔6グループ3室〕



店舗網 (平成23年7月末日現在)





役員一覧 (平成23年7月末日現在)

取締役頭取 (代表取締役)	田頭 基典	取締役 (出雲支店長)	武田 浩靖
常務取締役	野田 哲也	取締役 (人事財務グループ部長)	青山 泰之
常務取締役	山根 良夫	常勤監査役	小谷 栄
常務取締役	鈴木 良夫	監査役 (社外)	周藤 滋
		監査役 (社外)	石原 明男
		監査役 (社外)	岡崎 勝彦



関係会社 (平成23年7月末日現在)

■松江リース(株)

当行の子会社であり、リース業務を行っております。

住所 島根県松江市西津田1丁目5番19号
設立年月日 昭和56年4月25日

■しまぎんユーシーカード(株)

当行の関連会社であり、クレジットカード業務を行っております。

住所 島根県松江市朝日町485番地8
設立年月日 平成9年10月22日

経営理念



経営理念

1. 地域社会の発展に貢献し、信頼され、愛される銀行となる

- (1) 地域社会との連帯を深め、豊かな発展に貢献する
- (2) 健全経営に徹し、収益力の高い銀行となる
- (3) お客さまとの温かいふれあいを大切にする

2. 常に魅力あるサービスを提供し、お客さまのニーズに積極的に応える

- (1) 常にお客さまの側に立って、魅力的なサービスを追及する
- (2) 時代の変化を的確にとらえ、総合金融サービスの充実に努める
- (3) 正確で真心のこもったスピーディーな事務処理を行う

3. 創造力豊かで、活力にみちた、明るい人間集団をつくる

- (1) 失敗を恐れず、新しい課題に積極的に挑戦し続ける
- (2) 常に視野をひろげ、知的行動力を高め、効果的に対応する
- (3) お互いの理解を深め、明るい働きがいのある職場をつくる

東京証券取引所市場第二部上場について

当行は、平成23年3月15日に東京証券取引所市場第二部に上場いたしました。

これもひとえに、これまでの長きに亘りお支えいただきました株主の皆さま、お客さま、そして地域の皆さまのご支援の賜物と、ここにあらためて御礼申し上げます。

当行は、大正4年に松江相互貯金株式会社として創業以来、山陰地域に根差した金融機関として、地域完全密着型の経営姿勢を貫いてまいりました。

これからもフェイス・トゥ・フェイスの精神の下、地域の皆さまのあらゆるニーズにお応えするとともに、社会的信用力や知名度の向上、収益力と財務基盤の強化を図り、一層の企業価値向上に努めてまいります。

また、平成27年に迎える創業100周年に向けて、この度の上場を一つのステップとし、力強く羽ばたき、地域に貢献してまいりたいと考えておりますので、更なるご指導、ご鞭撻を賜りますよう、お願い申し上げます。

なお、東日本大震災の影響で延期となっておりました新規上場セレモニーは6月17日、東京証券取引所において滞りなく執り行われました。





平成22年度金融経済情勢

平成22年度のわが国の経済は、年度を通じて海外諸情勢の影響を受けやすく、自律性に乏しい、不安定で先行き不透明な状況が続きました。年度前半から中盤に向けては、対外経済環境の改善もあり生産や輸出に増勢が見られ、企業収益の改善に伴い設備投資も堅調に推移するなど、景気は弱いながらも回復の方向へと向かい、その間、為替相場や株価の安定化を目的とした金融緩和措置や為替介入も実施されました。

その後、年末にかけては、生産や輸出の増勢が鈍化するなど、景気は足踏み状態となったものの、今年に入ってからでは生産や輸出に持ち直しの動きが見られるなど、足踏み状態を脱しつつありましたが、政局不安や中東地域の情勢不安等の要因もあり、一進一退の状況が続く中、今年3月の東日本大震災の影響により、景気は弱い動きに転じました。

家計部門においても、年度を通じて失業率が高水準で推移するなど、厳しい雇用情勢が続く中、個人消費は、年度前半から中盤にかけては、政府の経済対策の効果もあり高い伸びを示しましたが、年末にかけて、駆け込み需要の反動で減少しました。今年に入ってからでは、一部に持ち直しの動きが見られたものの、上記震災の影響により弱い動きに転じました。

一方、当地山陰の経済情勢については、年度前半は、公共投資が一時的に増加したこともあり、全体として回復に向けた動きが見られておりましたが、年末にかけて公共投資に陰りが見られたことに加え、持ち直しを続けてきた生産にも減速の兆しが見られるなど、全体として足踏み状況となりました。企業の業績についても、総じて好転していない実態が窺えますが、緊急保証制度の利用等により資金調達は維持され、倒産件数も減少してきている状況にあります。

このような経済情勢の中、金融面においては、平成21年12月に「中小企業者等に対する金融の円滑化を図るための臨時措置に関する法律」（以下、「中小企業金融円滑化法」という。）が平成23年3月31日限りの時限措置として施行され、金融機関に対する一層の期待と役割が求められた1年でありましたが、なかなか好転しない経済情勢を踏まえ、年度末には本法律の1年間延長が決定されました。



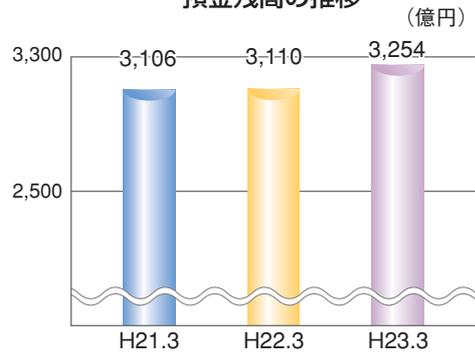
平成22年度（第161期）の業績

こうした金融経済環境の下、平成22年度においても前中期経営計画「未来の創造」に基づき、様々な施策の実践に努めてまいりました結果、業績は次のようになりました。

《預金》

公金預金や個人預金が増加したため、全体では期中143億円増加の3,254億円となりました。

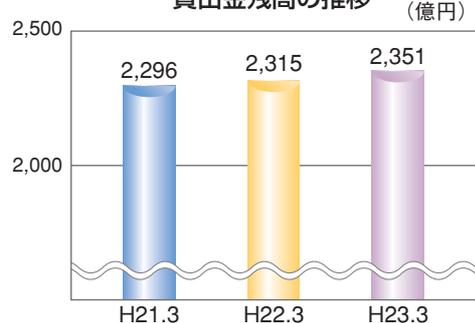
預金残高の推移



《貸出金》

法人向け貸出金が資金需要の低迷などにより減少しましたが、地方公共団体向け貸出金や住宅ローンを中心とした個人向け貸出金が増加したため、全体では期中36億円増加し2,351億円となりました。

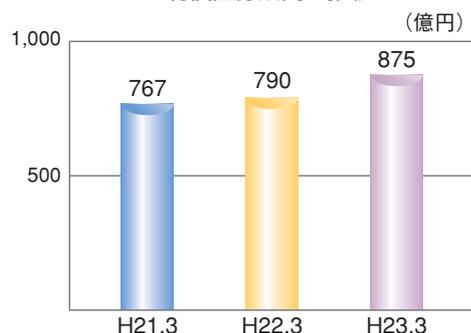
貸出金残高の推移



《有価証券》

安全性の高い国債や社債を中心とした運用に努めた結果、全体で期中84億円増加の875億円となりました。

有価証券残高の推移



《損益》

経常収益は、国債等債券売却益が増加しましたが、株式等売却益が減少したことや、貸出金利回りの低下を主因として貸出金利息が減少したことなどから、全体では前期比320百万円減収の7,780百万円となりました。一方、経常費用は、与信関連費用、営業経費が増加しましたが、預金金利回りの低下を主因として預金利息が減少したことなどから、全体では前期比209百万円減少し6,822百万円となりました。

この結果、経常利益は、前期比110百万円減益の957百万円を計上いたしました。当期純利益は、前期比7百万円増益の609百万円を計上いたしました。

損益の推移

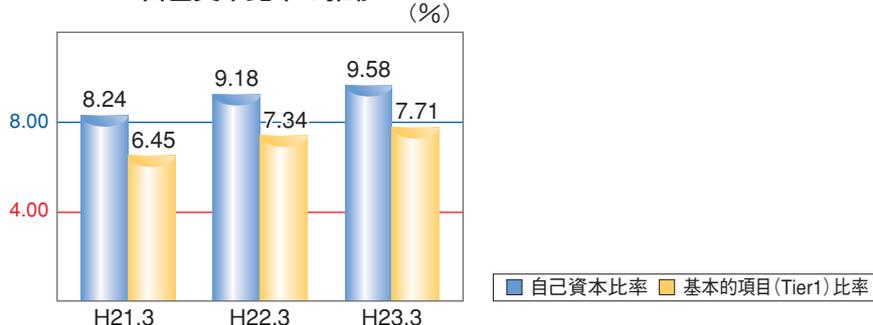


《自己資本比率》

自己資本比率は、銀行が保有する貸出金や有価証券等の資産に対し、資本金や引当金等の内部資金をどの程度保有しているかを見る指標であり、銀行の健全性を示す重要な指標です。

区 分	平成21年3月期	平成22年3月期	平成23年3月期
自己資本比率	8.24%	9.18%	9.58%
基本的項目 (Tier1) 比率	6.45%	7.34%	7.71%

自己資本比率の推移



自己資本比率について

- ◆ 当行のように海外に営業拠点を有しない銀行は国内基準の対象となり、自己資本比率が4%以上あることが求められています。
- ◆ 平成23年3月期の自己資本比率は9.58%であり、国内基準の4%をクリアしています。

基本的項目 (Tier1) 比率について

- ◆ 基本的項目 (Tier1) 比率とは、自己資本の根幹を成す「基本的項目」(資本金や剰余金など)によって算出される比率のことです。
- ◆ 平成23年3月期のTier1比率は7.71%であり、この比率でも国内基準をクリアしています。

《不良債権》

銀行の不良債権につきましては、資産の自己査定結果を基礎とした金融再生法に基づく金融再生法開示債権と銀行法に基づくリスク管理債権の双方の開示が義務付けられており、金融再生法では、貸出金のほか貸付有価証券、外国為替、支払承諾見返、未収利息、仮払金、銀行保証付私募債を含めた総与信を開示対象債権としております。

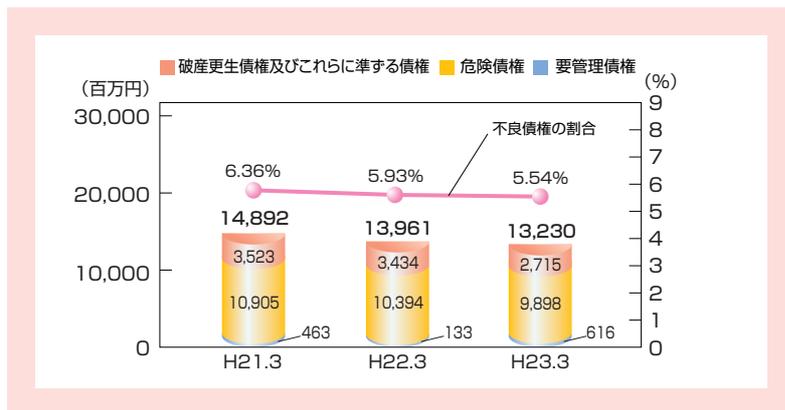
平成23年3月期につきましては、債務者区分のランクアップの取組み、「中小企業金融円滑化法」への対応、また一方では、不良債権の処理を行った結果、不良債権残高は前年比約5%減少いたしました。

なお、リスク管理債権額につきましては総額13,004百万円、不良債権の割合は5.52%となっておりますが、その詳細につきましては資料編(単体リスク管理債権額:P88、連結リスク管理債権額:P112)をご参照下さい。

金融再生法開示債権額

(単位：百万円)

区 分	平成21年3月期	平成22年3月期	平成23年3月期
① 破産更生債権及びこれらに準ずる債権	3,523	3,434	2,715
② 危険債権	10,905	10,394	9,898
③ 要管理債権	463	133	616
計 (A)	14,892	13,961	13,230
④ 正常債権 (B)	219,011	221,410	225,498
合 計	233,903	235,372	238,729
不良債権の割合 (A)/(B)	6.36%	5.93%	5.54%



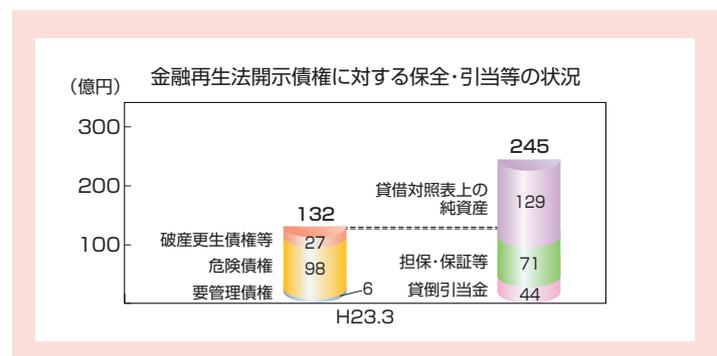
金融再生法開示債権に対する保全・引当金の状況は以下のとおりであります。

破産更生債権及びこれらに準ずる債権に対する引当につきましては、担保等(958百万円)を除く無担保・無保証部分に個別貸倒引当金(1,757百万円)を引当て100%カバーしております。

危険債権に対する引当につきましては、担保等(6,022百万円)を除く無担保・無保証部分に個別貸倒引当金(2,551百万円)を引当てしております。

要管理債権に対する引当につきましては、過去の貸倒実績率に基づき、161百万円の一般貸倒引当金を引当てしております。

正常債権に対する引当につきましては、過去の貸倒実績率に基づき、380百万円の一般貸倒引当金を引当てしております。



この結果、金融再生法開示債権全体の13,230百万円に対しましては、引当金4,470百万円、担保・保証等7,174百万円、計11,644百万円が計上されており、正味の不足額は1,585百万円あります。

万一この全額が回収不能となった場合でも、これに対する当行の純資産の部合計額はその8倍強(129億円)あり、不良債権に対する備えは十分にあります。

用語解説

①破産更生債権及びこれらに準ずる債権

破産、会社更生、再生手続等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権をいう。

②危険債権

債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権をいう。

③要管理債権

3か月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権をいう。

●3か月以上延滞債権

元本または利息の支払が、3か月以上延滞している貸出債権。

●貸出条件緩和債権

経済的困難に陥った債務者の再建または支援を図り、当該債権の回収を促進すること等を目的に、債務者に有利な一定の譲歩を与える約定条件の改定等を行った貸出債権。

④正常債権

債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、上記①から③に掲げる債権以外のものに区分される債権をいう。



最近5事業年度の主要な経営指標等の推移

		平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
		(自平成18年4月1日 至平成19年3月31日)	(自平成19年4月1日 至平成20年3月31日)	(自平成20年4月1日 至平成21年3月31日)	(自平成21年4月1日 至平成22年3月31日)	(自平成22年4月1日 至平成23年3月31日)
経常収益	百万円	7,785	8,160	8,737	8,100	7,780
経常利益(△は経常損失)	百万円	522	△ 3,639	679	1,068	957
当期純利益(△は当期純損失)	百万円	301	△ 3,962	431	602	609
資本金	百万円	6,400	6,400	6,400	6,400	6,636
発行済株式総数	千株	46,560	46,560	46,560	46,560	5,576
純資産額	百万円	15,301	10,729	8,866	12,364	12,953
総資産額	百万円	331,401	334,568	327,902	330,714	346,592
預金残高	百万円	308,640	313,943	310,668	311,094	325,483
貸出金残高	百万円	232,111	229,166	229,651	231,522	235,196
有価証券残高	百万円	70,586	77,937	76,787	79,057	87,546
1株当たり純資産額	円	329.37	231.02	190.96	266.36	2,329.96
1株当たり配当額 (内1株当たり中間配当額)	円 (円)	5.00 (2.50)	5.00 (2.50)	5.00 (2.50)	5.00 (2.50)	55 (25)
1株当たり当期純利益金額 (△は1株当たり当期純損失金額)	円	6.49	△ 85.30	9.29	12.97	130.23
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益金額	円	—	—	—	—	—
自己資本比率	%	4.62	3.21	2.70	3.73	3.73
単体自己資本比率 (国内基準)	%	9.49	8.11	8.24	9.18	9.58
自己資本利益率	%	2.00	—	4.40	5.67	4.81
株価収益率	倍	—	—	—	—	6.02
配当性向	%	76.96	—	53.79	38.52	46.38
従業員数 [外、平均臨時従業員数]	人	387 [36]	387 [33]	402 [30]	389 [33]	394 [34]

- (注) 1 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。
 2 平成22年度の中間配当についての取締役会決議は平成22年11月12日に行いました。
 3 平成22年度の1株当たり配当額のうち5円は上場記念配当であります。
 4 「1株当たり純資産額」、「1株当たり当期純利益金額(又は当期純損失金額)」及び「潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額」(以下、「1株当たり情報」という。)の算定に当たっては、「1株当たり当期純利益に関する会計基準」(企業会計基準第2号)及び「1株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第4号)を適用しております。
 また、これら1株当たり情報の算定上の基礎は、資料編「財務諸表等」の「1株当たり情報P75」に記載しております。
 5 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式がないので記載しておりません。
 6 自己資本比率は、期末純資産の部合計を期末資産の部の合計で除して算出しております。
 7 単体自己資本比率は、銀行法第14条の2の規定に基づく平成18年金融庁告示第19号に定められた算式に基づき算出しております。当行は、国内基準を採用しております。
 8 平成19年度の自己資本利益率については、当期純損失が計上されているため、記載しておりません。
 9 平成18年度から平成21年度までの株価収益率については、当行株式が非上場かつ非登録でありましたので、記載しておりません。
 10 当行は、平成22年9月30日を効力発生日として、当行株式10株を1株に併合しております。このため、平成22年度の1株当たり当期純利益金額につきましては、当該併合が当事業年度の開始日に行われたと仮定した場合の1株当たり当期純利益金額を記載しております。



新中期経営計画の概要

新中期経営計画「躍進の2年」

新中期経営計画の名称は、株式公開の達成を機に全行員が今一度初心に立ち返り、上場会社の職員であることへの強い自覚の下で意識改革を行い、気持ち新たに目標に向かって邁進することで「経営ビジョン」を具現化し、地域における存在感の向上、ひいては全国レベルでの知名度の向上を果たし、平成27年に迎える創業100周年に向けて大きく躍進する価値ある2年間にしたいとの強い思いから、「躍進の2年」[Making Great Strides In Two Years]と命名いたしました。

■計画期間 平成23年4月～平成25年3月(2年間)

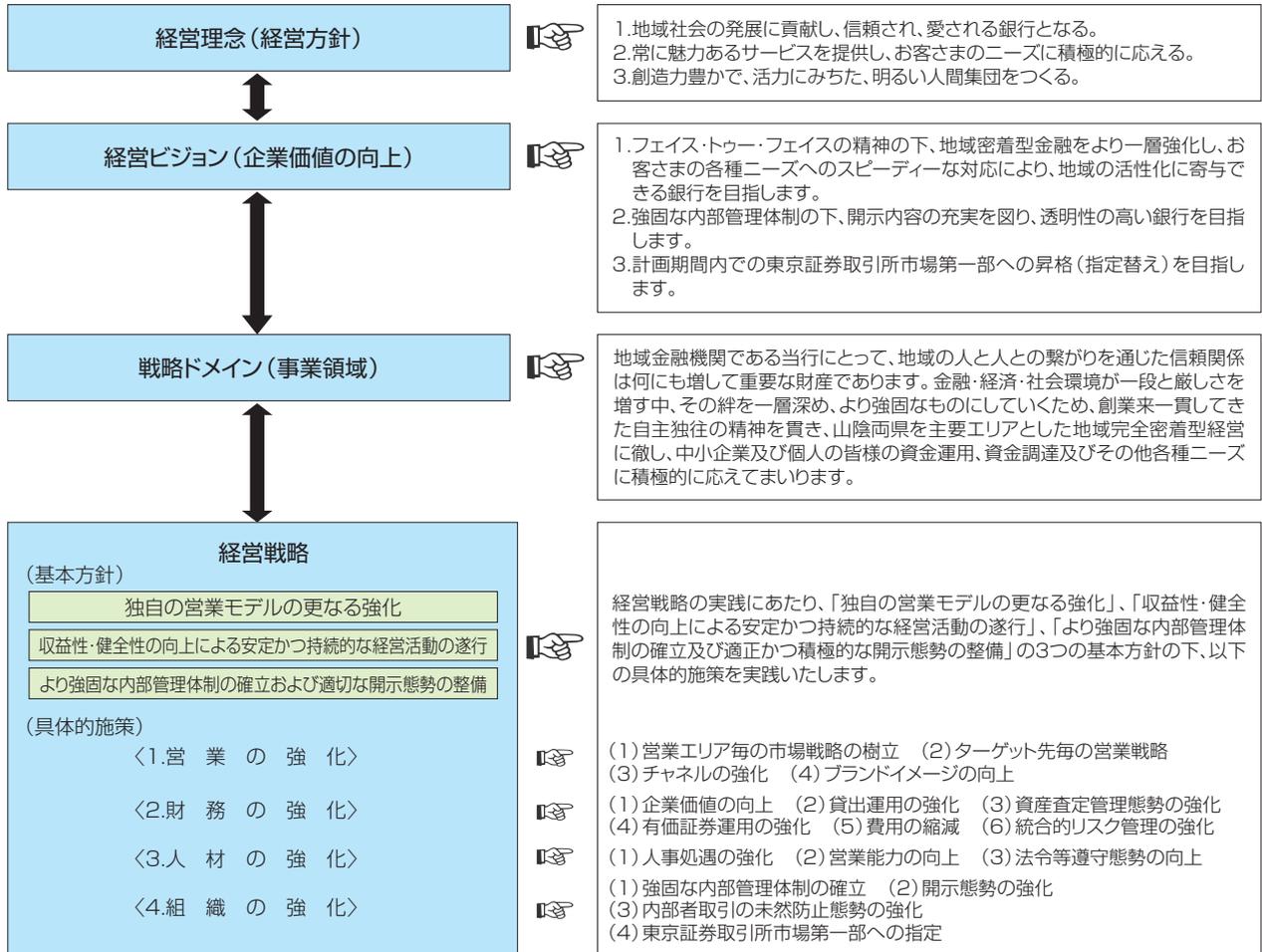
〈体系図〉

新中期経営計画「躍進の2年」の体系図は下記のとおりです。「経営理念」は「企業の存在意義」、「経営ビジョン」は本計画終了時に到達を目指す“こうありたいと思う姿”、「経営戦略」は“「経営ビジョン」を実現するための施策群”といった位置付けとなります。

そして「戦略ドメイン」は「経営理念」・「経営ビジョン」を実現するための事業領域を意味します。

中期経営計画「躍進の2年」[Making Great Strides In Two Years]

[計画期間:平成23年4月～平成25年3月<2年間>]



＜具体的施策＞

新中期経営計画「躍進の2年」においては、その達成に向けた具体的な取組みとして、「経営戦略」に掲げる3つの基本方針に基づき、4つの具体的施策を実践しております。

(1) 営業の強化

① 営業エリア毎の市場戦略の樹立

山陰地域の中でも活力のある都市部を主体に店舗網を有している「強み」を活かし、当地域を主要営業エリアと位置付けるとともに、店舗が所在する地域毎の市場戦略を明確化し、積極的かつ効率的な市場開拓を行ってまいります。

② ターゲット先毎の営業戦略

山陰地区からの預金、山陰地区への貸出金ウェイトが高く、地域密着型金融機関としてのイメージが定着している「強み」を活かし、山陰地区において事業を営む中小企業及び当地区に居住する個人に対する各々のターゲット先毎の販売商品及び販売担当者の明確化、PDCAの実践、メリハリのある営業活動により、着実にシェアアップを図るとともに、山陰地区外の法人への運用及び個人からの調達機会の拡大を図ってまいります。

③ チャンネルの強化

営業の強化のためには、ハード・ソフト両面の充実を図っていく必要があります。

ハード面においては、店舗網・機能の見直し等によりお客さまの利便性向上に資する取組みを積極的に実施してまいります。

ソフト面においては、お客さまのニーズに、より適切にお応えするために営業人員を強化するとともに、本部の営業支援態勢や行内における情報収集・共有態勢をより一層強化してまいります。

④ ブランドイメージの向上

上場企業として幅広く求められる社会的責任を全うし、ブランドイメージの向上に繋げてまいります。

(2) 財務の強化

① 企業価値の向上

当行の自己資本比率は、銀行監督上の観点から言えば、当行に適用される国内基準は十分クリアしており、現状、不安のない水準と認識しておりますが、更なる自己資本強化に向け、安定的な利益計上による内部留保の着実な積上げを図るとともに、資本政策の必要性についても検討・実施してまいります。

② 貸出運用の強化

信用コスト抑制を図るため、お取引先の実態把握や途上管理等を徹底し、不良債権の新規発生（ランクダウン）を防止するとともに、既存不良債権のランクアップに向けた取組みを強化してまいります。

③ 資産査定管理態勢の強化

当行の自己資本を算出する上で、資産自己査定の正確性確保は、大変重要な要素のひとつであり、金融検査マニュアル等に則って自己査定結果及び償却・引当結果の正確性向上に向けた取組みを継続するとともに、信用リスク管理の各施策と連携し同リスク管理の更なる高度化を図ってまいります。

④ 有価証券運用の強化

安定的な利益計上のためには、有価証券運用の強化を図っていくことが不可欠であり、収益の極大化を図るための適正なポートフォリオを構築するとともに、厳格な運用を行ってまいります。

⑤ 費用の縮減

経営に与えるインパクトの大きい上記①～④にかかる施策の実践以外においても、経常費用の縮減に取組んでまいります。

⑥ 統合的リスク管理の強化

統合的リスク管理では、自己資本比率の算定に含まれないリスク・カテゴリーも含め、当行が直面する様々なリスクを特定し、夫々のリスク・カテゴリー毎に評価した上で総体的に捉え、資本の充分性及び効率性の観点から当行の経営体力と比較・対照することによって的確に管理する必要があります。

このために、リスクカテゴリー毎の管理態勢強化に努めるとともに、統合的リスク管理の実効性の向上に主眼を置き、取組みを強化してまいります。

(3) 人材の強化

① 人事処遇の強化

行員一人一人の能力を最大限に発揮できる人事処遇の見直しや環境整備等の取組みを積極的に進めてまいります。

② 営業能力の向上

行員一人一人の能力を高めるため、計画的な人材育成に努めるとともに、金融商品の多様化等に伴い必要とされている専門知識を有した人材の育成についても積極的に進めてまいります。

③ 法令等遵守態勢の向上

金融機関としての社会的責任や公共的使命を全うするためには、行員一人一人がコンプライアンスの意識を常に自覚し、業務中のみならず日常生活においても信用維持、向上に向けて自らを厳しく律していく必要があります。そのため、具体的な行動がより確実なものとなるよう、コンプライアンスプログラム等に基づく取組みを実践し、法令等遵守態勢の向上に繋げてまいります。

(4) 組織の強化

① 強固な内部管理体制の確立

より強固な組織を形成するため、金融評定制度に基づく自己評価等によって認識した問題点や対処すべき課題への対応、法改正等への対応を着実に実施してまいります。

また、権限体系、決裁システムの見直しや本部横断的な取組みにより、様々な取組み事項にスピード感をもって対応してまいります。

② 開示態勢の強化

上場会社として、開示内容の正確性が今まで以上に強く求められるとともに、より前広、且つ迅速に開示を行うことで企業経営の透明性を高めていく必要があることから、開示態勢を一段と強化してまいります。

③ 内部者取引の未然防止態勢の強化

上場企業として、適正な市場価格を形成する上で、内部者取引(インサイダー取引)の未然防止態勢を強化する必要があることから、内部者取引管理規程に基づき、厳格な対応を図ってまいります。

④ 東京証券取引所市場第一部への指定

上場メリットをより高めるため、本計画期間内での東京証券取引所市場第一部への指定を目指してまいります。

〈数値目標〉

「経営ビジョン」を達成するために必要な定量水準(「こうありたい」と思う姿を実現するための努力目標)として、以下のとおり「数値目標」を設定し、目標達成に向けて鋭意取組んでまいります。

カテゴリー	項目	平成25年3月期(最終年度)目標
収益性の向上	経常収益	79億円
	経常利益	9億円
	当期純利益	6億円
健全性の向上	自己資本比率	10%程度
	不良債権比率	4%程度



対処すべき課題

今後につきましては、新中期経営計画「躍進の2年」に基づき、掲げた施策を着実に実践し、より強固な経営基盤を確立してまいります。

また、新中期経営計画「躍進の2年」に基づき策定した「地域密着型金融の推進に向けた取組み(平成23年度～平成24年度)」に沿って、地域金融の更なる円滑化等に向けて、コンサルティング機能を一層強化し、事業再生支援、経営改善支援等に注力してまいります。更に、1年間延長されました中小企業金融円滑化法への対応につきましても、一段と注力してまいります。

この他、株主の皆さま、お客さま、地域の皆さまなどステークホルダーの皆さまからの様々なご期待にお応えできるよう、地域貢献や地域環境の保全など、社会貢献活動についても積極的に推進してまいります。

これらに加えて、金融商品取引法や電子記録債権法などの法規制への対応を含め、お客さまのニーズと保護を第一義とした取組みに努め、地域金融機関としての使命と役割を認識し、役職員一丸となって邁進する所存でございます。

企業の社会的責任 (CSR) への取組み



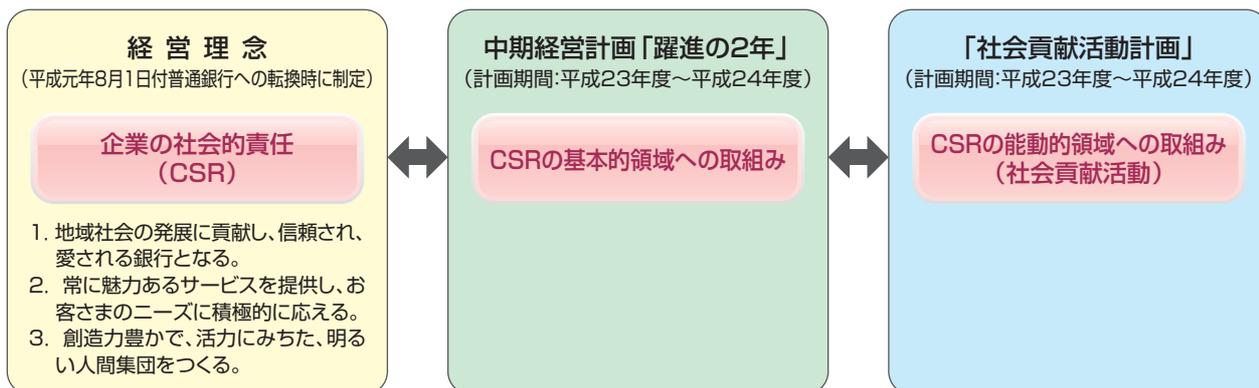
企業の社会的責任 (CSR) に対する当行の考え方

当行は、従来から企業の社会的責任 (以下、「CSR」という。) の重要性を強く認識し、CSRへの取組みを「経営理念」の一つとして掲げた上で、この具体的な取組みを経営計画などで明確化し、実効性を確保しております。

その具体的な取組みにおいては、CSRの基本的領域とも言うべき、経済的責任、遵法責任、倫理的責任を果たすべく、収益性・健全性の向上や内部管理態勢の強化などに向けた取組みを着実に実施するとともに、株主の皆さま、お客さま、地域の皆さま、従業員などのステークホルダーの皆さまからの様々なご期待にお応えできるよう、地域貢献や地域環境の保全など、能動的領域の取組みとも言うべき、社会貢献活動についても従来から積極的に推進しております。

また、取組みにあたっては、ステークホルダーの皆さまとの繋がりが何よりも重要であると考え、法令等で開示が求められている事項はもちろんのこと、「しまぎん経営情報説明会」(山陰地区で年1回開催) やディスクロージャー誌 (年2回発行) ・ミニディスクロージャー誌 (年4回発行) を通じて、社会貢献活動に関する情報を積極的に開示しております。

本年度においては、新中期経営計画「躍進の2年」に加え、当行役職員の社会貢献活動に対する意識の更なる醸成に向けて策定した「社会貢献活動計画 (計画期間:平成23年4月～平成25年3月〈2年間〉)」に基づき様々な取組みを実施することにより、企業価値の向上を図り、経営理念の具現化並びにCSRの全うを目指してまいります。



内部管理態勢



経営管理（コーポレート・ガバナンス）の状況

■コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

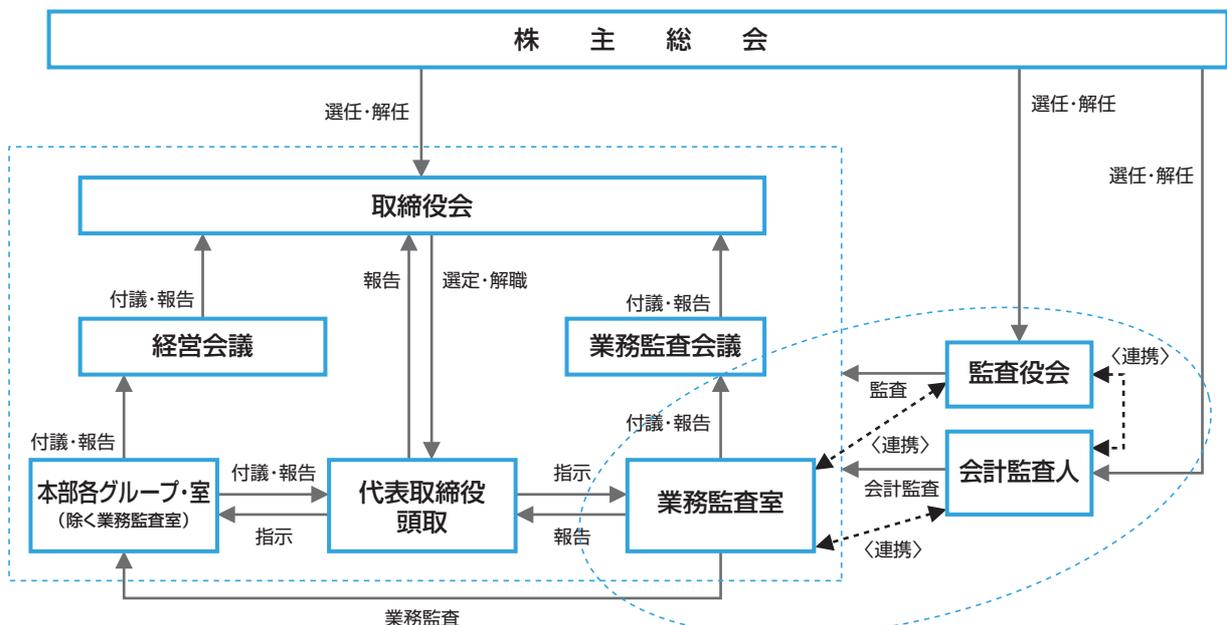
経営理念を実践するためには、経営上の最重要課題の一つであるコーポレート・ガバナンスの強化・充実を図ることが必要と考えており、その着実な実践により、株主の皆さまやお客さまをはじめ、従業員等全てのステークホルダーの皆さまとの信頼関係を確立するとともに透明で効率性の高い企業経営を行うことを基本方針としております。

■企業統治の体制の概要等

1. 会社の機関の内容

- ① 当行の取締役会は、平成23年3月31日現在6名の取締役（社内取締役のみ）で構成され当行の業務執行を決定し、取締役の職務の執行を監督しております。また、監査役は、取締役会に出席し、必要に応じて意見を述べております。取締役会は原則として毎月1回とし、その他必要に応じて開催しております。
- ② 当行は、会社法関連法令に基づく監査役会設置会社制を採用しております。監査役会は、平成23年3月31日現在4名の監査役（うち、3名は社外監査役）から構成され、ガバナンスのあり方とその運営状況を監視し、取締役の職務の執行を含む日常的活動の監査を行っております。各監査役は、監査役会で策定された監査方針及び監査計画に基づき、取締役会をはじめとする重要な会議へ出席しており、取締役・従業員・会計監査人から職務執行状況について報告を受けております。また、常勤監査役は、営業店への往査など実効性あるモニタリングによる業務及び財産の状況等の調査を通じて、取締役の業務執行を監査しております。
当行は、社外取締役を選任しておりませんが、社外取締役に求められる取締役の業務執行に対する監査機能は、社外監査役により客観的・中立的な監査が行われることで十分発揮されていると認識しているため、現行の体制を採用しております。
- ③ 取締役会の下に、取締役から委任を受け、取締役会の定めた経営方針に基づく主要事項の取組みについて協議・意思決定を行う機関として経営会議を設置し、迅速な組織運営に努めております。経営会議は役付取締役で構成しており、原則として毎週1回及びその他必要に応じて随時開催しております。同会議においても常勤監査役が出席しております。

コーポレート・ガバナンス体制模式図



2.内部統制システムの整備状況

当行は、会社法における法令等遵守態勢及び業務の適切性を確保するための具体である内部統制システムの構築に係る基本方針を取締役会において決議しております。そして、その基本方針に基づき、金融機関経営の原則である「信用」の維持・向上と、社会的責任を果たすため、コンプライアンス（法令等遵守）及びリスク管理を適切に行い、もって、経営の健全性及び適切性の確保に努めております。

3.コンプライアンス体制の状況

コンプライアンスにつきましては、確固とした企業倫理を確立すべく取組んでおります。具体的な取組みといたしましては、コンプライアンス態勢の基礎として「コンプライアンス規程」を制定し、実践に関わる具体的な手引書として「コンプライアンスマニュアル」を定め、すべての部署に備え置き、一部の内容を除き、全役職員に配付し、啓蒙に努めております。

コンプライアンスにおける内部管理については、コンプライアンスの実効性を高めるために、コンプライアンス態勢全体の統合的な運営計画として「統合プログラム」を、営業店及び本部のコンプライアンスの具体的な運営計画として「個別プログラム」を年一回策定し、取締役会に諮っております。また、運営・管理状況については、全体的な運営状況を一元的に管理する統括部署を設置し、四半期毎に経営会議、半期毎に取締役会へ運営・管理状況を報告し、内部統制に努めております。また、金融商品取引法に対応するため、「顧客保護等管理規程」を制定するなど、顧客保護等管理態勢に関わる規程等の整備を実施し、お客さまに対するお取引又は商品の説明及び情報提供、お客さまからのお問合せ、ご相談、ご要望及び苦情への対応と指定紛争解決機関のご紹介、お客さまの情報漏えい防止、利益相反取引の管理等、お客さまの保護及び利便性の向上、並びに業務の健全性と適切性の確保を目的とした態勢の整備を図っております。この他、反社会的勢力による被害を未然に防止するため、「反社会的勢力対応規程」を制定し、反社会的勢力への対応に係る基本方針を定め、情報収集や、各種取引契約書類・約款等への暴力団排除条項の導入などによる取引の未然防止に取り組んでおります。

4.リスク管理体制の状況

リスク管理につきましては、当行の直面するリスクに関して、自己資本比率の算定に含まれないリスク（与信集中リスク、銀行勘定の金利リスク等）も含めて、それぞれのリスク・カテゴリー毎（信用リスク、市場リスク、オペレーショナル・リスク等）に評価したリスクを総体的に捉え、当行の経営体力（自己資本）と比較・検証することによって、自己管理型のリスク管理を行うことを基本としております。

リスク管理の取組みにつきましては、リスクの適切な把握と管理のために、リスク管理態勢の基礎として「統合的リスク管理規程」を制定し、リスク管理室を「統合的リスク管理統括管理部署」とし、リスク・カテゴリー毎に「所管部署」及び「リスク管理責任者」を置いております。

また、リスク管理の実施につきましては、各リスクに応じた管理方針及びリスクの計測、モニタリング手法及び銀行勘定全体の資産・負債のリスクを定量的に管理・分析を行うALM管理体制を定めた「統合的リスク管理細則」を策定しリスク管理を行っております。

更に、各所管部署が管理しているリスクを統合的に管理するための「統合的リスク管理施策」を策定し取締役会に諮り、四半期毎に経営会議並びに取締役会に、運営・管理状況を報告し、内部統制に努めているほか、リスク・カテゴリー毎に「リスクチェックポイント表」を策定し、リスクの洗出し、リスクの所在の特定及び評価を行い内部管理態勢上の課題の改善に向けた対応を図っております。

有価証券報告書等に記載する内容については、決算に関連する業務プロセスに関する体制及び有価証券報告書等の作成に関する各プロセスチェックリストを定めるなどの整備を図り、金融商品取引法に基づく「確認書制度」に対応するなど、開示情報の適切性確保に努めております。

また、「内部統制報告制度」への対応につきましては、「財務報告に係る内部統制実施規程」を制定し、当行グループ全ての役員により、財務報告並びに財務報告に重要な影響を及ぼす可能性のある情報の信頼性確保に努めております。

■内部監査及び監査役監査の状況

1.内部監査の状況

内部管理態勢等の適切性及び有効性の検証については、他の内部管理組織から独立した業務監査室が担当しております。業務監査室が行う内部監査は、すべての業務と組織を対象としており、業務監査計画を策定し取締役会の承認を受け、これに基づき計画的に実施しております。監査結果は業務監査会議並びに取締役会に報告しております。

なお、平成23年3月31日現在、業務監査室の人員は7名であります。業務監査室には、本部部長や営業店長などを歴任した、業務経験が豊富な人員を配置しております。

2.監査役監査の状況

監査役は、監査役会で策定された監査方針及び監査計画に基づき、取締役会をはじめとする重要な会議への出席や、取締役・従業員・会計監査人から職務執行状況について報告を受けるほか、常勤監査役は経営会議や重要な会議への出席や営業店への往査など実効性のあるモニタリングなどによる業務及び財産の状況等の調査を通じて、取締役の業務執行を監査しております。

なお、平成23年3月31日現在、監査役の人員は4名であり、そのうち3名は社外監査役であります。常勤監査役は長年の業務経験や財務・会計に関する専門的知見を有しており、社外監査役3名は専門職として豊富な知識・経験を有しております。

3.内部監査、監査役監査及び会計監査の相互連携並びにこれらの監査と内部統制部門との関係

①内部監査と会計監査との連携状況

会計監査人による会計監査における指摘・指導事項の対応について、会計監査の統括部署である人事財務グループと業務監査室が協議の上決定するなど、内部監査と会計監査との連携を図っております。なお、その結果については、監査役にも報告しております。

②会計監査と監査役との連携状況

監査役は、会計監査人による会計監査への立会いを実施することで状況把握に努め、監査役会への報告により情報の共有化を図っております。また、会計監査人との間で報告会や意見交換会等を開催しており、状況認識の統一を図っております。

③監査役と内部監査との連携状況

常勤監査役は、業務監査室が主催する「業務監査会議」に毎回出席しており、付議・報告事項の内容を把握した上でその内容を監査役会に報告し、情報の共有化を図っております。また、常勤監査役は、業務監査室が実施している営業店拠点監査への立会いも適宜実施しており、監査結果等についても監査役会に報告しております。

④内部監査と内部統制部門との関係

業務監査室は、内部統制部門である業務管理グループ(コンプライアンス所管部署)、リスク管理室(リスク管理所管部署)、人事財務グループ(経理所管部署)に対し、立ち入りにより行う業務監査、所定のテーマを設けて行う業務監査等を実施しております。

⑤監査役と内部統制部門の関係

社外監査役を含む監査役は、取締役会に出席し、内部統制部門からの定例報告を受けているほか、監査役会において内部統制部門へのヒアリングを実施しております。

⑥会計監査と内部統制部門の関係

会計監査人は、経理所管部署である人事財務グループとは会計監査によって直接的に関係しているほか、内部統制部門へのヒアリング、取締役会議事録の閲覧等によって直接・間接的に関係しております。



■ 社外取締役及び社外監査役

当行は、現在、社外取締役を選任しておりませんが、社外監査役は3名選任しており、いずれも当行及び当行グループの出身者ではありません。また、当行の取締役及び常勤監査役との間に人的関係は有しておらず、当行との間に特に利害関係はないことから、一般株主との間に利益相反が生じる恐れはないものと判断し、東京証券取引所の定める独立役員にも指定しております。

なお、周藤滋氏との取引については、「関連当事者との取引」に記載のとおりであります。また、社外監査役3名の株式所有については、平成23年3月31日現在において、周藤滋氏1,061株、石原明男氏45株、岡崎勝彦氏1,045株であります。

社外監査役の役割・機能としては、客観的立場や、弁護士、税理士、大学院教授としての豊富な知識・経験に基づく、それぞれの職業倫理の観点による取締役の業務執行に対する監督機能や外部的視点からの助言を期待して選任し、それぞれがその役割を的確に担っております。

社外監査役による監査と内部監査、監査役監査及び会計監査との相互連携並びに内部統制部門との関係については、以下のとおりであります。

1. 社外監査役による監査と内部監査との連携

業務監査室が主催する「業務監査会議」に常勤監査役が毎回出席しており、付議・報告事項の内容を把握した上でその内容を監査役会に報告することによって、情報の共有化が図られております。また、業務監査室が実施している営業店拠点監査への立会いも常勤監査役が適時実施しており、監査結果等についても監査役会に報告されております。

2. 社外監査役による監査と監査役監査との連携

社外監査役は、監査態勢の独立性及び中立性を一層高めるために、法令上その選任が義務付けられていることを自覚し、積極的に監査に必要な情報の入手を心掛け、得られた情報を他の監査役と共有することに努めるとともに、他の監査役と協力して監査の環境の整備に努めております。また、中立の立場から客観的に監査意見を表明することが特に期待されていることを認識し、代表取締役及び取締役会に対して忌憚のない質問をし、又は意見を述べております。

3. 社外監査役による監査と会計監査との連携

常勤監査役が、会計監査人による会計監査への立会いを実施することで状況把握に努め、監査役会への報告により情報の共有化が図られております。また、会計監査人との間で報告会や意見交換会等を開催しており、現状認識の統一を図っております。

4. 社外監査役による監査と内部統制部門との関係

社外監査役を含む監査役は、取締役会に出席し、内部統制部門からの定例報告を受けているほか、監査役会において内部統制部門へのヒアリングを実施しております。



法令等遵守(コンプライアンス)態勢

■法令等遵守の基本方針

●当行は、経営理念によって目指す金融機関としての社会的責任を遂行し、公共的使命を全うするため、コンプライアンス態勢による企業倫理の確立と実践に取り組んでいます。

●経営トップの強いリーダーシップのもと、役員は常にコンプライアンスを意識し、業務上はもちろんのこと、日常生活においても信用維持向上に向け自らを厳しく律することとし、相互牽制による強固な組織を目指しています。

社是 一、仕事は困難を伴うもの。決して逃げてはいけない。正面から正攻法でぶつかれ。
一、過ちを改むるに憚るなかれ。過ちて改めないこと、これすなわち過ちと謂う。(孔子「論語」より)

■法令等遵守の実施態勢

●コンプライアンスへの取り組みの統合管理及び重要事項の決定は取締役会で行い、代表取締役頭取が最高責任者となってコンプライアンス態勢の整備及び維持を図っています。また、コンプライアンスに関する全体的な運営状況を一元的に管理するために、統括部署(業務管理グループ)を設置しています。

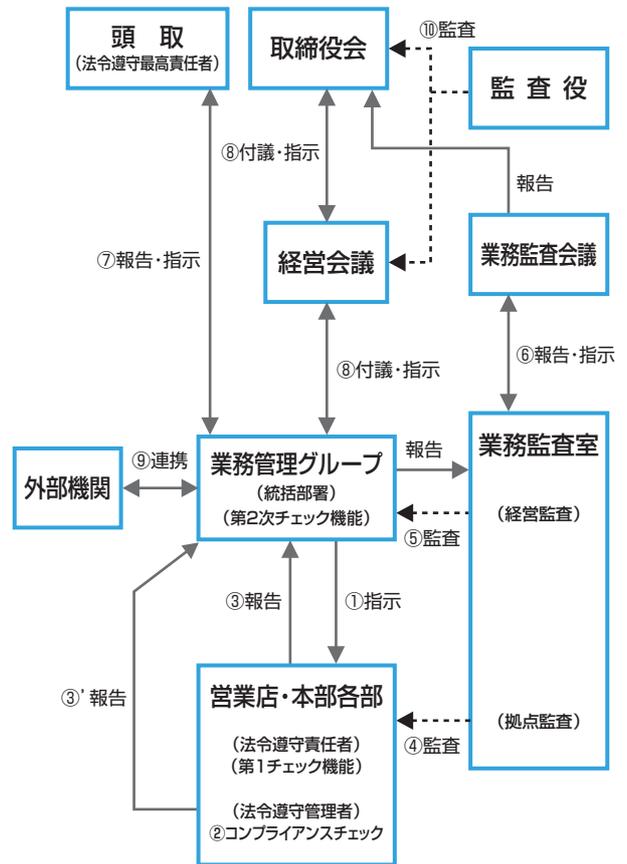
●取り組みの基本方針及び体制として「コンプライアンス規程」を制定し、これとともに、遵守すべき法令等基準とその解説、違法行為や問題事案に遭遇した場合の対処方法などを具体的に示した「コンプライアンス・マニュアル」を策定し、全ての役職員がこれに則り行動することとしています。

●コンプライアンスの実践にあたっては、統合的な運営計画として「コンプライアンス統合プログラム」を年度毎に策定し、遵守すべき法令等の特定、チェック・監督体制、教育・研修の内容、実効性のフォロー体制、事故処理対策、各部門が所管する各種規定等の整備等など、取り組むべき具体的な行動項目とスケジュールを定め、その進捗を管理しています。またこの運営状況は定期的にと取締役会や経営会議へ報告しています。

●内部の相互牽制機能を強化するものとして、内部通報処理規程を制定し、組織的又は個人的な法令違反行為等に関する相談及び通報の受付窓口を統括部署及び外部機関(弁護士)に設置、運営しています。

●市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対しては、対応に係る基本方針を策定し、①組織としての対応、②外部専門機関との連携、③取引を含めた一切の関係遮断、④有事における民事と刑事の法的対応、⑤裏取引や資金提供の禁止、また、情報収集や各種取引契約書類・約款等への暴力団排除条項の導入(反社会的勢力でないことの表明・確約に関する同意書徴求)などにより、関係の遮断と取引の未然防止に取り組んでいます。

コンプライアンス態勢図



〈注〉
→ は、指示・報告ルートを示す。
- - - -> は、チェックを示す。

- ①コンプライアンスプログラムの運営指示・進捗管理
- ②日常業務を通じたコンプライアンス・チェック
- ③定例報告、異例な案件や顧客からの苦情・トラブル等の報告(③'直接報告)
- ④業務監査室による拠点監査
- ⑤業務監査室による経営監査
- ⑥監査・検査結果の報告
- ⑦適時適切な実態報告、指示
- ⑧コンプライアンス管理運営に関する付議・指示
- ⑨外部機関との連携強化
- ⑩監査役による監査



リスク管理態勢

■リスク管理の基本方針

リスク管理につきましては、当行の直面するリスクに関して、自己資本比率の算定に含まれないリスク(与信集中リスク、銀行勘定の金利リスク等)も含めて、それぞれのリスク・カテゴリー毎(信用リスク、市場リスク、オペレーショナル・リスク等)に評価したリスクを総体的に捉え、当行の経営体力(自己資本)と比較・検証することによって、自己管理型のリスク管理を行うことを基本としております。

■リスク管理の実施態勢

各リスク管理の実践組織として「統括管理部署」及び「所管部署」を置き取組みを行っております。また、内部監査部門により、リスク管理に関する内部管理態勢の検証を行う態勢としております。

○統括管理部署

統括管理部署は、当行の組織と業務を対象とする、全ての範囲において発生するリスクの把握、リスク管理態勢の整備、リスク全般に関する報告及び統合的リスク管理方針の企画・立案等を行います。

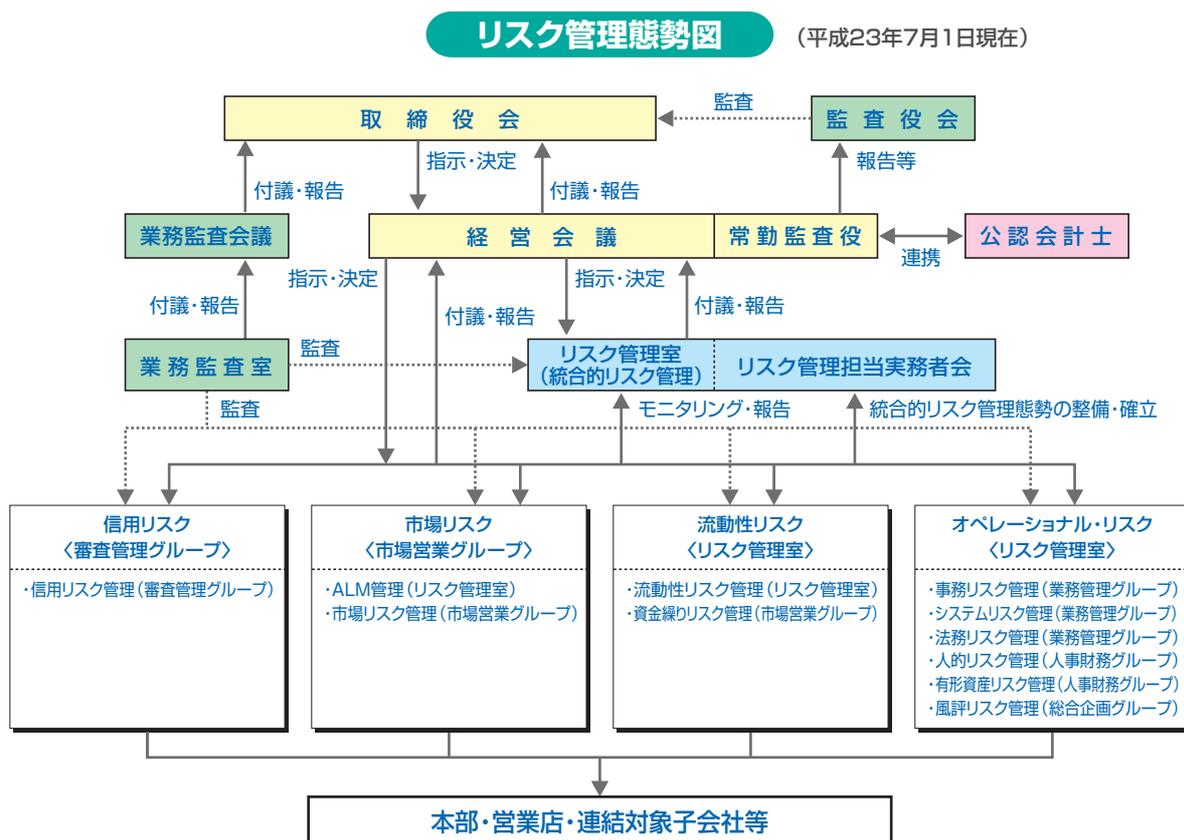
また、経営の健全性を維持・向上させるため、リスク管理態勢や収益増強の基本方針を協議するなど、資産・負債を総合的に管理し、運用戦略等の策定・実行に関わる組織としてALM管理を行っております。

○所管部署

各所管部署は、「統合的リスク管理規程」を根本規程とし、各リスクの管理手法等を定めた「統合的リスク管理細則」に基づきリスク管理を行うとともに、他の部署、各営業店及び連結対象子会社等に内在する所管リスクについても適切な管理を行います。

○内部監査部門

内部監査部門は、リスク管理の適切性・有効性について業務監査を実施し、内部管理態勢の堅確化の維持・向上を図っております。



■信用リスク

①不良債権について

貸出先の経営状況の変動、地域経済の動向、不動産価格の変動等により、不良債権及び与信関連費用が増加し、資産の価値が減少する可能性があります。当行では、不良債権への対応を経営の主要課題と位置づけ、信用リスク管理の徹底を進めておりますが、今後の景気動向等によっては、想定を超える新たな不良債権が発生する可能性があります。

②貸倒引当金について

当行では、自己査定及び償却引当に関する基準に基づき、貸倒引当金を計上しております。しかしながら、実際の貸倒れが貸倒引当金計上時点における見積と乖離し、貸倒引当金が不十分となる可能性があるとともに、経済情勢の悪化、担保価格の下落、又は、その他の予期せぬ理由により、貸倒引当金の積増しが必要となる可能性があります。

③営業地域、業種別貸出金の状況

当行では、島根県及び鳥取県(以下、「山陰両県」という。)を主たる営業地域としていることから、当該地域の経済動向の影響を受けることとなります。特に当該地域は建設業を営む中小企業や不動産賃貸業を営む個人の方の資金需要が高く、同業種に対する貸出の割合も高くなっております。

当行では、貸出先の業種分散・小口分散に努めるとともに、困難な経営状況にある中小企業等に対し事業再生に向けた取組みを強化しておりますが、地域経済動向の悪化等の変動により、業容の拡大が見込めない場合や、与信関連費用が増加した場合などには、経営成績や財務状況に影響を与える可能性があります。

■市場リスク

①金利リスクについて

資金運用手段である貸出金の貸出金利、債券投資等の利回り、資金調達手段である預金の金利は、市場金利の動向の影響を受けております。当行では、資金運用勘定、資金調達勘定のポジション等を管理し、安定的な収益確保を目的とした対策を講じておりますが、これらの資金運用と資金調達との金額及び期間等のミスマッチが生じている状況において、予期せぬ市場金利の変動が生じた場合には、当行の経営成績や財務状況に影響を与える可能性があります。

②有価証券の価格変動リスク

当行は、市場性のある株式、債券等の有価証券を保有しております。有価証券運用にあたっては、半期毎に取締役会で方針を決定し、運用限度額やロスカットルールを定め、厳格なリスク管理を行っておりますが、これらの保有有価証券については、金利上昇等の市場の変動、発行体の信用状況等の変化によって価格が下落し、減損、又は、評価損が生じ、当行の経営成績や財務状況に影響を及ぼす可能性があります。

■流動性リスク

当行は、安定した資金繰りを行うために、担当部署において運用予定額、調達可能額の把握を行っております。また、

流動性危機時における対応策を策定し、危機管理体制を確立しております。しかしながら、予期せぬ資金の流出等により、通常よりも著しく高い金利での資金調達となることや、商品によっては、市場規模や厚み・流動性が不十分なことなどにより、通常よりも著しく不利な価格での調達を余儀なくされることにより、損失を被る可能性があります。

■オペレーショナル・リスク

①事務リスクについて

当行は、預貸金業務を中心に、預かり資産となる投資信託等の販売など様々な業務を扱っております。これらの業務を取扱う上では、リスク管理を重視した事務の取扱いに関する規程・要領等を定め、事務の堅確化に努めておりますが、故意、又は、過失等による事務事故が発生し、損失を被る可能性があります。

②システムリスクについて

当行では、業務を正確かつ迅速に処理するためのコンピュータシステムを使用しているほか、お客さまに様々なサービスを提供するためのシステムも導入しております。これらのシステムの安全稼働に対し万全を期すとともに、外部からの不正アクセスや情報漏洩の防止等のセキュリティ対策を講じておりますが、地震等の天災、ハードウェア・ソフトウェアの障害やコンピュータ犯罪等により、システムのダウン、又は、誤作動等が発生した場合には、業務の制限が加わる可能性や当行の経営成績や財務状況に影響を及ぼす可能性があります。

③法務リスクについて

当行では、法改正等を含め、準拠法令等に対応した内部規程の整備を図るために、諸規程の制定・改定等を適切に行っておりますが、法令・規程等の違反、不適切な契約の締結やその他法的原因により、経営成績や財務状況に影響を与える可能性があります。

④人的リスクについて

当行では、人事考課規程に基づく、公正かつ納得性・透明性の高い人事考課に努めるとともに、良好な職場環境の維持確保のために、管理監督者に対して、会議や研修等を通じて教育を行うなど、リスクを未然に防止する対応に努めております。しかしながら、人事運営上の不公平・不公正、差別的行為等により、労働生産性の低下、損害賠償等が発生する可能性があります。

⑤有形資産リスクについて

当行の主要な営業基盤である山陰両県において、地震や台風等の自然災害、その他の事象により、店舗等の有形資産の毀損・損害等が発生した場合には、当行の経営成績や財務状況に影響を及ぼす可能性があります。

⑥風評リスクについて

当行では、風評リスク対応規程を制定し、万一風評リスクが発生した場合には、機動的な対応ができるように体制を整備しておりますが、金融業界及び当行に対する、事実無根かつ否定的な噂が、報道機関並びにインターネット等を通じて世間に流れることで、顧客やマーケット等において評判が悪化した場合には、経営成績や財務状況に影響を与える可能性があります。

■ 地域金融機関との競争に伴う業績変動リスク

当行では、他の金融機関との競争で優位性を得られるように、お客さまのニーズに対して、迅速かつ的確な対応に努めております。しかしながら、営業基盤である山陰両県においても、多数の金融機関が存在しており、他の金融機関との競争激化等により、他の金融機関に対し優位性を得られない場合、当行の経営成績や財務状況に影響を与える可能性があります。

■ 自己資本比率に関するリスク

当行は、海外営業拠点を有しておりませんので、「銀行法第14条2の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準（平成18年3月27日 金融庁告示第19号）」の国内基準が適用され、同告示に基づき算出される連結自己資本比率及び単体自己資本比率を、4%以上に維持する必要があります。

当行では、国内基準の4%を大幅に上回っておりますが、経営環境の悪化等による業績悪化や、自己資本比率の算出基準・方法の変更等により、この要求される基準を下回った場合には、金融庁長官から、業務の全部、又は、一部の停止等を含む様々な行政処分を受ける可能性があります。

また、自己資本比率の算出において、劣後債務を一定の限度で補完的項目として自己資本の額に算入することができますが、自己資本への算入期限が到来した既存の劣後債務の借り換えが困難となった場合、自己資本の額が減少し、自己資本比率が低下する可能性があります。

■ 退職給付債務に関するリスク

年金資産の時価が下落した場合や、年金資産の運用利回りが低下した場合、又は、予定給付債務を計算する前提となる保険数理上の前提・仮定に変更があった場合には、損失が発生する可能性があります。また、年金制度の変更により、未認識の過去勤務費用が発生する可能性や、金利環境の変動、その他の要因により、年金の未積立債務及び年間積立額にマイナスの影響を与える可能性があります。

■ 繰延税金資産に関するリスク

繰延税金資産の計算は、将来に関する様々な予測・仮定に基づいており、実際の結果が、この予測や仮定とは異なる可能性があります。将来の課税所得の予測に基づいて、繰延税金資産の一部、又は、全部の回収ができないと判断した場合、繰延税金資産は減額され、その結果、経営成績や財務状況に影響を与える可能性があります。

■ 固定資産の減損に関するリスク

当行は、固定資産の減損に係る会計基準を適用しております。当行のキャッシュ・フロー生成能力が低下した場合、将来キャッシュ・フローの見積り額が変動した場合、経済情勢や不動産価格の変動等によって保有する固定資産の価格が大幅に下落した場合などには、固定資産の減損により、当行の経営成績及び財務状況に影響を与える可能性があります。

■ 情報漏洩リスク

当行では、情報管理に関する規程を整備し、情報漏洩が発生しないように、体制の確立並びに情報の管理方法等のルール化を図り、最大限の管理徹底に努めておりますが、万一多くのお客さまの個人情報や内部機密情報が、悪意のある第三者によるコンピュータへの侵入や役職員及び委託先による人為的なミス・事故等により外部へ漏洩した場合、企業信用が失墜し、経営成績や財務状況に影響を与える可能性があります。

■ 経営計画が未達となるリスク

当行では、平成23年度より、新中期経営計画「躍進の2年」を策定し、取り組んでおります。本経営計画では、目標とする経営ビジョンを掲げ、基本方針に基づいて諸施策を展開いたします。

しかしながら、計画期間中の競争の激化、経営環境の変化、経済環境の低迷、お客さまの経営状態の悪化等、内的・外的要因により計画が未達成となった場合、経営成績や財政状況に影響を与える可能性があります。

■ 主要な事業の前提事項に関するリスク

当行は、銀行法第4条第1項の規定に基づき、銀行の免許を受け、銀行業を営んでおります。銀行業については、有効期間その他の期限は法令等で定められておりませんが、銀行法第26条及び同第27条にて、業務の停止等及び免許の取消し等となる要件が定められており、これに該当した場合、業務の停止等及び免許の取消し等が命じられることがあります。

なお、現時点において、当行はこれらの要件に該当する事実はないと認識しております。しかしながら、将来、何らかの事由により業務の停止等や免許の取消し等が命じられた場合には、当行の主要な事業活動に支障をきたすとともに、経営成績や財務状況に重大な影響を与える可能性があります。

■ その他各種規制及び制度等の変更に伴うリスク

当行では、法令、規則、政策及び会計基準等に従って業務を遂行しておりますが、将来にわたる規制及び制度等の変更が、経営成績や財務状況に影響を与える可能性があります。



顧客保護等管理態勢

■顧客保護等管理の方針

当行は、お客さまの保護及び利便性の向上のため、業務の健全性と適切性を確保することを目的として以下のとおり顧客保護等管理態勢を整備し、各種の施策に取り組んでいます。

■説明管理態勢

説明管理態勢とは、お客さまへの取引や商品に係る説明及び情報提供が、適切かつ十分に行なわれることを確保するための内部管理態勢をいいます。

- ・金融商品の勧誘にあたっては勧誘方針（後段掲載）を策定して、これに則り取り組みます。
- ・貸出業務にあたっては融資基本方針（クレジットポリシー）（後段掲載）を策定して、これに則り取り組みます。

■サポート等管理態勢

サポート等管理態勢とは、お客さまからのお問い合わせ、ご相談、ご要望や苦情に対して、適切な対応が行われることを確保するための内部管理態勢をいいます。

■情報管理態勢

情報管理態勢とは、当行が保有するお客さまの情報を外部へ漏えい等することなく、利用目的に従って、適正な取扱いをすることを確保するための内部管理態勢をいいます。

- ・個人情報の取扱いにあたっては個人情報保護方針（プライバシーポリシー）（後段掲載）を策定し、これに則り取り組みます。

■業務委託管理態勢

業務委託管理態勢とは、当行が業務の一部を外部に委託する場合、お客さまの情報が保護され、利便性も損なわれることなく、適切に業務が遂行されることを確保するための内部管理態勢をいいます。

■利益相反管理態勢

利益相反管理態勢とは、当行及び当行グループ会社とのお取引によりお客さまの利益が不当に害されることのないよう必要な措置をとることを確保する内部管理態勢をいいます。

- ・利益相反管理にあたっては利益相反管理の概要（後段掲載）を公表して、これに則り取り組みます。

勧誘方針

島根銀行は、金融商品販売法第9条（勧誘方針の策定）に則り金融商品の勧誘にあたって、次のとおり遵守し、お客さまの利益を守ることに努めます。

1. お客さまの金融商品に関する知識、経験、財産の状況及び購入目的を踏まえて適当と考えられる商品をお勧めいたします。そのため、お客さまの当該金融商品に関するご経験や財産の状況などをお伺いすることがあります。また、お客さまが希望される商品があった場合でもお断りすることがありますので、ご理解をいただきますようお願い申し上げます。
2. 商品の選択・購入は、お客さまご自身の判断によりお決めいただいております。そのため、商品をお勧めするにあたっては、お客さまの知識・経験等に照らし、適正な情報の提供、商品内容やリスク内容などのご説明に、書面の交付その他の適切な方法により、十分にご理解をいただくように努めます。
3. 販売する金融商品について次にあげる事項については、必ずその旨をお客さまにご説明いたします。ご購入の際は、これら重要事項をご確認いただきますようお願い申し上げます。
 - ・元本欠損が生じるおそれ
 - ・元本欠損が生じる要因としての指標
4. 常にお客さまの信頼の確保を第一義とし、法令・諸規則を遵守することはもちろん、断定的判断のご提供、事実と異なる情報の提供など、誤解を招くような勧誘は行ないません。
5. 電話や訪問による勧誘は、深夜や早朝などお客さまが迷惑となる時間帯には行ないません。勧誘に際してご迷惑な場合は、その旨を担当者までお申しつけ下さい。
6. 商品広告及びホームページ上の表示については、必ず当行の法務部門での内容の確認を行い、適切な表示を行っていくよう努めております。
7. お客さまに対する適切な勧誘を行うよう、内部管理体制の強化、研修体制の充実に努めております。また、お客さまの信頼と期待を裏切らないよう、常に商品知識の習得に努めております。
8. 本・支店にご相談窓口を設置いたしております。お取引や勧誘に関しまして、苦情、ご要望、ご不明の点がございましたら、お取引店のご相談窓口担当まで、ご遠慮なくお申しつけ下さい。



個人情報保護方針(プライバシーポリシー)

当行は、当行のお客さま個人を識別し得る情報(以下「個人情報」という)並びに当行の業務上の取引に関連して取得する個人情報についての重要性を認識し、その保護の徹底を図るため、以下の事項を公表し適正かつ厳格に取り扱うことを宣言いたします。

1. 個人情報保護に関する法令等の遵守について

当行は、個人情報の取扱いに関し、「個人情報の保護に関する法律」、「個人情報の保護に関する法律施行令」、「個人情報の保護に関する基本方針(平成16年4月閣議決定)」、「金融分野における個人情報の保護に関するガイドライン(平成16年12月金融庁告示)」、「金融分野における個人情報の保護に関するガイドラインの安全管理措置等についての実務指針(平成17年1月金融庁告示)」及び全国銀行個人情報保護協議会制定の自主ルール等を遵守いたします。

2. 個人情報の取得及び利用について

- (1)当行は、偽りその他不正な手段により個人情報を取得することはいたしません。また、機微(センシティブ)情報(政治的見解、信教、労働組合への加盟、人種及び民族、門地及び本籍地、保健医療及び性生活、並びに犯罪歴に関する情報)については、金融分野の事業の適切な業務運営を確保する必要性から、ご本人の同意に基づき業務遂行上必要な範囲で同情報を取得、利用又は第三者への提供を行う場合、法令等に基づく場合等を除き、その取得、利用又は第三者への提供はいたしません。
- (2)当行は、個人情報の取得、利用にあたっては、その利用目的を特定し当行のホームページ等で公表することといたします。また、ご本人の同意を得ている場合、法令に基づく場合等を除き、利用目的の達成に必要な範囲を超えて個人情報を取り扱うことはいたしません。
- (3)当行は、利用目的を変更した場合は、変更した利用目的について、当行のホームページ等で公表することといたします。なお、与信事業に際して個人情報を取得する場合には、その利用目的についてご本人の同意を得ることといたします。
- (4)当行は、当行とご本人との間で契約を締結することに伴って、直接書面に記載されたご本人の個人情報を取得する場合には、上記(2)の公表にかかわらず、その利用目的をご本人に明示することといたします。

3. 個人情報の第三者への提供について

- (1)当行は、ご本人の同意を得ている場合、法令に基づく場合等を除き、取得した個人データ(注)を第三者に提供することはいたしません。
(注)個人データとは、個人情報のうち、個人情報データベース等(個人情報を含む情報の集合物で、特定の個人情報を電子計算機で検索できるような体系的に構成したもの等)を構成するものです。
- (2)当行では、利用目的の達成に必要な範囲内で個人データの取扱いを外部に委託することがありますが、その委託にあたっては、委託する個人データの適正な取扱いが確保されるための契約を締結し、定期的に取扱状況を点検いたします。また、当行では、当行の子会社等との間で個人データを共同利用することがありますが、その共同利用にあたっては、上記1の法令等に基づき、共同利用者の範囲等の必要事項を定め、当行のホームページへの掲載等により、ご本人が容易に知り得る状態に置くことといたします。

4. 個人データの正確性の確保と安全管理措置について

- (1)当行は、取得した個人データを適切に管理するため、上記1の法令等に基づき、個人データを取り扱う部店ごとに管理者を設置する等、組織的・人的・技術的な安全管理措置を講じること

いたします。このうち、個人データの漏洩等に対しては、不正アクセス対策、コンピュータウイルス対策等の適切なセキュリティ対策を講じることにより、その発生を防止することといたします。

- (2)当行は、取得した個人データを正確かつ最新の内容にするよう常に適切な措置を講じるよう努めます。

5. 保有個人データの開示、訂正等のご請求等について

- (1)当行は、上記1の法令等に基づき、ご本人からの保有個人データ(注)の開示、利用目的の通知、訂正等、利用停止等及び第三者提供の停止(以下、「開示、訂正等」といいます)のご請求を受け付けいたします。当該ご請求をご希望の場合は、当行本支店にお申出いただければ、ご本人であることを確認させていただいたうえで、当行所定の書面をお渡しいたしますので、必要事項をご記入・押印のうえ、当行本支店にご提出ください。結果については、当行からご本人に対して書面によりご連絡いたします。なお、当該ご請求のうち、開示のご請求及び利用目的の通知のご請求の際は、当行所定の手数料をご負担いただきます。
(注)保有個人データとは、当行が開示、訂正等を行う権限を有する個人データです。
- (2)当行が行うダイレクトメールや電話によるご案内等のダイレクトマーケティングについて、ご本人が希望されない場合は当行本支店までお申出ください。ご本人であることを確認させていただいたうえで、直ちに取扱いを中止させていただきます。

6. 個人情報の取扱い及び安全管理措置に関するご質問、苦情の窓口について

当行の個人情報の取扱い及び安全管理措置に関するご質問、苦情については、下記の相談窓口で受付いたします。ご質問に対しては、速やかにご回答することとし、苦情に対しては、迅速に事実関係等を調査したうえで、誠意をもって対処することといたします。

〔個人情報の取扱い及び安全管理措置に関する相談窓口〕
〒690-0842 島根県松江市東本町2丁目35番地
島根銀行 業務管理グループ
TEL.0852-24-1234(代) FAX.0852-27-8129
(受付時間:平日8時45分から17時15分)

7. 認定個人情報保護団体

- (1)当行は、金融分野における認定個人情報保護団体である全国銀行個人情報保護協議会の会員です。全国銀行個人情報保護協議会の苦情・相談窓口(銀行とりひき相談所)では、会員の個人情報の取扱いについての苦情・相談をお受けしております。
全国銀行個人情報保護協議会
<http://www.abpdpc.gr.jp>
【苦情・相談窓口】電話03-5222-1700又は、お近くの銀行とりひき相談所
- (2)当行は、金融庁の認定を受けた認定個人情報保護団体である日本証券業協会の協会員です。同協会の個人情報相談室では、協会員の個人情報の取扱いについての苦情・相談をお受けしております。
日本証券業協会 個人情報相談室
<http://www.jsda.or.jp>
【苦情・相談窓口】電話 03-3667-8427

8. 個人情報保護への取り組みの維持・改善について

当行は、適切な法令遵守体制を構築し、個人情報が上記の考え方・方針に基づき適正に取扱われるよう従業員への教育・監督を徹底し、取扱いの状況を点検するとともに、継続的に上記の考え方・方針を見直し、個人情報保護への取り組みを改善していくこととします。

融資基本方針(クレジットポリシー)

当行は、地域金融機関として①地域社会の発展に貢献し、信頼され、愛される銀行となる②常に魅力あるサービスを提供し、お客さまのニーズに積極的に応える③創造力豊かで、活力にみちた、明るい人間集団をつくることを「経営理念」としています。この実現のため、収益性、健全性の向上により、企業価値の向上を目指します。

本方針はこの企業価値の向上を図るため、融資の基本的方針を定めています。

1. 融資の対象

山陰地方に基盤を置き、地域と密接なつながりを持つ金融機関として、主に地元の中小企業・個人事業主・個人・地方公共団体等を対象とします。

2. 自己責任

自己責任原則に基づくリスク管理は金融機関としての基本であり、全ての融資に信用リスクが存在することの認識をもち、自己責任において融資業務の健全性と適切性を確保します。

3. 地域貢献

銀行業務を通じて地域社会との連帯を深め、地域経済社会の豊かな発展に貢献します。

4. コンプライアンス(法令遵守)

公共性が強く求められる銀行においては、「信用」が最大の財産であり、組織的なコンプライアンス態勢はその原点です。各種法令等の社会的規範を遵守し、確固とした企業倫理を確立・実践します。

5. 健全な融資慣行の確立

融資は、融資先の経営状況、資金使途、回収可能性等を、総合的に判断して行うものであることを認識し、事業からのキャッシュフローを重視し、担保・保証に過度に依存しない融資、また第三者保証の利用は過度なものとしない融資を促進します。

6. 説明責任(アカウントビリティ)

融資に関する顧客への説明態勢の重要性に鑑み、ルールを明確化し、的確な説明のできる態勢を整備して、説明責任に十分留意した営業活動を行います。

7. 信用格付

信用リスク管理の基盤である信用格付制度の高度化により、融資先の実態を統一的な基準で客観的に評価し、審査判断の共通化、精緻化、厳格化を図ります。また自己査定債務者区分との整合性を確保して、信用リスク評価全体の統一性を図ります。

8. ポートフォリオ管理

統計的手法により信用リスクの計量化を図るとともに、特定の融資先・業種等へのリスクの集中を排除・分散する等により、ポートフォリオ管理を強化します。

9. 適正な収益

信用リスク管理により、資産の健全性の維持・向上を図り、リスクに見合った適正なプライシングによる収益を確保し、リスク・リターン管理の徹底により、収益力の向上を図ります。

10. 資産の健全化

信用格付を踏まえた自己査定ならびに継続的なモニタリングによる融資先の実態把握により、適切な企業支援等を行い、資産の健全性の維持・向上を図ります。

不渡情報の共同利用に当たっての公表文

手形・小切手が不渡となりますと、手形所持人や取引銀行等に多くの弊害を与えることとなります。

このため、手形・小切手の円滑な流通を確保する等の観点から、手形・小切手が不渡となり、取引停止処分となったときは、一定期間取引を差し控える等の措置をとっております。

つきましては、不渡となった手形・小切手の振出人又は引受人であるお客さま及び当座取引開始をご相談されたお客さまの個人データについては、手形交換所等に提供され、参加金融機関等で後掲1.に掲げる情報の還元や当座取引開設のご相談時の取引停止処分者の照会において共同利用を行っておりますので、ご承知おきくださいますようお願い申し上げます。

1. 共同利用する個人データの項目

不渡となった手形・小切手の振出人(為替手形については引受人です。以下同じです。)及び当座取引開設の依頼者に係る情報で、つぎのとおりです。

- (1)当該振出人の氏名(法人であれば名称・代表者名・代表者肩書)
- (2)当該振出人について屋号があれば、当該屋号
- (3)住所(法人であれば所在地)(郵便番号を含みます。)
- (4)当座取引開設の依頼者の氏名(法人であれば名称・代表者名・代表者肩書。屋号があれば、当該屋号)
- (5)生年月日
- (6)職業
- (7)資本金(法人の場合に限ります。)
- (8)当該手形・小切手の種類及び額面金額
- (9)不渡報告(第1回目不渡)又は取引停止報告(取引停止処分)の別
- (10)交換日(呈示日)
 - (11)支払銀行(部・支店名を含みます。)
 - (12)持出銀行(部・支店名を含みます。)
 - (13)不渡事由
 - (14)取引停止処分を受けた年月日
 - (15)不渡となった手形・小切手の支払銀行(店舗)が参加している手形交換所及び当該手形交換所が属する銀行協会

(注)上記(1)~(3)に係る情報で、不渡となった手形・小切手に記載されている情報が支払銀行に届出られている情報と相違している場合には、当該手形・小切手に記載されている情報を含みます。

2. 共同利用者の範囲

- (1)各地手形交換所
- (2)各地手形交換所の参加金融機関
- (3)全国銀行協会が設置・運営している全国銀行個人信用情報センター
- (4)全国銀行協会の特別会員である各地銀行協会(各地銀行協会の取引停止処分者照会センターを含みます。)

3. 利用目的

手形・小切手の円滑な流通の確保及び金融機関における自己の与信取引上の判断

4. 個人データの管理について責任を有する者の名称

不渡となった手形・小切手の支払銀行(店舗)が参加している手形交換所が所在する地域の銀行協会

利益相反管理の概要

当行は、当行又は当行のグループ会社とお客さまの間、並びに、お客さま相互間における利益相反のおそれのある取引に関し、利益相反管理態勢を整備して、お客さまの利益を不当に害することのないよう適正に業務を遂行します。

1.利益相反管理の方針

「利益相反」とは、当行又は当行のグループ会社とお客さまの間、並びに、お客さま相互間において利益が相反する状況をいいます。

〈利益相反の類型〉

- ①お客さまと当行及び当行のグループ会社の利益が対立する場合
- ②お客さまと別のお客さまの利益が対立する場合

当行では、法令及び内部ルールを厳正に遵守して利益相反の防止に努めるとともに、適法な取引行為においても利益相反が生ずる可能性を認識し、対象となる取引の監視や個別取引への対応など、お客さまの利益が不当に害されることのないよう管理を行います。

2.対象となる取引

利益相反管理の対象となる取引は、当行及び当行のグループ会社の取引行為が適法且つ内部ルールに基づき行われているにも関わらず、取引相手方のお客さまあるいは別のお客さまの利益を不当に害する可能性のあるものについて、個別具体的な事情を勘案して判定します。

3.管理体制

本部の業務管理グループを利益相反管理の統括部署と定め、担当役員が統括責任者を務めます。

統括部署は、対象取引の監視や利益相反取引への該当判定など、当行のグループ会社全体の情報を一元的に管理し、対象取引に対しては以下に掲げる方法その他の措置を適宜選択して対応します。また、これらの管理を適切に行うため、行内において研修・教育を実施し、周知・徹底します。

- ①部門間の情報隔壁により管理する
- ②利益相反が生じないよう取引の内容・方法を変更する
- ③一方の取引を中止する
- ④利益相反の事実をお客さまに開示（事前の開示も含む）する
- ⑤その他の方法により管理する

4.当行のグループ会社

利益相反の対象となる当行のグループ会社は以下のとおりです。

- ①松江リース株式会社
- ②しまぎんユーシーカード株式会社

3.取引を含めた一切の関係遮断

反社会的勢力に対し平素より取引防止や関係遮断に取組み、不当要求には一切応じません。

4.有事における民事と刑事の法的対応

反社会的勢力による不当要求があった場合は、法的措置も辞さず、断固たる態度で対応します。

5.裏取引や資金提供の禁止

反社会的勢力に対する裏取引や不適切な便宜供与及び資金提供は行いません。

■金融ADR制度の導入について

金融ADR制度とは金融機関の業務に関する紛争を解決するための裁判以外の紛争解決手段のことであり、訴訟に代わる、あっせん・調停・仲裁等の当事者の合意に基づく紛争の解決手段です。

当行では、平成22年10月1日より、お客さまより当行に対しお申出のあった相談苦情等で相当の期間を経ても解決に至らないケースにおきまして、お客さまより紛争解決のための外部機関についてのお問合せやご紹介依頼があった場合には、当行が契約しております指定紛争解決機関である「全国銀行協会相談室」（当行ホームページ及び店頭掲示のポスターや店頭配置のチラシに記載）の名称・連絡先及びお客さまが機関をご利用される場合のお手続きご利用の効果につきまして、ご説明させていただくこととしております。

全国銀行協会相談室のご案内



**全国銀行協会
相談室**

- ・全国銀行協会相談室は、銀行に関するさまざまなご相談や苦情、銀行に対するご意見・苦情を受け付けるための窓口として、全国銀行協会が運営しています。
- ・ご相談・ご照会等は無料です。
- ・詳しくは、全国銀行協会のホームページをご参照ください。

<http://www.zenginkyo.or.jp/adr/>

ご相談、ご意見はこちらへ
全国銀行協会相談室
〒100-8216 東京都千代田区丸の内1-3-1

0570-017109

または **03-5252-3772**

- 受付日：月～金曜（祝日および銀行の休業日を除く）
- 受付時間：午前9時～午後5時

全国銀行協会は銀行法および農林中央金庫法上の指定紛争解決機関です。

「あっせん委員会」について

- ・銀行とのトラブルがなかなか解決しないお客さまは、「あっせん委員会」をご利用いただけます。
- ・「あっせん委員会」では、お客さまと銀行の双方から資料等の提出を受けたうえで、事情をお聞きし、解決のためのあっせん（和解）案を提示します。
- ・「あっせん委員会」は東京に設置していますが、地方のお客さまも電話で事情をご説明いただくことなどにより、ご利用いただけます。
- ・「あっせん委員会」へ申立てを行ったもののトラブルが解決しなかった場合、紛争解決手続が終了した旨の通知を受けてから1か月以内に訴訟を提起したときは、あっせん委員会への申立ての時に訴訟の提起があったものとみなされます（「時効の中断」）。

詳しくは、全国銀行協会相談室へお尋ねください。

しまぎんの「みなさまの相談所」のご案内

鳥根銀行では、お客さまのお取引に関してのご相談やご照会、鳥根銀行に対するご意見・苦情を受け付けるための窓口として、全ての営業所に「みなさまの相談所」を設けております。お気軽にお申出ください。

- 受付日：月～金曜（祝日および銀行の休業日を除く）
- 窓口受付時間：午前9時00分～午後3時00分
- 電話受付時間：午前8時45分～午後5時15分

反社会的勢力への対応に係る基本方針

当行は、金融機関に対する公共の信頼を維持し、業務の適切性及び健全性を確保するため、以下の基本方針を定め、これに基づき、反社会的勢力との一切の関係遮断に向けた取組みを推進することを宣言します。

1.組織としての対応

市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対しては、組織的に対応します。

2.外部専門機関との連携

反社会的勢力との取引防止や関係遮断、不当要求排除にあたっては、警察等の外部専門機関と連携して対応します。

地域密着型金融の推進に向けた取り組み



取り組み方針

■基本方針

地域密着型金融の推進は、当行が経営理念で掲げる「地域社会の発展に貢献し、信頼され、愛される銀行となる。」そのものであり、経営理念の具現化を究極の目的として策定する経営計画において、従来とも地域密着型金融の推進に向けた具体的な施策を積極的に盛り込んでおります。

大きな柱としては、“1.ライフサイクルに応じたお客さまの支援の一層の強化”、“2.事業価値を見極める融資手法をはじめ中小企業のお客さまに適した資金供給手法の徹底”、“3.地域の情報集積を活用した持続可能な地域経済への貢献”の3つの分野において、様々な施策を実践していくことにより、経営理念の具現化を目指します。

■3分野の考え方

1.ライフサイクルに応じたお客さまの支援の一層の強化

お客さまのライフサイクル(創業・新事業展開、経営改善、事業再生、事業承継)に応じた各段階でのきめ細かい支援は、地域密着型金融の不可欠な要素であると考えております。

こうした考えのもと、当行は、お客さまの様々なライフステージにあわせた審査機能を強化し、専門機関との連携や各種手法の活用等を通じて、お客さまの支援に取り組み、地域の金融円滑化の期待に応えてまいります。

2.事業価値を見極める融資手法をはじめ中小企業のお客さまに適した資金供給手法の徹底

定性情報を含めた地域での情報を活用し、お客さまの事業価値を見極めて資金需要に応じることが、地域密着型金融の基本であると考えております。

こうした考えのもと、当行は不動産担保、個人保証に過度に依存することなく、事業価値を見極める融資手法を推進してまいります。

3.地域の情報集積を活用した持続可能な地域経済への貢献

当地においては、少子高齢化や出生率低下による人口減少等の社会問題や、景気の先行きが不透明な中、お客さまの業況も厳しい状況が続くなど、多くの問題が存在しており、地域経済の活性化を総合的に図っていくことが必要不可欠と考えております。

こうした考えのもと、地域全体の持続的な成長を視野に入れたうえで、地域再生に向けた積極的な役割を果たすとともに、事業性貸出に留まらない多様な金融サービスの提供、地域貢献活動を通じて、地域全体の活性化につなげてまいります。



平成22年度の取組み状況

平成22年度において、取組み方針に基づき実施した主な取組みは以下のとおりでございます。

■ライフサイクルに応じたお客さまの支援の一層の強化

●外部機関（政府系金融機関、提携コンサルティング会社等）との連携

創業や新事業の立ち上げを考えていらっしゃるお客さまに対して、より高度なノウハウやサービス機能を提供すべく、政府系金融機関などの外部機関との連携強化に取り組んでおります。

平成22年度においても、こうした取組みを通じて、様々な業種のお客さまへのご支援を積極的に行ってまいりました。

この結果、「地域密着型金融の推進に向けた取組み（平成22年度）」に掲げる数値目標には、届かなかったものの、外部機関との連携による創業・新事業融資の取組み件数・金額の実績は、17件83百万円となりました。

【平成22年度において創業・新事業支援をさせて頂いた主な業種】

製造業1件、建設業2件、小売業4件、飲食業4件、医療業2件、その他サービス業4件

●しまぎん成長基盤強化応援ファンドの創設

地域経済の更なる成長に向けて、こうした成長の基盤強化を担われるお客さまの取組みを主体的にかつ幅広く支援するため、平成22年8月に「しまぎん成長基盤強化応援ファンド」を創設（取扱期間：平成22年8月16日～平成24年3月末日）し、成長資金の供給を積極的に行っております。

【本ファンドの対象となる事業】

- ①研究開発 ②起業 ③事業再編 ④アジア諸国等における投資・事業展開 ⑤大学・研究機関における科学・技術研究
⑥社会インフラ整備・高度化 ⑦環境・エネルギー事業 ⑧資源確保・開発事業 ⑨医療・介護・健康関連事業 ⑩高齢者向け事業
⑪コンテンツ・クリエイティブ事業 ⑫観光事業 ⑬地域再生・都市再生事業 ⑭農林水産業、農工商連携事業 ⑮住宅ストック化支援事業
⑯防災対策事業 ⑰雇用支援・人材育成事業 ⑱保育・育児事業

平成22年度においては、ファンド創設以降、介護関連業の設備資金等を中心に、本ファンドを積極的に活用してまいりました。この結果、取扱件数・金額の実績は15件1,134百万円となりました。

詳細は、当行ホームページ（http://www.shimagin.co.jp/news/news_2010/nr20100813.html）をご覧ください。

●しまぎんビジネス情報仲介制度

お客さまの経営体質の改善や営業力の強化に向けたご支援策の一つとして、平成16年度より「しまぎんビジネス情報仲介制度」を創設し、お客さまのビジネスマッチングに係るニーズにお応えしております。

【本制度の提供メニュー】

メニュー	内 容
ISO認証取得支援サービス	ISO取得希望者に対するコンサルティングサービスの提供
Pマーク取得支援サービス	Pマーク取得希望者に対するコンサルティングサービスの提供
コンビニ収納サービス	コンビニでの代金支払いサービスの提供
ALSOKの危機管理体制構築サービス	各種セキュリティサービスの提供
セコムセキュリティサービス	各種セキュリティサービスの提供
北陽警備保障セキュリティサービス	各種セキュリティサービスの提供
ファミリーマートへの顧客紹介サービス	コンビニ開業希望者への出店紹介
研創のデジタルポスター顧客紹介サービス	液晶ディスプレイを利用した広告媒体の紹介
JCR中堅・中小企業格付サービス	格付取得希望者に対するコンサルティングサービスの提供

平成22年度においても、本制度を活用し、お客さまへの様々なニーズに迅速かつ的確に対応してまいりました。

この結果、「地域密着型金融の推進に向けた取組み（平成22年度）」に掲げる数値目標には、届かなかったものの、本制度のご利用先の実績は、13先となりました。

●事業承継やM&A等コンサルティングサービスに関する顧客紹介業務の取扱開始

後継者問題にお悩みのお客さまに対する支援態勢を強化するため、この分野で高度な専門知識を有する「みずほ証券株式会社」へご紹介させていただき顧客紹介業務の取扱を平成23年6月より開始いたしました。

●お客さまの事業再生支援の取組み事例

小売業を営まれるお客さまが、事業不振により買掛金支払いが滞ってきたことから、商品の仕入れが困難となり、周辺地区のご高齢の方を中心とした、地域住民の皆さまへの生活物資の供給が危機的な状況となっております。

こうした状況に鑑み、当行は外部機関を交えてご支援策を検討した結果、新たな仕入れ先の確保や販売手段の拡充策等を講じることにより、経営改善が図られると判断し、具体的な経営改善計画の策定をご支援させて頂くとともに、この拡充策の内容について具体的にアドバイスさせていただきました。

併せて、当該地域での生活物資の供給を安定させるため、外部機関との協調によるご融資や既存のご融資返済にあたっての元金据置措置を実施することにより、未払いとなっていた買掛金を清算するなど、このお客さまの資金繰り安定化をお手伝いさせていただきました。

こうした取組みの結果、当該地域での生活物資の供給が回復し、将来に亘る供給停止の懸念も払拭されました。

■事業価値を見極める融資手法をはじめ中小企業のお客さまに適した資金供給手法の徹底

●不動産担保・個人保証に過度に依存しない融資の徹底

不動産担保・個人保証に過度に依存しない融資の徹底に向けて、各種のビジネスローン商品をラインナップし、お客さまの様々なニーズにご対応しております。

【ビジネスローン商品のラインナップ】

商品名	内容
ビジネスローン・サポート	島根県・鳥取県信用保証協会による保証付商品で、スコアリングモデルを活用した事業性ローン
ビジネスローン・サポート ^{プラス}	中国税理士協同組合との提携商品で、スコアリングモデルを活用した事業性ローン
ビジネスローン300	(株)オリエントコーポレーションによる保証付き商品で、個人事業者向けの事業性ローン（貸借対照表が未作成の事業者の方や、白色申告の方もお申込みできます。）
ビジネスローン300II	無担保の商品で、法人又は青色申告で貸借対照表・損益計算書を作成している個人事業主もお申し込み可能な事業性ローン

また、多様化するお客さまのニーズに対応するため、動産・債権譲渡担保融資（ABL）等にも積極的に取り組んでおります。

平成22年度においても、こうした商品等への取組みを積極的に推進してまいりました。

この結果、ビジネスローン商品については、「地域密着型金融の推進に向けた取組み（平成22年度）」に掲げた数値目標には届かず、取扱件数・金額の実績は、35件金額145百万円に留まったものの、動産・債権譲渡担保融資（ABL）については、数値目標を上回る、8件1,004百万円の取組み実績となりました。

●私募債の受託状況

お客さまに適した資金供給手法の徹底策の一環として、一定の財務基準を満たす「優良企業」のお客さまを対象として、私募債発行のご支援を行っております。

この私募債は、当行が単独又は島根県信用保証協会様等と共同で、保証を行う保証人、及び発行事務を行う財務代理人を担うものです。

【近年の発行実績】

年 度	発行実績（総額）
平成19年度	4社 3億円
平成20年度	4社 2億2千万円
平成21年度	2社 1億円



■地域の情報集積を活用した持続可能な地域経済への貢献

●しまぎん経営アカデミーの開催

地域経済の将来を担う若手経営者の皆さまの育成支援を目的とし、平成18年度から、外部機関(株式会社タナベ経営)と連携し、「しまぎん経営アカデミー」を開催しております。

平成22年度においては、業種を問わず関心の高い「人材育成」をテーマとしたセミナーのほか、ゲスト講演や優良企業視察も取り入れ、内容をより充実したものとした結果、様々な業種の皆さまにご参加頂きました。

【これまでの参加実績】

開催年度	参加数(業種別参加数)
平成18年度	30社32名(建設業:7社7名、サービス業:5社5名、食品製造業:3社3名、その他製造業:3社5名、運送業:1社1名、印刷業:2社2名、卸売業:7社7名、小売業:1社1名、リース業:1社1名)
平成19年度	27社33名(建設業:7社7名、サービス業:4社6名、食品製造業:3社4名、その他製造業:3社6名、運送業:1社1名、印刷業:1社1名、卸売業:5社5名、小売業:2社2名、リース業:1社1名)
平成20年度	17社19名(建設業:6社7名、サービス業:5社5名、食品製造業:2社3名、その他製造業:1社1名、運送業:1社1名、印刷業:2社2名)
平成21年度	20社22名(建設業:5社5名、サービス業:5社5名、食品製造業:2社2名、その他製造業:2社4名、印刷業:3社3名、卸売業:1社1名、小売業:2社2名)
平成22年度	21社23名(建設業:7社7名、サービス業:2社2名、食品製造業:1社1名、その他製造業:2社4名、運送業:2社2名、印刷業:3社3名、卸売業:1社1名、小売業:3社3名)

平成22年度の開催回数は6回となり、「地域密着型金融の推進に向けた取組み(平成22年度)」に掲げる数値目標を達成致しました。



今後も、地域密着型金融の更なる推進に向けて、このような取組みを継続するとともに、内容をさらに充実させてまいります。

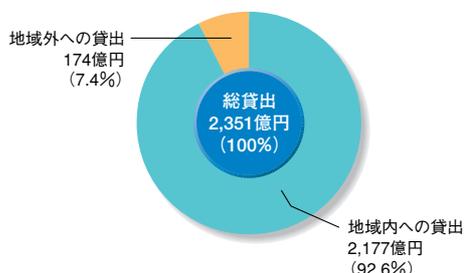


平成22年度の取組み結果

平成22年度の取組み等を実施した結果、各種実績は以下のとおりとなりました。

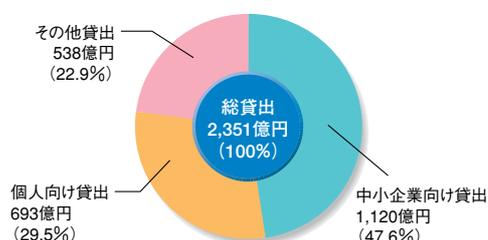
■地域内における貸出状況 (平成23年3月末)

地域のお客さまからお預かりした大切なお預金のほとんどを地域内の貸出に向けており、その残高は貸出金全体の92.6%を占めております。



■中小企業や個人のお客さまへの貸出状況 (平成23年3月末)

地域の中小企業や個人のお客さまへの貸出を積極的に行っており、その合計残高は貸出金全体の77.1% (うち、中小企業向け貸出47.6%、個人向け貸出29.5%) を占めております。



■「中小企業金融円滑化法」への対応状況 (平成23年3月末)

平成21年12月4日に施行され、平成23年3月に一年間延長となりました「中小企業者等に対する金融の円滑化を図るための臨時措置に関する法律」に対しましては、貸付条件変更等の措置の実施に関する取組み方針※に基づき鋭意取組んだ結果、取組み状況は以下のとおりとなりました。

(件、百万円)

区 分		件 数	金 額
中 小 企 業 者			
受	付	1,429	24,680
実	行	1,286	22,220
謝	絶	37	858
取	下	73	1,149
審	査 中	33	453
住 宅 資 金 借 入 者			
受	付	225	2,404
実	行	130	1,467
謝	絶	23	220
取	下	63	624
審	査 中	9	93
合 計			
受	付	1,654	27,084
実	行	1,416	23,687
謝	絶	60	1,078
取	下	136	1,773
審	査 中	42	546

※詳しくは当行ホームページ (<http://www.shimagin.co.jp/other/enkatsuka.html>) をご覧下さい。



■平成22年度の数値目標に対する実績

〈重点取組事項〉

数値目標	実績	達成度
経営改善支援取組み率60% 【経営改善支援取組み先数(正常先除く)／期初債務者数(正常先除く)】	52% (449先／871先)	87%
再生計画策定率20% 【再生計画策定先数(正常先除く)／経営改善支援取組み先数(正常先除く)】	16% (71先／449先)	80%
ランクアップ率10% 【ランクアップ数(正常先除く)／経営改善支援取組み先数(正常先除く)】	9% (42先／449先)	90%

〈その他事項〉

数値目標	実績	達成度
外部機関(政府系金融機関、提携コンサルティング会社等)との連携による創業・新事業融資への取組件数金額30件400百万円	件数17件 金額83百万円	件数57% 金額21%
外部機関(政府系金融機関、提携コンサルティング会社等)等の各種機能の活用件数20件	活用件数20件	100%
「しまぎんビジネスクラブ“経営アカデミー”」の開催回数6回	開催回数6回	100%
「しまぎんビジネス視察ツアー」の開催回数1回	開催回数1回	100%
「しまぎんビジネス情報仲介制度」の利用先数25先	利用先数13先	52%
「しまぎん住宅金融学校」の開催回数5回	開催回数5回	100%
外部機関(政府系金融機関、中小企業再生支援協議会、RCC等)との連携強化によるM&A、各種事業再生手法の積極的な活用先数3先	活用先数1先	33%
「しまぎんビジネス情報仲介制度」のメニュー追加1件	追加1件	100%
M&Aの活用先数3先	活用先なし	0%
「行外研修への派遣」の実施回数11回	実施回数11回	100%
「お客さまの工場への見学」の実施回数5回	実施回数5回	100%
「外部講師の積極的招聘」の実施回数2回	実施回数2回	100%
「創業・新事業・経営改善・事業再生・事業承継支援に関する研修」の実施回数5回	実施回数5回	100%
「ビジネスマッチング制度に関する勉強会」の実施回数5回	実施回数5回	100%
「融資トレーナー」の実施回数2回	実施回数2回	100%
「若手行員を対象とした融資能力向上研修」の実施回数3回	実施回数3回	100%
「中堅行員を対象とした融資実務能力向上研修」の実施回数3回	実施回数3回	100%
「動産担保融資に関する研修」の実施回数1回	実施回数1回	100%
検定試験「中小企業支援コース」の合格者数5名	合格者数8名	160%
検定試験「事業再生コース」の合格者数10名	合格者数4名	40%
ビジネスローン商品の取扱件数金額150件750百万円	件数35件 金額145百万円	件数23% 金額19%
外部機関との提携による動産担保融資商品の開発への取組件数1件	取組なし	0%
コベナンツ付融資商品の開発への取組件数1件	取組なし	0%
動産・債権譲渡担保融資の取組件数金額5件100百万円	件数8件 金額1,004百万円	件数160% 金額1,004%
外部機関との連携による知的財産権担保融資の取組件数金額3件50百万円	取組なし	0%
地域におけるシンジケートローンの組成先数1先	組成先なし	0%
環境融資商品の開発への取組件数1件	取組なし	0%
地域におけるPFI案件の取組件数1先	取組なし	0%
「お客さま満足度アンケート」の実施:平成22年12月	平成22年6月実施	達成
「お客さま満足度アンケート」の実施結果公表:平成22年5月	平成22年12月公表	達成



平成23年度～平成24年度の取組み

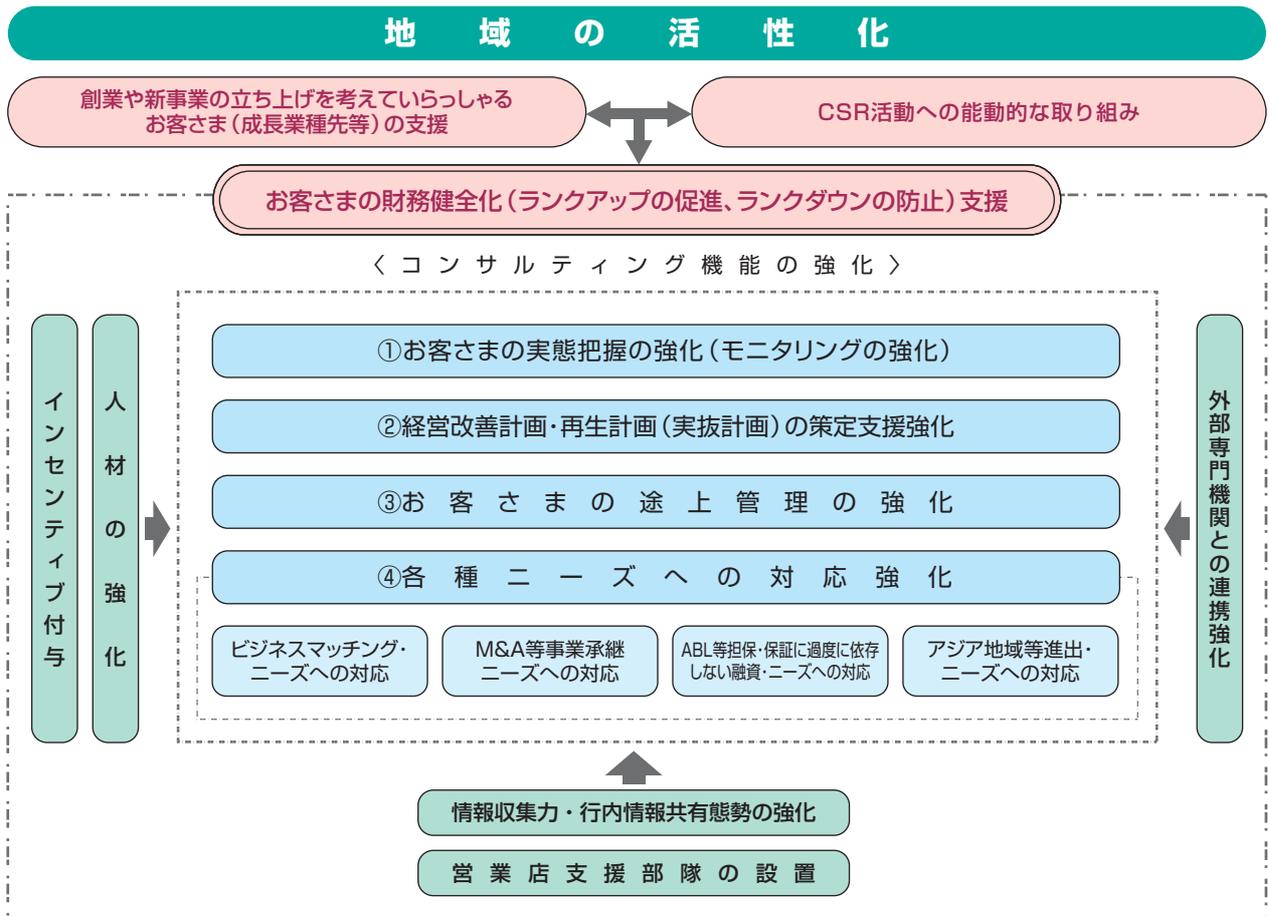
平成23年度～平成24年度においては、引き続き、基本方針に基づき、3分野の実践に向けた具体的な施策を、新中期経営計画「躍進の2年」に盛り込み、取組んでいくこととしております。

取組みにあたっては、山陰地域の景気の先行きが依然として不透明であり、お客さまを取り巻く経営環境についても決して楽観視できる状況にない中、地域金融の更なる円滑化等に向けて、コンサルティング機能を一層強化し、事業再生支援、経営改善支援等を積極的に行っていくことが最重要との認識の下、分野1“ライフサイクルに応じたお客さまの支援の一層の強化”への取組みとしては、本部審査部門や資産査定部門による営業店指導などによって、お客さまの実態把握の強化（モニタリングの強化）、経営改善計画・再生計画（実抜計画）の策定支援の強化、お客さまの途上管理の強化に努め、ランクアップの促進、ランクダウンの防止を図るとともに、ビジネスマッチングや事業承継等の各種ニーズへの対応や創業・新事業の立ち上げを考えていらっしゃるお客さま（成長業種先等）への支援を強化してまいります。

分野2“事業価値を見極める融資手法をはじめ中小企業のお客さまに適した資金供給手法の徹底”への取組みとしては、ABL等担保・保証に過度に依存しない融資手法の積極的な活用を図ってまいります。

分野3“地域の情報集積を活用した持続可能な地域経済への貢献”への取組みとしては、経営者セミナーの開催等により、CSR活動への能動的な取組みを継続してまいります。

こうした取組みを着実に実践するために、情報収集力・行内情報共有態勢の強化、営業店支援部隊の設置による営業力の強化及び外部専門機関との連携強化を図るとともに、当行従業員の能力の向上に向けて、インセンティブ付与を含め、研修活動等を通じた人材の強化に積極的に取組んでまいります。



■数値目標

項目	平成25年3月期
経営改善支援取組み率	50%程度
再生計画策定率	20%程度
ランクアップ率	10%程度
不良債権比率	4%程度

社会貢献活動

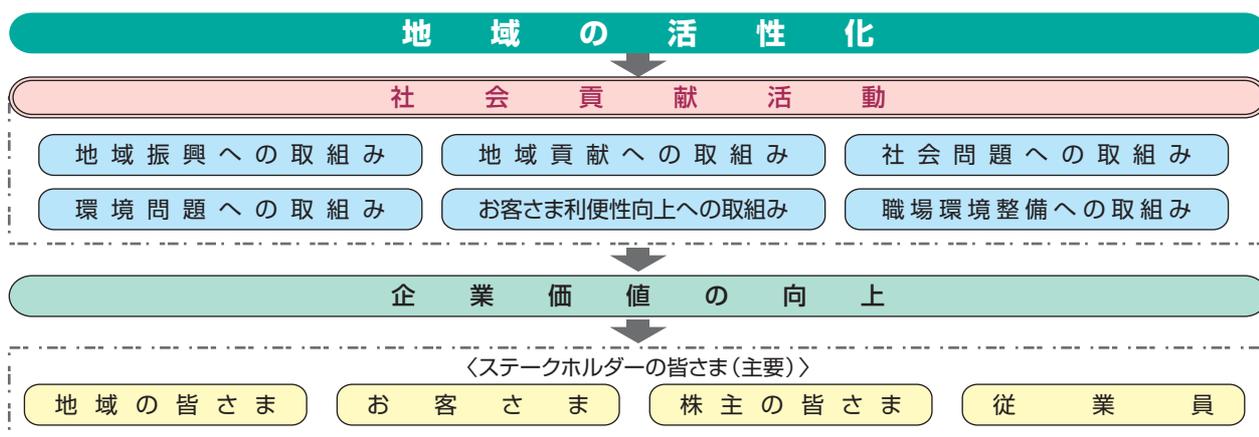


社会貢献活動計画

当行役職員の社会貢献活動に対する意識の更なる醸成に向けて策定した「社会貢献活動計画」に基づき、その実践に努めてまいります。

■社会貢献活動の枠組み

当行における社会貢献活動の枠組みは、以下のとおりでございます。



■社会貢献活動への取り組み内容

社会貢献活動の各枠組みにおける取り組み内容は、以下のとおりでございます。

●地域振興への取り組み

地域全体の持続的な成長を視野に入れたうえで、地域におけるプロジェクト案件「PFI」などへの積極的な取り組みや、地域経済の将来を担う、若手経営者の皆さまの育成支援に向けた経営者セミナーなどの各種セミナーの開催を通じて、地域経済の発展に貢献してまいります。また、地域の雇用確保に少しでもお役に立てるよう、安定的な雇用に努めてまいります。

●地域貢献への取り組み

地域社会全体の活性化に向けて、当行役職員が自発的に考え行動できるよう、ボランティア委員会（仮称）を組織化し、地域行事や奉仕活動への参加など、地域貢献活動を積極的に行ってまいります。また、当行自体としても、地域スポーツ大会の後援など、地域スポーツの支援に積極的に取り組んでまいります。

●お客さま利便性向上への取り組み

お客さまの利便性向上に向けて、お客さまからの様々なご要望に適切にお応えするため、お客さまの当行に対するご満足度調査を継続し、この結果をタイムリーに施策に反映させてまいります。特に、過年度における調査結果を踏まえ、店舗や非対面チャネル（ATM、インターネット・バンキング等）の利便性向上については、注力してまいります。また、視覚障がいなどの障がいをお持ちのお客さまが、快適に当行をご利用頂けるよう、店舗のバリアフリー化や視覚障がいをお持ちの方に対応したATMの増設など、障がいをお持ちのお客さまの利便性向上にも努めてまいります。

●社会問題への取り組み

大きな社会問題となっている、「偽造・盗難キャッシュカード被害」、「振り込め詐欺被害」、「盗難通帳・インターネット・バンキングによる預金等の不正戻し被害」に対して、お客さまが安心して当行の関連サービスをご利用頂けるよう、補償制度等を設け、対応してまいります。

●環境問題への取り組み

地域社会の持続的な発展のためには、環境への配慮が必須であるとの認識の下、当行は、地球温暖化防止の国民運動である「チャレンジ25キャンペーン」に参加し、省エネ、省資源活動を推進してまいります。また、地域の皆さまとともに、環境保全を進めていくため、環境に配慮されるお客さまのご支援も積極的に行ってまいります。

●職場環境整備への取り組み

従業員の働きがいや組織の活力を生み、ひいては、お客さまへのサービス向上・CS（お客さま満足）向上に繋がるとの考えの下、処遇の透明性向上、ワークライフバランス適正化の促進、キャリアプランの多様化などを進めてまいります。また、従業員のやる気を更に高めるため、女性従業員の積極的な登用や業績優秀者に対するインセンティブの付与なども行ってまいります。



地域振興への取り組み

地域振興への取り組みとして、地域振興に資する事業の支援、各種セミナー等の開催、地域雇用の促進等を実施しております。

■地域振興に資する事業の支援

●地方債募集の取扱い

地域振興に資する事業を支援するため、その趣旨に賛同し、地方債募集の取扱いを行っております。

平成22年度においては、松江市及び浜田市が発行する地方債を取扱い、当行割当分は全て完売いたしました。

発行体	名 称	活用目的
松江市	公募公債 愛称「松江みらい債」	八束小学校及び中学校(小中一体型校舎)の施設整備事業に活用
浜田市	公募公債 愛称「浜田きらめき債」	まちづくり振興基金造成事業に活用

■各種セミナー等の開催

●しまぎんビジネス視察ツアーの開催

お客さまの新事業展開・販路拡大をご支援するため、平成17年度から、経営者の皆さまを対象に、「しまぎんビジネス視察ツアー」を開催しております。

平成22年度においては、東京都等が主催する「第13回産業交流展2010」の視察やサントリー武蔵野ビール工場の見学等を旅行日程に取り入れ、内容をより充実したものとした結果、様々な業種の皆さまにご参加頂きました。

【これまでの参加実績】

開催年度	参加数(業種別参加数)
平成17年度	13社15名(建設業:5社6名、サービス業:2社2名、製造業5社5名、リース業:1社2名)
平成18年度	14社14名(印刷業:1社1名、卸売業:1社1名、小売業1社1名、建設業:6社6名、サービス業:1社1名、製造業4社4名)
平成19年度	13社13名(卸売業:1社1名、建設業:6社6名、サービス業:2社2名、製造業4社4名)
平成20年度	14社14名(印刷業:2社2名、卸売業:2社2名、建設業:5社5名、サービス業:4社4名、製造業1社1名)
平成21年度	5社5名(印刷業:1社1名、卸売業:1社1名、建設業:3社3名)
平成22年度	8社8名(卸売業:3社3名、建設業:3社3名、小売業1社1名、サービス業:1社1名)

なお、本ツアーの開催は、地域密着型金融の推進にも資するため、「地域密着型金融の推進に向けた取り組み(平成22年度)」に数値目標を掲げており、計画通り開催することで、目標を達成致しました。





●法人向け「しまぎん住宅金融学校」の開催

主に建設業を営まれるお客さまを対象に、平成15年度から、「しまぎん住宅金融学校」(参加費無料)を開催し、住宅に関する専門知識や経営・営業に関する内容等、お客さまのお役に立つ様々な情報を提供しております。

平成22年度においては、外部機関(経営コンサルタント)より講師を招聘し、「多くのファンを抱える営業担当者の条件と日々の重点行動」をテーマとして、松江、出雲、浜田、米子、鳥取の5ヶ所で開催し、多くの皆さまにご参加いただきました。

【これまでの参加実績】

開催年度	参加数
平成15年度	126社191名
平成16年度	104社154名
平成17年度	65社113名
平成18年度	99社154名
平成19年度	88社133名
平成20年度	110社199名
平成21年度	77社144名
平成22年度	80社127名

なお、本セミナーの開催は、地域密着型金融の推進にも資するため、「地域密着型金融の推進に向けた取組み(平成22年度)」に数値目標を掲げており、計画通り開催することで、目標を達成致しました。

また、本セミナーでは、当行の住宅ローン商品等に関するご説明もさせて頂いており、この説明者には、活力に満ちた職場環境の整備の一環として、各地区の店舗から若手従業員を中心に登用しております。

開催日	会場
平成23年2月3日	米子(ふれあいの里)
平成23年2月4日	鳥取(さざんか会館)
平成23年3月3日	出雲(出雲ビッグハート)
平成23年3月4日	石見(いわみーる)
平成23年3月18日	松江(テクノアークしまね)



松江駅前支店女性従業員による説明の様子

●しまぎん資産運用セミナーの開催

地域の皆さまにリスク性商品に対する適切な知識を持っていただくことで、皆さまの資産形成をご支援するため、平成18年度から、「しまぎん資産運用セミナー」を開催しております。

平成22年度においては、外部機関(保険会社、証券会社)より講師を招聘し、「お金の上手な活かし方」をテーマとして、山陰各地で開催した結果、多くの皆さまにご参加いただきました。

【近年の開催実績】

開催年度	開催回数	参加数
平成20年度	54回	391名
平成21年度	52回	403名
平成22年度	26回	190名

●しまぎん年金相談会の開催

年金制度が複雑化する一方で、山陰でもいわゆる団塊の世代の皆さまがご退職を迎えられるなど、年金を受給される方も増加している状況に鑑み、こうした皆さまのお役に立てるよう、平成17年度から、「しまぎん年金相談会」を開催しております。

平成22年度においても、年金の専門家である社会保険労務士を招聘し、山陰各地で年金制度の解説や各種事務手続き等のアドバイスをさせていただきました。

【近年の開催実績】

開催年度	開催回数	参加数
平成20年度	28回	165名
平成21年度	28回	151名
平成22年度	28回	150名

■地域雇用の促進

当行は、地域経済の振興に少しでもお役に立てるよう、従来より、安定した雇用の場の提供に努めております。平成23年度においては、地元出身者28名の新卒採用を行いました。



今後も、地域経済の振興に少しでもお役に立てるよう、こうした取り組みを継続してまいります。

S 地域貢献への取り組み

地域貢献への取り組みとして、地域スポーツの支援、ボランティア活動の推進、地域社会の皆さまと一体となった地域貢献、児童活動の支援等を実施しております。

■地域スポーツの支援

地域社会の皆さまの健康増進や地域社会の活性化に少しでも、お役に立ちたいとの思いから、地域スポーツ活動を応援する取り組みを行っております。

●島根銀行杯松江家庭婦人バレーボール大会の主催

松江市にご在住の女性の皆さまを対象に、昭和52年から、「島根銀行杯松江家庭婦人バレーボール大会」を主催しております。

平成22年度におきましては、8月に第34回大会を主催し、14チーム192名の皆さまにご参加いただきました。





● 島根銀行杯松江家庭婦人卓球大会の主催

松江市及び八束郡にご在住の松江レディース卓球協会の会員の皆さまを対象に、平成元年から、「島根銀行杯松江家庭婦人卓球大会」を主催しております。

平成22年度におきましては、12月に第22回大会を主催し、およそ100名の皆さまにご参加いただきました。

大会には、当行従業員6名が選手としても参加し、地域の皆さまとのリレーションを深めております。



● 「一畑薬師マラソン大会」の協賛

出雲市にて毎年開催されている「一畑薬師マラソン大会」に、平成6年から、協賛させていただいております。

平成22年度におきましても、10月に開催された第32回大会に協賛させていただくとともに、当行従業員も、選手やボランティアスタッフとして多数参加しております。



■ ボランティア活動の推進

お客さま対応の更なる向上に向けて、女性従業員が中心となり、「さわやかSU運動」を展開し、創立記念日「全店統一感謝DAY」の開催や外部講師の招聘による接客研修の実施など、様々な取り組みを行っております。

この運動の一環として、地域貢献活動等に対して、当行従業員が様々なボランティア活動に参加しております。

【平成22年度に実施した主な活動】

ボランティア活動の内容
地域行事(スポーツ大会、祭り等)への参加・協賛
奉仕活動(社会福祉施設等での奉仕活動、公園・観光地等の清掃活動等)の実施
チャリティー活動(チャリティーバザーの開催等)の実施

平成23年度からは、「社会貢献活動計画」に基づき、こうしたボランティア活動を更に活発化させていくこととしており、最近では、平成23年6月3日～5日に松江市で開催された「全国盲人福祉大会」に、松江市内店舗や本部から従業員55名が視覚障がい者の方々の移動のお手伝いや会場案内などのボランティアとして参加いたしました。

このボランティアでの経験を活かし、お身体の不自由なお客さまへの対応にも役立ててまいります。



倉吉市春祭りイベントへの参加



全国盲人福祉大会への参加

■地域社会の皆さまと一体となった地域貢献

●がん対策募金定期預金の取扱い

地域社会の皆さまとともに、がん対策を支援していくため、この趣旨にご賛同いただきお預けいただいた預金金額の一定割合を当行が関連事業に寄付するといった定期預金商品「がん対策募金定期預金」を平成21年10月19日から取扱いいたしましたところ、多くの皆様のご協力を得ることができました。

当初予定しておりました最大募集額25億円には到達いたしませんでしたが、本取組みの趣旨に鑑み、平成22年3月5日に財団法人島根難病研究所内にごぞいます「島根県がん対策募金」へ当初予定どおり250万円を寄付させていただきました。

この寄付金は、がん診療連携拠点病院等における高度医療機器の整備等に対する支援や研究などに活用されることとなっております。



寄付金贈呈式の様子
写真左は当行常務取締役 山根 良夫

■児童活動の支援

●「しまぎんわんぱく応援団」の設置

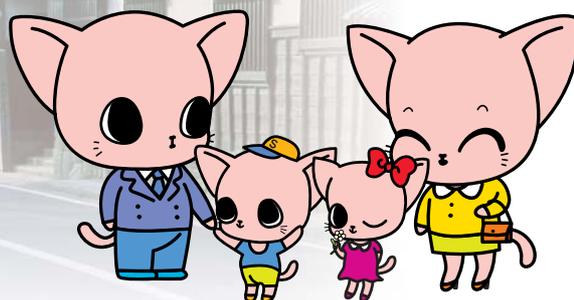
地域社会の子供たちがふるさとに愛着と誇りを持ち、山陰の次世代を担う人材に育ててもらいたいとの願いのもと、平成7年度に児童活動支援制度「しまぎんわんぱく応援団」を設け、地域とともに積極的な活動を行っている団体に対して、毎年助成を行っております。

これまで、山陰両県の応募総数389団体の中から192団体に対して、1団体あたり10万円、総額1,920万円を助成させていただきました。

平成22年度においては、山陰両県から17団体の応募が寄せられ、教育的効果や社会貢献度などを総合的に判断させていただいた上で、12団体に対して助成金を贈呈させていただきました。



今後も、少しでも地域に貢献できるよう、こうした取り組みを継続してまいります。





お客さま利便性向上への取り組み

日中、お仕事等でお忙しく、当行窓口をご利用いただけないお客さまや、障がいをお持ちのお客さまでも快適に当行のサービスをご利用いただくため、店舗ATM、インターネットなどのチャネルの充実やバリアフリー化等に取り組んでおります。

■店舗利便性の向上

●相談窓口の時間延長・休日相談窓口の設置

一部店舗において営業時間を延長、また休日における相談窓口を設置し、「資産形成に関するご相談（資産運用、土地有効活用）」や「各種ローンに関するご相談」など、金融に関するさまざまなご相談を承っております。

〈営業時間を延長している店舗〉

- ・本店営業部、松江駅前支店、学園通支店、益田支店、角盤町支店、境支店
(平日営業時間:午前9時～午後5時)
なお、午後3時以降は、相談営業のみとしております。

〈休日相談窓口〉

- ・松江営業センター(住所:松江朝日町485番地8 松江駅前本部ビル内2階)
(窓口開設時間:午前10時～午後4時)
休日相談窓口開設日は、当行ホームページ
(<http://www.shimagin.co.jp/kojin/useful/muryosodan.html>)をご覧ください。

●店舗環境の整備

お客さまの立場に立ち、より快適に当行窓口をご利用いただくことを第一に考え、平成19年度より店舗環境の整備を行っております。

平成22年度には、出雲支店、安来支店、浜田支店、根雨出張所、米子駅前出張所の5店舗において、ご来店カウンターの改良やご相談コーナー(ローカウンター)の新設・改良などを行いました。

〈店舗環境を整備した店舗(平成19年度～平成23年3月末)〉

島根県: (19/25店舗)	本店営業部、北出張所、松江駅前支店、南出張所、松江卸団地支店、黒田支店、上乃木支店、学園通支店、西郷支店、安来支店、大東支店、出雲支店、出雲東出張所、出雲中央出張所、平田支店、大田支店、江津支店、浜田支店、益田支店
鳥取県: (9/9店舗)	鳥取支店、鳥取駅南出張所、米子支店、根雨出張所、米子東出張所、角盤町支店、米子駅前出張所、境支店、倉吉支店

ご相談コーナー



出雲支店



安来支店

■ATM等の利便性向上

●ATMネットワーク等の充実

ATMは店内・店外合わせて73カ所87台設置しておりますが、ゆうちょ銀行や鳥取銀行等との提携により、全国のゆうちょ銀行ATM、島根中央信用金庫ATMでは「お預け入れ」「お引き出し」が、鳥取銀行ATM、4BANKS（西京銀行、トマト銀行、もみじ銀行）ATMでは「お引き出し」が手数料無料でご利用いただけます。

詳しくは、P59各種サービスのご案内、P62～63ネットワークのご案内をご覧ください。

●キャッシュカードの利便性向上

平成21年10月より、「ICキャッシュカード」及び「クレジット一体型ICキャッシュカード『ピスカ』」を発行（当行関連会社「しまぎんユーシーカード(株)」との共同発行）しております。

両カードには、振込カード機能を付しておりますので、お振込みの際に別途振込カードをお持ちいただく必要がございません。また、『ピスカ』においては、当行及びゆうちょ銀行ATMでの時間外利用手数料が無料となります。

詳しくは、当行ホームページ

(<http://www.shimagin.co.jp/kojin/useful/pisuca.html>) をご覧下さい。



■インターネットバンキング等利便性の向上

●ローン商品のインターネット受付の充実

インターネットパソコン・携帯電話でご預金の残高照会、入出金明細照会、振替・振込などをご利用いただける「インターネットモバイルバンキングサービス」のご提供の他、当行のホームページからローン商品のお申込（仮申込）ができるサービスもご提供しております。

〈当行ホームページからお申込（仮申込）ができるローン商品〉（平成23年7月現在）

【住宅ローン】 リフォームローン

【住宅・自動車・教育】 快即ローン

【自動車ローン】 しまぎん新型オートローン、しまぎん新型オートローン（一括保証料型）、しまぎんオートローンII型

【使いみち自由・カードローン】 しまぎんニューライフローン、キャッチくん（デュアルフリーローンI・II）、しまぎんカードローン30、新型カードローン、スーパーパックカードローン（住パック）、スーパーパックカードローン（給パック）、スーパーパックカードローン（公パック）、ゴールドカードローン エクセルI、おまとめ¥ゼルくん（しまぎんおまとめローンII）

【教育ローン】 教育ローン

詳しくは、当行ホームページ(http://www.shimagin.co.jp/kojin/kariru/kariru_moshikomi.html) をご覧下さい。

●インターネットバンキングの機能強化

お客さま満足度アンケートで寄せられた改善要望等を踏まえ、平成22年度以降、「インターネットモバイルバンキングサービス」に関して、以下の機能強化を図りました。

時期	項目	内容
平成22年 8 月	・振込振替の予約機能等の追加 〈個人・法人〉	・振込振替の指定日を30営業日先まで指定（予約扱）すること等を可能としました。
平成22年12月	・インターネットバンキング利用 申込書の郵送受付開始〈個人〉	・ホームページからの利用申込書（モバイルバンキングも含む）の請求、郵送による同申込書受付を開始しました。
平成23年 1 月	・定期預金の取扱開始〈個人〉	・店頭金利よりもお得な「しまぎんインターネット定期預金」の取扱（モバイルバンキングを除く）を開始しました。
平成23年 6 月	・インターネットバンキングの利 用時間拡大〈法人〉	・照会、振込、税金・各種料金の払込（ペイジー）の平日取扱開始時間を1時間繰り上げ、午前8:00からとしました。 ・一括データ伝送の平日取扱開始時間を15分繰り上げ、午前8:45からとしました。

インターネットバンキングの詳しいサービスのご案内は、当行ホームページをご覧ください。

〈個人〉http://www.shimagin.co.jp/kojin/netbank/netbank_annai.html

〈法人〉http://www.shimagin.co.jp/corporate/netbank/netbank_annai.html

今後も、お客さまの利便性向上に向けて、Web通帳の取扱等、インターネットバンキングの更なる機能強化を検討してまいります。

■障がいをお持ちのお客さまの利便性向上

●バリアフリー化への対応

足がご不自由なお客さまや視覚障がいをお持ちのお客さまなどにも安心して当行をご利用いただけるよう、以下のとおり店舗等の環境整備を進めております。

〈点字ブロック設置店舗〉

島根県	安来支店、雲南支店、出雲支店、浜田支店、益田支店
鳥取県	角盤町支店、境支店、根雨出張所、米子駅前出張所、米子支店、米子東出張所

※平成22年度：7店舗実施

〈スロープ設置店舗〉

島根県	本店営業部、津田支店、黒田支店、上乃木支店、学園通支店、西郷支店、安来支店、雲南支店、浜田支店、益田支店
鳥取県	角盤町支店、境支店、米子駅前出張所、米子支店、米子東出張所

※平成22年度：5店舗実施

〈音声ガイダンス機能付ATM〉

島根県	本店営業部、学園通支店、松江生協病院、松江赤十字病院、出雲支店、出雲市民病院、島根県立中央病院
鳥取県	角盤町支店

※平成23年4月～5月：4台設置

今後も音声ガイダンス機能付ATMの拡充を検討してまいります。視覚・聴覚や運動機能障がいのためにATMのご利用が困難なお客さまを対象に、平成23年2月からは、窓口でのお振込手数料をATMでのお振込手数料と同額に引き上げております。（詳しくは、当行ホームページhttp://www.shimagin.co.jp/news_2011/nr20110126-1.htmlをご覧ください。）

この他、平成23年3月には、高齢者やお身体の不自由なお客さまへの窓口対応の向上を図ることを目的に接客マニュアルを制定し、当行職員への周知徹底を図っております。



視覚障がい者誘導用ブロック（安来支店）



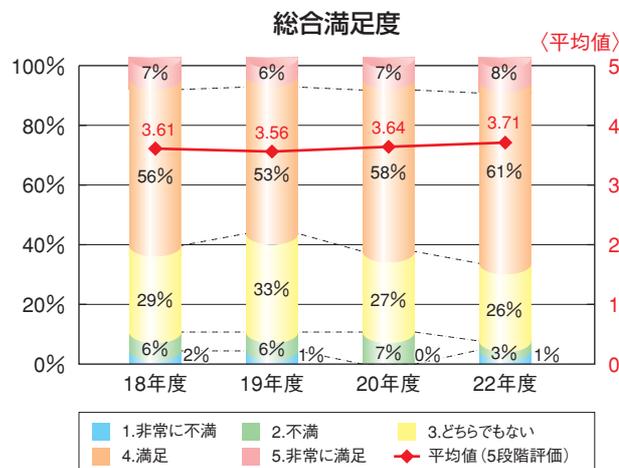
音声ガイダンス機能付ATM

■お客さま満足経営の実践「お客さま満足度アンケート調査」の実施

お客さまからの直接的なご意見を経営に反映させるため、平成17年度より、インターネット調査による「お客さま満足度アンケート調査」を実施し、その結果を踏まえ様々な取組みを実施しております（平成21年度は未実施）。

平成22年度におきましては、6月に実施し、895件の貴重なご意見を頂きました。

この結果については、詳しくは当行ホームページ※をご覧ください。ただきたく存じますが、全体としては、「非常に満足」「満足」とご回答いただいたお客さまの割合が過去4年間で最も高くなりました。しかしながら、非対面チャネル（インターネットバンキング等）や商品・サービスなどの個別項目については、改善要望もいただいておりますので、これを真摯に受け止め、今後の経営に反映させてまいります。



なお、今年度については、平成23年5月に既に実施しており、この結果につきましては、後日、公表させていただく予定でございます。（※http://www.shimagin.co.jp/news/news_2010/nr20101227.html）



社会問題への取組み

偽造・盗難キャッシュカード、盗難通帳・証書、インターネットバンキングによる預金等の不正払戻や、振り込み詐欺などの社会問題が深刻化する中で、被害の未然防止や被害を受けられたお客さまへの補償等の観点から、従来より様々な取組みを行っております。

■偽造・盗難キャッシュカード被害への対応

お客さまに安心してキャッシュカードをご利用いただくため、以下の取組みを行っております。

●キャッシュカードのセキュリティ向上

■暗証番号の随時変更の可能化

キャッシュカードの暗証番号は、当行の窓口又は本支店及び店外キャッシュコーナーのATMで随時変更可能ですので、定期的な変更をお勧めします。(一部お取扱いできないATMがあります。)

■1日あたりのお引き出し等の限度額設定の可能化

当行所定の金額の範囲内、お客さまのご希望に応じて1日あたりのお引き出し等の限度額を変更することが可能ですので、窓口までお気軽にお申し出ください。

■暗証番号入力相違回数の制限

暗証番号を繰り返し間違えて押されますと、お引き出し等ができなくなります。(入力相違にご注意ください。)

●偽造・盗難キャッシュカード被害に係るお客さまへの補償等

お客さまが、偽造・盗難によってキャッシュカードを他人に不正使用される被害に遭われた場合、その被害については、原則として全額を補償させていただきます。

ただし、以下の事項をお守りいただかないと、補償されない場合もありますのでご注意ください。

- キャッシュカードの暗証番号を例えば生年月日、自宅住所・地番、電話番号、勤務先電話番号、自動車のナンバーなど、お客さま以外の方も知りえる番号にすることは絶対に行わないでください。
- キャッシュカードを自動車内などに放置すること、他人に容易に奪われる状況に置くことは絶対に行わないでください。
- キャッシュカードを他人に渡すこと、暗証番号を他人に教えること、暗証番号をキャッシュカード上に書くことは絶対に行わないでください。
- 暗証番号を書いたメモや、暗証番号を憶測させるような書類などを、キャッシュカードとともに携行・保管しないでください。
- キャッシュカードの暗証番号をロッカー、貴重品ボックス等、他の暗証番号として使用することは絶対に行わないでください。

キャッシュカードの盗難・紛失や、身に覚えのない取引があるなど被害に遭ったと思われる場合には、下記により24時間365日受付しておりますので、すみやかに当行までご連絡ください。

時間帯	受付電話番号
平日の午前9:00から午後5:00まで	各お取引店 ※P62の「ネットワークのご案内」をご覧ください
上記時間帯受付以外(平日の上記時間帯以外及び休日の終日)	受付専用フリーダイヤル 0120-123-129

〈「フィッシング」型メール詐欺に関するご注意〉

「フィッシング」型メール詐欺とは、金融機関を装い「口座番号や暗証番号を再登録してください。」といった内容の電子メールを送りつけ、その金融機関の公式サイトにそっくりな偽サイトへ誘導して口座番号や暗証番号等を入力させ、不正入手した口座情報をもとにキャッシュカードを偽造したり、インターネットバンキングへ不正アクセスする手口の詐欺です。以下の点にご留意くださいますようお願い申し上げます。

1. 当行では、キャッシュカードの暗証番号や、インターネットバンキングのログインID、パスワード、暗証番号等の重要情報を電子メール等でお尋ねすることは一切ございませんので、回答されないようご注意ください。
2. また、当行がお送りする電子メールには、「入力画面はこちらへ」などという、重要情報を入力いただくサイトへ直接誘導する旨の記述(リンク表示)は一切ございませんので、このような記述がある場合はご注意ください。
3. 万一、不審な電子メールを受信したり、疑わしいサイトを発見した場合は、当行までご連絡ください。

■盗難通帳・証書被害への対応

お客さまに安心して通帳・証書をご利用いただくため、個人のお客さまが、盗難された通帳・証書により不正に預金等を払戻される被害に遭われた場合、その被害については、預金者保護法における偽造・盗難キャッシュカード被害補償の対応に準じて補償させていただきます。

ただし、お客さまの過失の程度によって、被害補償の対象外となるか、あるいは、被害補償額が一部減額となる場合がありますのでご注意ください。

こうした被害に遭われた場合は、速やかにお取引店へご連絡ください。

■インターネットバンキング被害への対応

お客さまに安心してインターネットバンキングをご利用いただくため、個人のお客さまが、インターネットバンキングにより不正に預金等を払戻される被害に遭われた場合、その被害については、預金者保護法における偽造・盗難キャッシュカード被害補償の対応に準じて補償させていただきます。

ただし、お客さまの過失の程度によって、被害補償の対象外となるか、あるいは、被害補償額が一部減額となる場合がありますのでご注意ください。

なお、お客さまの被害を未然に防止する観点から、窓口等にて預金等の払戻しの際に、各種預金の払戻しの手続きに加えて、追加的な本人確認をお願いすることがあります。

こうした被害に遭われた場合は、速やかにお取引店へご連絡ください。

〈銀行の名を偽った不審な郵送物に関するご注意〉

他金融機関において、以下の悪質な事件が発生しておりますのでご注意ください。

取引をされている金融機関を装って「セキュリティ強化のため」などと説明したCD-ROMが法人インターネットバンキング利用者に送付され、受け取られたお客様が自社のパソコンに取り込んだところ、お客様のご預金が別口座に送金された。CD-ROMには「スパイウェア」と呼ばれるパソコン内の暗証番号等をインターネット経由で盗むソフトが入っていたと見られています。

当行では、CD-ROM等でソフトウェアを送付するようなことは一切行っておりませんが、万一、当行名でCD-ROM等が送付された場合には、絶対にパソコンに挿入することのないようご注意ください。また、お取引の支店までご連絡ください。

こうした被害を未然に防ぐためには、口座の残高および取引明細を定期的にご確認いただき、万一、身に覚えのないお取引が発見された場合は、お取引店までご連絡いただくようお願い申し上げます。

〈スパイウェアに関するご注意〉

スパイウェア※を利用して、お客さまのパソコンからインターネットバンキングのIDやパスワードを搾取した上で、お客さまの預金口座から預金を不正に引き出すという事件が全国的に発生しております。

※スパイウェアとは

スパイウェアとは、パソコンに入力された情報を収集し、得られたデータをスパイウェアの作成元に自動的に送信するソフトで、お客さまがインターネットバンキングを利用する際に入力したIDやパスワードを、悪意の第三者のアドレスに送信するといったものです。

スパイウェアはユーザーに気づかれないよう、ウィンドウなどを出さずにバックグラウンドで動作するため、ユーザーはスパイウェアがインストールされていることに気づきにくいという点に注意が必要です。

侵入経路は、電子メールに添付されているファイルや無料ソフト（フリーソフト）のダウンロード時が一般的で、それらのファイル等を開いたり、解凍・実行するとスパイウェアがインストールされます。（悪意のあるホームページを閲覧しただけで侵入するものもあります。）

お客さまご自身でのセキュリティ対策が大変重要となりますので、次の事項についてご確認ください。

1. 心あたりのない電子メールを不用意に開いたり、提供元がはっきりしないフリーソフトをダウンロードしたり、不審なWebサイトへアクセスしないようご注意ください。
2. ご利用のパソコンにウィルス対策ソフトの導入をお勧めします。なお、ウィルス対策ソフトご利用の際は、常に最新の定義ファイルに保てるよう絶えずアップデートしてください。
3. インターネットカフェなど「不特定多数の方が使用するパソコン」でのお取引は、差し控えられることをお勧めします。外出先でのインターネットバンキングのご利用は、できる限りご本人様所有のパソコン等を使用してください。
4. 取引履歴の確認や通帳記帳を頻繁に行っていただくことにより、第三者によるなりすましの被害を早期に発見することができます。また、お取引限度額等の設定を小額なものに変更することも被害を最小限に抑える方法としてお勧めします。

■振り込め詐欺被害への対応

平成20年6月21日より「犯罪利用預金口座等に係る資金による被害回復分配金の支払等に関する法律」が施行され、振り込め詐欺等により被害を受けられた皆さまに対する被害回復分配金の支払制度が始まりました。

本制度は、犯人の指定口座へ残高がある場合は、その残高の範囲内で被害を受けられた方へ被害回復分配金をお支払いする制度です。

当行では、振り込め詐欺等の犯罪被害資金を当行の口座に振り込まれたお客さまからのご相談を、下記により受付しております。

〈ご相談窓口〉 受付部署：島根銀行業務管理グループ
電話番号：0852-24-1237
受付時間：月～金曜日 AM9:00～PM5:00（土・日・祝日・銀行休業日は除く）

〈本人確認へのご協力のお願い〉

平成15年1月6日より「金融機関等による顧客等の本人確認に関する法律」（以下、「本人確認法」という。）が施行され、金融機関において、お客さまが200万円超の大口現金取引を行う際などには本人確認が義務付けられました。（本人確認法は、本人確認の対象事業者を金融機関以外にも大幅に拡大した「犯罪による収益移転防止に関する法律」が平成20年3月1日に施行されたことに伴い廃止されております。）

その後も、麻薬等の不正取引をはじめとする組織的な犯罪から得た資金の洗浄（「マネー・ロンダリング」といいます。）、テロ資金供与防止の国際的な要請を受けて10万円を超える現金振込などにも本人確認が義務付けられておりますので、ご協力をお願いいたします。

*詳しくは最寄の店舗にお問い合わせ下さい。

今後も、こうした社会問題への取り組みを継続してまいります。





環境問題への取り組み

当行は、地域社会の持続可能な発展のためには環境への配慮が必須であるとの認識の下、環境問題への取り組みとして、省資源活動の促進、省エネ活動の推進、環境にお客さまのご支援等に取り組んでおります。

■省資源活動の促進

限られた資源を有効に活用するため、従来より、環境に配慮した事務用品の購入等に努めるほか、四半期毎に発行いたしますミニディスクロージャー誌やお客さまに配布するパンフレットの大半に、環境にやさしいインクと再生紙を使用しております。

また、紙の使用量の削減に向けた取り組みとして、行内ネットワークを利用したLANの構築等により文書のペーパーレス化も推進しており、平成19年度には電子帳票システムを、平成21年度には営業店全店にスキャナー機を導入し、行内文書の電子化によるペーパーレス化を促進しております。

平成22年度においては、こうしたペーパーレス化の取り組みを更に促進するため、Apple社製の「iPad」を導入し、各種会議体（試行：2会議体、本格実施：5会議体）にてこれを活用した会議運営を行い、会議資料のペーパーレス化を図っております。



■省エネ活動の推進

省エネによる温室効果ガス削減に向けて、平成19年度からの「クールビズ」の取り組みに加え、平成20年度からは「ウォームビズ」に取り組むとともに、お客さまにご迷惑の掛からない範囲で、無駄な電気は使用しないよう節電に努める他、本部職員が営業店を訪問する際に可能な限り公共交通機関を利用するなど、省エネ活動を実践しております。

こうした活動を更に徹底すべく、平成22年度からは、平成22年1月より展開されている国民運動「チャレンジ25キャンペーン」の趣旨に賛同し、「チャレンジャー」としてこのキャンペーンが推進する6つのチャレンジに取り組んでおります。

平成22年度においては、このうちの1つ“challenge6:地域で取り組む温暖化防止活動に参加しよう”の一環として、松江市の「松江市一斉ノーマイカーウィーク（平成22年10月18日～24日）」に併せて、当行も、新たに「全店一斉ノーマイカーウィーク」を実施し、多くの行員が、マイカーの代わりに、徒歩、自転車、公共交通機関での通勤を行いました。

また、環境省の呼びかけに応じて「CO2削減/ライトダウンキャンペーン」にも参加し、 unnecessaryな照明の消灯、早期退行などによりライトダウン実施に協力いたしました。



■環境に配慮されるお客さまの支援

地域社会の皆さまと一体となって環境問題への取り組みを推進するため、環境に配慮されるお客さまに対して、様々なご支援を行っております。

●ISO認証取得支援

平成16年12月から「しまぎんビジネス情報仲介制度」のメニューの一つとして、外部機関（株式会社エフアンドエム）と提携した「ISO認証取得支援サービス」を用意し、環境マネジメントシステム規格であるISO14001等の認証取得にご関心のあるお客さまをサポートしております。

【これまでのISO14001の認証取得支援の実績】

セメント製造業	1社
機械製造業	1社

●住宅ローン金利の割引

住宅のご新築、ご購入に際し、「電化住宅」又は「ガス化住宅」対象機器をご設置されるお客さまに対して、住宅ローン金利を割引する取り組みを行っております。

※詳しくは、当行ホームページ(http://www.shimagin.co.jp/kojin/kariru/kariru_kinriyugu.html)をご覧ください。

●エコ定期預金の取扱い

お客さまがお預けいただくことに対し、当行が温室効果ガス1,000t分の排出権を購入し、日本国へ無償譲渡する、「エコ定期預金（カーボンオフセット定期預金）～未来への神話～」を平成21年10月19日～平成22年12月30日にかけて取扱いました。

多くの方のご賛同を受け、無償譲渡した当該排出権の購入費用は、海外の温室効果ガス排出削減プロジェクトに活用されております。

今後も、豊かな自然環境に恵まれた山陰を地盤とする金融機関として、環境保全に少しでもお役に立てるよう、こうした取り組みを継続してまいります。





職場環境整備への取り組み

当行は、従業員の働きがいや組織の活力を生み、ひいてはお客さまへのサービス向上・CS（お客さま満足）向上につながるの考えの下、以下のような取り組みを実施しております。

■「ES（従業員満足）応援団」の設置

風通しの良い企業風土作りのために、本部内に「ES（従業員満足度）応援団」（従業員からの提案・要望・意見・相談・悩みを受け入れ、なんらかの解決・実現に向けて検討・行動を行うチーム）を設置し、従業員が気兼ねなく気軽に本部へ相談できる職場環境を整備しております。

■女性従業員の積極的な登用

女性従業員にとって、より一層働きがいがある職場環境となるよう、各個人の能力、実績を適正に評価し、管理職への登用を積極的に進めております。平成23年3月末時点では、女性従業員114名のうち18名が管理職として、そのうち1名は出張所長として活躍しております。

また、女性従業員を「松江営業センター」の住宅ローン専担者として登用しているほか、「しまぎん住宅金融学校」や「しまぎん資産運用セミナー」における関連商品のプレゼンターとしても登用しております。

加えて、平成23年度からは、女性従業員が、女性独自の視点を活かし、自ら主体的に当行の様々な企画に参画できるよう、女性行員選抜チームを結成し、新たな商品やサービスの開発に取り組んでおります。

■業績優秀者の賞賛

店舗別の賞賛に加え、個人での賞賛制度を設けており、業績優秀者に対しては表彰の他、海外をはじめ外部研修派遣等のインセンティブを付与することにより、目標意識の高揚を図っております。



■女性従業員の制服デザインの更新

従業員満足度の向上を図るため、女性従業員から要望の多かった、事務服のデザイン変更を行いました。

新しい制服は、「地域の皆さまに末永くご愛顧頂けるもの」をコンセプトとして、清潔感や落ち着きのあるデザインとしました。夏は紺を基調としたベスト・スカート、冬は黒を基調としたジャケット・ベスト・スカートに、3種類のブラウスと2種類のリボンを自由に組み合わせることが出来ます。また、機能性とメンテナンス面にも配慮した素材を取り入れております。



夏服



冬服



主要業務の内容

■預金業務

預 金

当座預金、普通預金、貯蓄預金、通知預金、定期預金、定期積金、別段預金、納税準備預金等を取扱っております。

譲渡性預金

譲渡可能な定期預金を取扱っております。

■貸出業務

貸 付

手形貸付、証書貸付及び当座貸越を取扱っております。

手形の割引

銀行引受手形、商業手形の割引を取扱っております。

■国際業務

海外送金及び取立業務を行っております。

■商品有価証券売買業務

国債等公共債の売買業務を行っております。

■有価証券投資業務

預金の支払準備及び資金運用のため国債、地方債、社債、株式、その他の証券に投資しております。

■社債受託及び登録業務

担保附社債信託法による社債の受託業務、公共債の募集受託及び登録に関する業務を行っております。

■内国為替業務

送金為替、当座振込及び代金取立等を取扱っております。

■附帯業務

代理業務

- 日本銀行歳入代理店及び国債代理店業務
- 地方公共団体の公金取扱業務
- 株式払込金の受入代理業務及び株式配当金・公社債元利金の支払代理業務
- 日本政策金融公庫等の代理貸付業務

保護預り及び貸金庫業務

有価証券の貸付

債務の保証（支払承諾）

公共債の引受

国債等公共債及び証券投資信託の窓口販売

損害保険商品の窓口販売

生命保険商品の窓口販売

ビジネスマッチング業務

証券会社への顧客紹介業務



預金業務

個人や企業のお客さまからお預かりした資金を安全にかつ有利にお預かりすることはもちろん、お客さまの豊かな暮らしをサポートする商品の提供に努力いたしております。

ご利用の目的や期間・金額など、お客さまのニーズにお応えするため、様々な商品を取りそろえております。お気軽に窓口へご相談くださいませ。

今後もより魅力のある商品の開発や機能・サービスの充実に努め、お客さまにご満足いただけるパートナーを目指してまいります。

■主な預金のご案内

種 類	特 色	期 間	金 額	
普通預金	出し入れ自由、家計簿がわりの預金です。公共料金の自動支払いなど幅広いサービスがご利用できます。	自由	1円以上	
当座預金	ご商用の代金決済になくはならない預金です。小切手・手形利用にお使いください。	自由	1円以上	
総合口座	普通預金	自由	1円以上	
	期日指定定期預金	3年以内(据置期間1年)	1万円以上300万円未満	
	スーパー定期預金	3・6カ月、1・2・3・4・5年	1万円以上	
	自由金利型定期預金	1・3・6カ月、1・2・3・4・5年	1,000万円以上	
貯蓄預金	10型	自由	1円以上 (基準残高10万円)	
	30型	自由	1円以上 (基準残高30万円)	
通知預金	短期間(最低7日)お使いにならない大口資金向きの預金です。	7日間以上	3万円以上	
納税準備預金	税金の納付資金のための預金で、利息非課税の特典があります。	入金は自由 引出しは原則として納税時	1円以上	
定期預金	変動金利定期預金 [※]	6カ月毎に金利を見直す定期預金です。	1年以上3年以内	100円以上
	期日指定定期預金	お利息は1年複利で計算します。据置期間の1年が過ぎますとお引出しもできます。	3年以内(据置期間1年)	100円以上 300万円未満
	スーパー定期預金 [※]	身近な金額からの定期預金です。一部解約(据置期間1年)もできます。	1カ月以上5年以内	100円以上
	自由金利型定期預金 [※]	大口資金の運用に適した定期預金です。	1カ月以上5年以内	1,000万円以上
積立性預金	フレッシュ積立式定期預金	積立期間は自由です。「満期目標型」と「一般型」の2つのコースからあなたのプランに合わせてお選びください。	満期目標型 =3カ月以上3年以内 (据置期間3カ月を含む) 一般型 =3年以上で期間は定めない	1万円以上 1,000円単位
	定期積金	あなたの生活プラン、資金プランに合わせてお選びください。	1・2・3年	1,000円以上 1,000円単位
財形預金	一般財形預金	貯蓄目的は自由。給与やボーナスから天引きで知らず知らずのうちに大きく貯まります。	3年以上	給与天引き積立で 1,000円以上
	財形年金預金	勤労者の老後を支える個人年金。財形非課税制度により財形住宅預金との元本合計が550万円までの利子所得を非課税にできます。	5年以上	給与天引き積立で 1,000円以上
	財形住宅預金	住宅取得資金専用の財形預金。財形非課税制度により財形年金預金との元本合計が550万円までの利子所得を非課税にできます。	5年以上	給与天引き積立で 1,000円以上

※については、定型方式と期日指定方式があり、期間内であれば任意の日を満期日とすることができます。



貸出業務

お客さまのお使いみちにに応じ、様々な商品を取揃え、サービスの提供に努めております。

事業者の方へのご融資としては、手形割引や手形貸付、証書貸付など一般の融資をはじめ、お使いみちや期間に応じた各種の制度融資もご用意いたしております。さらに、信用保証協会の保証付融資や島根県・鳥取県並びに各市町村の制度融資及び株式会社日本政策金融公庫などの代理貸付を取扱っております。

個人の方へのご融資としては、お客さまのライフステージにおける資金ニーズにお応えするため、各種のローンをご用意しております。当行では、今後も地域の皆さまのニーズに合った商品の開発等に努めてまいります。

■事業者向けローン商品のご案内

種類	お使いみち	ご融資金額	ご融資期間	担保
アシストローン	事業資金(運転・設備)	100万円以上5,000万円以内	運転資金 7年以内 設備資金 10年以内	信用保証協会保証
ビジネスカードローン	事業資金(運転資金)	100万円以上2,000万円以内 (貸越極度額)	2年 (2年毎契約更新あり)	信用保証協会保証 (不動産、有価証券)
ビジネスローンサポート	事業資金(運転資金)	1,000万円以内(月商3ヵ月分の範囲)	5年以内	島根県信用保証協会保証
		2,000万円以内(月商3ヵ月分の範囲)	5年以内	鳥取県信用保証協会保証
ビジネスローンサポート+(プラス)	事業資金(運転資金)	3,000万円以内(月商3ヵ月分の範囲)	5年以内	原則、無担保
ビジネスローン300	事業資金(運転・設備)	50万円以上300万円以内 (白色申告の事業主の方は200万円以内)	5年以内	(株)オリエンコーポレーション保証
ビジネスローン300II	事業資金(運転・設備)	300万円以内	3年以内	無担保

■個人向けローン商品のご案内

《有担保ローン》

住宅関連資金

商品名	商品説明	ご融資期間	ご融資金額
しまぎんスーパー住宅ローン 「マイ・セレクト」 「マイ・セレクトII」	<ul style="list-style-type: none"> ・お客さまのご要望に応じて、お借入期間中に「固定金利3年・5年・10年型」と「変動金利」を自由に選択できる住宅ローンです。(但し、固定金利期間中は変動金利への変更はできません。) ・マイホームの新築や土地の購入、増改築やリフォーム、他の金融機関でお借入されている住宅ローンの借換えまで、住まいのニーズに幅広くお応えできます。 ・ご融資期間は最長35年まで。ゆとりあるご返済プランでご利用いただけます。 ・ローンをご利用のお客さまが病気やケガで就業できなくなった場合に、一定期間返済を肩代わりする「債務返済支援保険」もご用意しております。 	35年以内	「マイ・セレクト」 50万円以上 5,000万円以内
			「マイ・セレクトII」 100万円以上 6,000万円以内
住宅フリープラン 「固定金利型」 「借換専用型」	<ul style="list-style-type: none"> ・毎月の定例返済のほかに、一定の任意返済を組み合わせたことも可能。お客さまのライフプランに柔軟に対応できる自由設計型の住宅ローンです。 ・ご融資期間は最長35年まで。 ・いつでもATMから繰上げ返済ができるので便利です。 ・保証料のご負担がありません。 	35年以内	「固定金利型」 300万円以上 4,000万円以内
			「借換専用型」 300万円以上 3,000万円以内

いずれも「団体信用生命保険」(一般)にご負担なしで加入いただけます。

一般団体信用生命保険に代えて、三大疾病(がん・心筋梗塞・脳卒中)付団体信用生命保険への選択も可能です。なお、この場合の保険料はご融資金利に年0.3%上乗せして、ご負担いただけます。

お使いみち自由

商品名	商品説明	ご融資期間	ご融資金額
ジャンボローン	健全な生活設計資金又は財産形成資金にご利用いただける、変動金利の有担保ローンです。	25年以内	100万円以上 3,000万円以内
ジャンボフリープラン	健全な生活設計資金又は財産形成資金、借入金の肩代り資金にご利用いただける変動金利型の有担保ローンです。	20年以内	300万円以上 3,000万円以内

いずれも、「団体信用生命保険」(一般)にご負担なしで加入いただけます。

《無担保カードローン》

お使いみち自由

商品名	商品説明	ご融資期間	ご融資金額
しまぎんカードローン	お使いみち自由のカードローンです。	3年(自動更新)	50万円・30万円・10万円 (貸越極度額)
しまぎんカードローン30 (インターネット仮申込OK)	お使いみち自由のカードローンです。	1年 (自動更新、更新後は1年)	30万円 (貸越極度額)
新 型 カ ー ド ロ ー ン (インターネット仮申込OK)	お使いみち自由のカードローンです。	1年 (自動更新、更新後は2年)	50万円・30万円・10万円 (貸越極度額)
スーパーパックカードローン 「住パック」 「給パック」 「公パック」 (インターネット仮申込OK)	当行で住宅資金のご融資をご利用、又は給与振込を指定、あるいは公共料金の口座振替を指定いただいている方のための、お使いみち自由のカードローンです。	1年 (自動更新、更新後は2年)	「住パック」50万円 「給パック」50万円・30万円 「公パック」30万円・10万円 (貸越極度額)
プ レ ミ ア ム ゴールドカードローン	お使いみち自由のカードローンです。	2年(自動更新)	100万円～500万円 (100万円単位) (貸越極度額)
ゴールドカードローン エクセルI (インターネット仮申込OK)	お使いみち自由のカードローンです。	3年(自動更新)	30万円～100万円 (10万円単位) または150万円・200万円 (貸越極度額)

《無担保ローン》

住宅関連資金

商品名	商品説明	ご融資期間	ご融資金額
中総信公的住宅資金 借り換えローン	公的住宅資金(住宅金融支援機構、年金積立金管理運用独立行政法人、年金福祉協会、県及び市の制度融資)借入れを借換えるための無担保ローンです。固定金利型と変動金利型のいずれかをお選びいただけます。	15年以内	10万円以上 1,000万円以内
無担保住宅ローン1000	公的住宅資金(住宅金融支援機構、年金積立金管理運用独立行政法人、年金福祉協会、県及び市の制度融資)と併用して利用する方又は本ローン単独で借入をする方のための変動金利型のローンです。	15年以内	10万円以上 1,000万円以内
リフォームローン (インターネット仮申込OK)	住宅の増改築等をするための変動金利型のローンです。	15年以内	10万円以上 1,000万円以内
いずれも、「団体信用生命保険」(一般)にご負担なしで加入いただけます。			

教育関連資金

商品名	商品説明	ご融資期間	ご融資金額
しまぎんキャンパスローン	お子様のご入学・在学中にかかる一切の教育費用にご利用いただけるカードローン形式のローンです。	14年7ヶ月以内 (据置期間含)	100万円～500万円 (100万円単位) (貸越極度額)
教 育 ロ ー ン (インターネット仮申込OK)	入学金・授業料のほか、在学期間中の諸費用にご利用いただける、固定金利型のローンです。	14年7ヶ月以内 (据置期間含)	10万円以上 500万円以内

□自動車関連資金

商品名	商品説明	ご融資期間	ご融資金額
しまぎん新型オートローン (インターネット仮申込OK)	お車に関連した資金にスピーディーに対応する固定金利型のローンです。	7年以内	10万円以上 500万円以内
オートローンSII型	お車に関連した資金にスピーディーに対応するローンです。固定金利型と変動金利型のいずれかをお選びいただけます。	7年以内	10万円以上 500万円以内
しまぎんオートローンJII型 (インターネット仮申込OK)	お車に関連した資金にスピーディーに対応するローンです。固定金利型と変動金利型のいずれかをお選びいただけます。ご返済期間中「マイカーローン24時間安心サービス」を無料でご利用いただけます。	7年以内	10万円以上 500万円以内
しまぎん新型オートローン (一括保証料型) (インターネット仮申込OK)	お車に関連した資金にスピーディーに対応する固定金利型のローンです。	7年以内	10万円以上 500万円以内

□目的型

商品名	商品説明	ご融資期間	ご融資金額
快即ローン (インターネット仮申込OK)	教育費、自動車関連費用、住宅増改築等のご入用のためのお借入枠を確保(当座貸越契約)しておき、いざご入用という時に、スピーディーにご利用いただける変動金利型のローンです。 枠内なら何度でも反復してご利用いただけます。	1年 (自動更新、更新後は2年)	100万円・200万円・ 300万円 (貸越極度額)
プレミアム快即ローン 「I」 「II」	住宅ローン利用者専用で、教育費、自動車購入、住宅増改築、耐久消費財購入等のご入用のためのお借入枠を確保(当座貸越契約)しておき、いざご入用という時に、スピーディーにご利用いただける変動金利型のローンです。 枠内なら何度でも反復してご利用いただけます。	「I」 1年(自動更新、更新後は2年) 「II」 3年(自動更新)	100万円・200万円・ 300万円・400万円・ 500万円 (貸越極度額)
しまぎんおまとめローン 「II」 「III」 (「II」はインターネット仮申込OK)	消費者金融・信販・銀行ローンの借入を一本化し、一定額で返済することができます。申込額100万円以下の場合、借入の一本化以外の資金にもご利用可能です。	「II」 10年以内 「III」 15年以内	10万円以上 300万円以内

□お使いみち自由

商品名	商品説明	ご融資期間	ご融資金額
しまぎんニューライフローン (インターネット仮申込OK)	豊かな暮らしをエンジョイしていただくための変動金利型のローンです。	7年以内	10万円以上 300万円以内
デュアルフリーローン 「I」 「II」 (インターネット仮申込OK)	豊かな暮らしをエンジョイしていただくため、広範囲のお使いみちにご利用いただける固定金利型のローンです。	5年以内	10万円以上 200万円以内

※「インターネット仮申込OK」…インターネットから仮申込ができます。(携帯サイトからは仮申込できません。)

商品ご利用に当たっての留意事項

■ご利用にあたり

- ・ご利用に際しては、ローン規約、ご返済方法・利用限度額などを十分ご確認、ご検討いただき、無理のない計画的なお借入れをお勧めいたします。お気軽に本支店窓口、又は渉外係までご相談ください。
- ・お申込みに際しては、審査がございます。審査の結果によっては、ご希望に添えない場合がありますので、ご了承下さい。
- ・店頭で説明書をご用意しています。



国際業務

海外送金等の国際業務サービスを行っております。

種 類	内 容	
海外送金	送金小切手 = D D	外国向け送金小切手を直接お客さまから受取人へ送付していただく方法です。
	普通送金 = M T	海外の受取人の取引銀行へ支払い指図書を郵送することにより送金します。
	電信送金 = T T	お急ぎの場合にご利用いただく電信による送金です。 海外の受取人の取引銀行へ電信により送金します。
輸 出 関 係	輸出手形、小切手の取立てなどをお取扱いしております。	
輸 入 関 係	信用状なし輸入為替の引受けなどをお取扱いしております。	
そ の 他	海外市場の情報提供など貿易投資に関するご相談を承ります。	



附帯業務

■保険商品の窓口販売業務

種 類	内 容	
損害保険	住宅ローン関連の火災保険	住宅ローン(個人の.new築・購入・増改築に係わる融資)をご利用のお客さまを対象に、長期火災保険を取扱っています。
	年金払積立傷害保険	年金払いの給付金はご契約時に約定した金額が支払われ、計画的な老後資金準備が可能なほか、ライフスタイルに応じて幅広いニーズにお応えできる定額年金商品です。
生命保険	変額年金保険	将来の年金受取額が運用実績に応じて変わる年金保険商品です。公的年金を補完する私的年金や資産運用手段の一つとしてご利用いただけます。
	定額年金保険	公的年金と合わせて、充実したセカンドライフを実現できる年金保険商品です。確かな人生設計が可能となります。 年金種類は、ライフプランに応じて、各ラインナップ(確定年金・終身年金)から選択できます。
	学資保険	お子さまやお孫さまの将来の教育資金を準備(貯蓄)するための保険商品です。
	医療保険	病気やケガにより入院や手術をした場合に、入院給付金、手術給付金を保障する保険商品です。
	がん保険	がん罹患し入院や手術をした場合に、診断給付金、入院給付金、手術給付金を保障する保険商品です。
	一時払終身保険	契約時に死亡保険金額が確定し、一生涯の保障も確保されます。ライフプランに合わせて年金での受取も選択可能な保険商品です。
	平準払終身保険(※)	契約時に死亡保険金額が確定し、一生涯の保障も確保されます。ライフプランに合わせて年金での受取も選択可能な保険商品です。
収入保障保険(※)	万一の時の遺族保障を年金として、年金支払期間終了時まで、ご家族がお受取りいただく保険商品です。	

※平準払終身保険の一部、及び収入保障保険については、松江市内店舗でお取扱いしております。

■証券業務

公共債(国債等)の窓口販売並びにディーリング業務のほか、投資信託の窓口販売業務を全店で取扱っています。

種 類	内 容
公共債の窓口販売並びにディーリング業務	個人向け国債、公募地方債の募集並びに、利付国債等の売買を行っております。
公共債の引受	地方公共団体等が発行する債券の募集の取扱いを受託し、これらの団体の資金調達に協力しています。
投資信託の窓口販売業務	お客さまの資産運用ニーズにお応えできますように、各種商品を取り揃えております。

投資信託の取扱商品

主な投資対象	国内債券	海外債券、国内株式及び不動産	国内外の債券	
ファンド名	MHAMのMMF	MHAMトリニティオープン (毎月決算型)	ワールド・ソブリンインカム	グローバル高金利通貨 オープン(毎月決算型)
投資信託委託会社	みずほ投信投資顧問	みずほ投信投資顧問	岡三アセットマネジメント	国際投信投資顧問
商品分類	追加型投信/国内/ 債券/MMF	追加型投信/内外/資産複合	追加型投信/内外/債券	追加型投信/内外/債券
運用方針	内外の公社債を中心に投資を行い、安定した収益の確保を目指して、安定運用を行います。	ファミリーファンド方式により、海外の債券並びに国内の株式及び不動産投資信託証券への分散投資を行い、安定した収益の確保を図るとともに、信託財産の中長期的な成長を目指します。	「ワールド・ソブリンインカムマザーファンド」を通じて、日本を含む主要先進各国のソブリン債(国債及び政府保証債等)に投資し、安定した収益の確保と信託財産の成長を目指します。	先進国高金利通貨オープンマザーファンドを通じて先進国の債券に、新興国高金利通貨オープンマザーファンドを通じて新興国の債券に投資し、安定したインカムゲインの確保と信託財産の成長を目指します。
投資リスク	公社債などの値動きのある証券等に投資しますので、ファンドの基準価額は変動し、損失を被ることがあります。	債券・株式・不動産投資信託証券などの値動きのある証券等(外貨建資産には為替変動リスクもあります。)に投資しますので、ファンドの基準価額は変動し、損失を被ることがあります。	組入れた主要先進各国の国債等の価格の下落、発行国等の破綻や財務状況の悪化等の影響により、また外貨建資産に投資しますので為替の変動により、損失を被ることがあります。	基準価額は、組入有価証券等の値動きや為替相場の変動等により上下し、損失を被ることがあります。また、組入有価証券の発行者の経営・財務状況の変化及びそれらに関する外部評価の影響を受けます。
主な基準価額の変動要因	「金利変動リスク」、「信用リスク」、「流動性リスク」等	「資産配分リスク」、「金利変動リスク」、「株価変動リスク」、「不動産投資信託証券の価格変動リスク」、「為替変動リスク」、「信用リスク」、「流動性リスク」、「カントリーリスク」等	「金利変動リスク」、「為替変動リスク」、「信用リスク」、「カントリーリスク」等	「為替変動リスク」、「金利変動リスク」、「信用リスク」、「流動性リスク」、「カントリーリスク」等
信託期間	無期限	無期限	無期限	平成30年1月22日まで
決算日	毎日	毎月9日 (休業日の場合は翌営業日)	毎月25日 (休業日の場合は翌営業日)	毎月22日 (休業日の場合は翌営業日)
信託報酬(税込)	日々の信託元本に対して年率0.6089%以内の率を乗じて得た額	日々の純資産額に対して年率1.155%	日々の純資産額に対して年率1.1025%	日々の純資産額に対して年率0.945%
お申込受付(取得・換金)	原則として、いつでも受付いたします。	原則として、いつでも受付いたします。(但し、ニューヨーク、ロンドンの銀行休業日は受付できません。)	原則として、いつでも受付いたします。	原則として、いつでも受付いたします。(但し、ニューヨークの銀行、ニューヨーク証券取引所、ロンドンの銀行、ロンドン証券取引所の休業日は受付できません。)
取得申込単位	1万円以上1円単位	1万円以上1円単位	1万円以上1円単位	1万円以上1円単位
取得手数料(基準価額に対して、税込)	ありません。	1,000万円未満:2.1% 1,000万円以上:1.575%	1,000万円未満:2.1% 1億円未満:1.575% 3億円未満:1.05% 3億円以上:0.525%	2.1%
段階料率適用基準	-	受渡(申込)金額基準	受渡(申込)金額基準	-
換金申込単位	1口単位	1口単位	1口単位	1口単位
換金手数料	ありません。	ありません。	ありません。	ありません。
信託財産留保額	取得日から起算して換金請求受付日の翌営業日の前日までの日数が30日未満の場合には、1万円につき10円	換金請求受付日の翌営業日の基準価額に0.2%を乗じた額	換金請求受付日の翌営業日の基準価額に0.1%を乗じた額	換金請求受付日の翌営業日の基準価額に0.15%を乗じた額
換金代金受渡日	換金請求受付日の翌営業日	原則として、換金請求受付日から起算して、5営業日目	原則として、換金請求受付日から起算して、5営業日目	原則として、換金請求受付日から起算して、6営業日目



主な投資対象	海外債券		国内株式		国内外の株式
	ハイグレード・オセアニア・ボンド・オープン(毎月分配型)	新興国債オープン(毎月決算型)	MHAM株式インデックスファンド225	トピックス・インデックス・オープン	グローバル好配当株オープン
投資信託委託会社	大和証券投資信託委託	岡三アセットマネジメント	みずほ投信投資顧問	野村アセットマネジメント	大和住銀投信投資顧問
商品分類	追加型投信/海外/債券	追加型投信/海外/債券	追加型投信/国内/株式/インデックス型	追加型投信/国内/株式/インデックス型	追加型投信/内外/株式
運用方針	オーストラリア・ドル建て及びニュージーランド・ドル建ての公社債等並びにCP等の短期金融商品に投資することにより、安定した収益の確保及び信託財産の着実な成長を目指します。	新興国債マザーファンドを通じて、JPモルガン社のGBI-EMブロード・ディバーシファイド指数を構成する新興国が発行する現地通貨建ての国債又は政府機関が発行する債券、及びそれと同等の価値が得られるクレジット・リンク・ノート等を主要投資対象とし、安定した収益の確保と投資信託財産の成長を目指します。	主として「MHAM株式インデックス225マザーファンド」を通じ、わが国の株式で積極的な運用を行い、日経平均株価の動きに連動する投資成果を目指します。	「トピックス・インデックスマザーファンド」を通じて、東京証券取引所第一部に上場されている株式を実質的な主要投資対象とし、東証株価指数の動きに連動する投資成果を目指します。	マザーファンドへの投資を通じて、世界各国の株式へ投資することにより、安定した配当収入の確保とともに、信託財産の長期的な成長を図ることを目指します。
投資リスク	値動きのある有価証券等に投資しますので、基準価額は変動し、損失を被ることがあります。	組入れた新興国の国債等の価格の下落、発行国等の破綻や財務状況の悪化等の影響により、また外貨建資産に投資しますので為替の変動により、損失を被ることがあります。	株式などの値動きのある証券等に投資しますので、ファンドの基準価額は変動し、損失を被ることがあります。	投資を行っている有価証券等の値動きによる影響を受けて、ファンドの基準価額は変動し、損失を被ることがあります。	マザーファンドを通じて、実質的に株式など値動きのある有価証券等に投資しますので、基準価額は変動し、損失を被ることがあります。また、外貨建資産は、為替の変動による影響も受けます。
主な基準価額の変動要因	「金利変動リスク」、「信用リスク」、「為替変動リスク」、「カントリーリスク」等	「金利変動リスク」、「為替変動リスク」、「カントリーリスク」、「信用リスク」、「流動性リスク」等	「株価変動リスク」、「流動性リスク」、「信用リスク」等	「株価変動リスク」等	「株価変動リスク」、「為替変動リスク」、「流動性リスク」、「信用リスク」、「カントリーリスク」等
信託期間	無期限	無期限	無期限	無期限	無期限
決算日	毎月15日 (休業日の場合は翌営業日)	毎月12日 (休業日の場合は翌営業日)	毎年10月24日 (休業日の場合は翌営業日)	毎年9月29日 (休業日の場合は翌営業日)	毎月8日 (休業日の場合は翌営業日)
信託報酬(税込)	日々の純資産額に対して年率1.3125%	日々の純資産額に対して年率1.365%	日々の純資産額に対して年率0.5775%	日々の純資産額に対して年率0.651%以内	日々の純資産額に対して年率1.134%
お申込受付(取得・換金)	原則として、いつでも受付いたします。(但し、シドニー先物取引所の休業日は受付できません。)	原則として、いつでも受付いたします。	原則として、いつでも受付いたします。	原則として、いつでも受付いたします。	原則として、いつでも受付いたします。
取得申込単位	1万円以上1円単位	1万円以上1円単位	1万円以上1円単位	1万円以上1円単位	1万円以上1円単位
取得手数料(基準価額に対して、税込)	1,000万円未満:2.1% 1,000万円以上:1.575%	2.625%	2.1%	2.1%	2.625%
段階料率適用基準	受渡(申込)金額基準	-	-	-	-
換金申込単位	1口単位	1口単位	1口単位	1口単位	1口単位
換金手数料	ありません。	ありません。	ありません。	ありません。	ありません。
信託財産留保額	ありません。	換金請求受付日の翌営業日の基準価額に0.2%を乗じた額	ありません。	ありません。	ありません。
換金代金受渡日	原則として、換金請求受付日から起算して、5営業日目	原則として、換金請求受付日から起算して、6営業日目	原則として、換金請求受付日から起算して、4営業日目	原則として、換金請求受付日から起算して、4営業日目	原則として、換金請求受付日から起算して、5営業日目

主な投資対象	海外株式			
ファンド名	アジア・オセアニア好配当成長株オープン(毎月分配型)	インド消費関連株オープン	中国消費関連株オープン	ブラジル消費関連株オープン
投資信託委託会社	岡三アセットマネジメント	岡三アセットマネジメント	岡三アセットマネジメント	岡三アセットマネジメント
商品分類	追加型投信/海外/株式	追加型投信/海外/株式	追加型投信/海外/株式	追加型投信/海外/株式
運用方針	アジア(日本を除く)・オセアニア地域の株式を実質的な主要投資対象とする「PCAアジア・オセアニア好配当株式ファンド(適格機関投資家専用)」及びわが国の公社債及び短期金融商品を主要投資対象とする「日本マネーマザーファンド」に投資し、安定的な収益の確保及び中長期的な投資信託財産の成長を目指します。	投資信託証券への投資を通じて、実質的にインドの消費関連企業の株式等及びわが国の公社債、短期金融商品に投資し、投資信託財産の成長を図ることを目標に積極的な運用を行います。	主として、中国の取引所上場の株式に投資し、投資信託財産の成長を図ることを目標に積極的な運用を行います。	投資信託証券を通じて、主としてブラジルの消費に関連する企業の株式(DR(預託証券)を含みます。)に実質的に投資し、投資信託財産の成長を図ることを目標に積極的な運用を行います。
投資リスク	組入れたアジア(日本を除く)・オセアニア地域の株式、国内の債券、短期金融商品等の価格の下落や、発行会社等の倒産等や財務状況の悪化等の影響により、また外貨建資産に投資しますので為替の変動により、損失を被ることがあります。	組入れたインドの企業の株式等、国内の債券や短期金融商品の価格の下落や、発行会社等の倒産等や財務状況の悪化等の影響により、また外貨建資産に投資しますので為替の変動により、損失を被ることがあります。	主に中国の株式を投資対象としますので、組入有価証券等の価格変動の影響、為替変動の影響を受け、基準価額は変動し、損失を被ることがあります。	組入れたブラジルの企業の株式等、国内の債券や短期金融商品等の価格の下落や、発行会社等の倒産等や財務状況の悪化等の影響により、また外貨建資産に投資しますので為替の変動により、損失を被ることがあります。
主な基準価額の変動要因	「株価変動リスク」、「為替変動リスク」、「カントリーリスク」、「金利変動リスク」、「信用リスク」、「流動性リスク」等	「株価変動リスク」、「為替変動リスク」、「カントリーリスク」、「流動性リスク」、「信用リスク」、「金利変動リスク」等	「株価変動リスク」、「為替変動リスク」、「カントリーリスク」、「流動性リスク」、「信用リスク」等	「株価変動リスク」、「金利変動リスク」、「為替変動リスク」、「信用リスク」、「流動性リスク」、「カントリーリスク」等
信託期間	無期限	平成32年8月18日まで	平成32年8月18日まで	平成32年7月17日まで
決算日	毎月10日 (休業日の場合は翌営業日)	毎年2月18日及び8月18日 (休業日の場合は翌営業日)	毎年2月18日及び8月18日 (休業日の場合は翌営業日)	毎年1月17日及び7月17日 (休業日の場合は翌営業日)
信託報酬(税込)	日々の純資産額に対して年率1.1025% 〈実質的な信託報酬〉 日々の純資産額に対して年率1.68%程度	日々の純資産額に対して年率1.197% 〈実質的な信託報酬〉 日々の純資産額に対して上限年率1.947%	日々の純資産額に対して年率1.785%	日々の純資産額に対して年率1.197% 〈実質的な信託報酬〉 日々の純資産額に対して上限年率1.848%
お申込受付(取得・換金)	原則として、いつでも受付いたします。(但し、香港もしくはオーストラリアの取引所又は銀行の休業日、及び翌営業日が香港もしくはオーストラリアの取引所又は銀行の休業日に該当する日は受付できません。)	原則として、いつでも受付いたします。(但し、「ボンベイ証券取引所の休業日」「ルクセンブルクの銀行の休業日」「12月24日及び12月31日」「翌日及び翌々日(土曜日、日曜日を除きます。)」が委託会社の休業日である日は受付できません。)	原則として、いつでも受付いたします。(但し、香港の取引所の休業日は受付できません。)	原則として、いつでも受付いたします。(但し、サンパウロ証券取引所の休業日及びその前営業日に該当する日は受付できません。)
取得申込単位	1万円以上1円単位	1万円以上1円単位	1万円以上1円単位	1万円以上1円単位
取得手数料 (基準価額に対して、税込)	2.625%	3.15%	3.15%	3.15%
段階料率適用基準	-	-	-	-
換金申込単位	1口単位	1口単位	1口単位	1口単位
換金手数料	ありません。	ありません。	ありません。	ありません。
信託財産留保額	換金請求受付日の翌営業日の基準価額に0.3%を乗じた額	換金請求受付日の翌営業日の基準価額に0.3%を乗じた額	換金請求受付日の翌営業日の基準価額に0.2%を乗じた額	換金請求受付日の翌営業日の基準価額に0.3%を乗じた額
換金代金受渡日	原則として、換金請求受付日から起算して、6営業日目	原則として、換金請求受付日から起算して、6営業日目	原則として、換金請求受付日から起算して、5営業日目	原則として、換金請求受付日から起算して、6営業日目

投資信託の主なリスク

1 金利変動リスク

金利変動により保有資産の価格が下落するリスクをいいます。一般に金利が上昇した場合には、債券価格は下落し、ファンドの基準価額を下落させる要因となります。また、満期までの期間が長い債券ほど、金利変動の影響を大きく受けます。

2 株価変動リスク

株式市場等の動向や投資先企業の業績等により、組入れた株式の価格が下落するリスクをいいます。投資する企業が業績悪化や倒産等に陥った場合には、当該企業の株価が大きく下落し、倒産すると株価がゼロになることがあり、ファンドの基準価額に大きな影響を及ぼすことがあります。

3 信用リスク

債券等の発行体が財政難、経営不振、その他の理由により、利息や償還金を予め決められた条件で支払うことができなくなるリスクをいいます。一般に債務不履行が生じた場合、又はその可能性が高まった場合には、当該発行体が発行する債券等の価格は下落します。また、発行体が企業の場合には、一般にその企業の株価が下落する要因となります。ファンドが投資する株式の発行企業及び不動産投資信託証券や債券等の発行体がこうした状況に陥った場合はファンドの基準価額が下落する要因となる可能性があります。また、債券格付の見直しによっても価格変動が起こることがあります。

4 為替変動リスク

為替変動により外貨建資産の円換算価値が下落するリスクをいいます。投資している国の通貨が円に対して強く(円安に)なれば、ファンドの基準価額上昇要因となり、弱く(円高に)なれば基準価額の下落要因となります。

5 不動産投資信託証券の価格変動リスク

不動産投資信託証券の市場価格が下落するリスクをいいます。不動産投資信託証券の市場価格は市場における需給関係により変動します。こうした需給関係は、経済、不動産市況、金利、不動産投資信託証券の財務状況や収益状況など様々な要因により変化します。

6 流動性リスク

組入れた株式もしくは債券等の市場規模や取引量が少ない場合や、市場環境が急変し取引規制が発生した場合などには、お取引ができない、またお取引の執行に支障をきたすようなことにより不利益を被る可能性があります。こうした市場動向や流動性の状況によっては、株式や債券等を期待される価格で売却できず、ファンドの基準価額の下落要因となります。

7 カントリーリスク

投資対象国、地域の政治・経済情勢の変化や、取引規制の変更又は新たな制定などにより、方針に沿った運用が困難になったり、組入れた株式や債券等の価値が予想以上に下落したりして、ファンドの基準価額が下落することがあります。特に新興国の場合は先進国に比較して、経済状況が脆弱であったり、国情が不安定であったりする可能性があります。そのため、当該国のインフレ、国際収支、外貨準備高等の悪化、また、政治不安や社会不安あるいは他国との外交関係の悪化、さらには、政府当局による海外からの投資規制など数々の規制の緊急導入や政策の変更等の影響は先進国以上に大きいことが予想され、証券市場や為替市場が著しい悪影響を被る可能性もあります。これにより、損失が生じることがあります。

8 資産配分リスク

複数資産への投資(資産配分)を行った場合で、投資成果の悪い資産への配分が大きかったために投資全体の成果も悪くなってしまうリスクをいいます。投資に際して資産配分を行う場合には、ある一資産の価値変動が投資全体の成果に及ぼす影響度を小さくする効果(分散効果)が期待されますが、配分比率が高い資産の価値が下落した場合や、複数資産の価値が同時に下落した場合には、ファンドの基準価額が大きく下落する可能性があります。

投資信託の費用と税金について

投資信託の費用について

当行で取扱う投資信託のお取引には手数料等費用として、以下の項目の合計額がかかります。これらはお客さまのご負担となります。

●お客さまに直接ご負担いただく費用

お申込手数料	買付約定日の基準価額に対して最高3.15% (消費税等込)		
換金手数料	ありません	信託財産留保額	換金の約定日の基準価額に対して最高0.3%

●保有期間中に信託財産で間接的にご負担いただく費用

信託報酬	純資産総額に対して最高年率1.947% (消費税等込)
その他の費用	監査費用、信託事務処理費用、組入有価証券の売買委託手数料、借入金・立替金利息などの費用が信託財産から支払われます。

※その他の費用や手数料等費用の合計額は、申込金額や保有期間、運用状況等に応じて異なりますので、あらかじめお示しすることができません。個別ファンドの手数料等費用の詳細については契約締結前交付書面(投資信託説明書(交付目論見書)及び目論見書補完書面)をご覧ください。(契約締結前交付書面は、当行の本支店の窓口にご用意しております。)

投資信託の税金について

●公社債投資信託

収益分配金、換金及び償還時の差益に対する税率は個人の受益者の場合、20% (所得税15%、地方税5%) の税率で源泉分離課税されます。法人の受益者の場合は20% (所得税15%、地方税5%) の税率で源泉徴収されます。

●株式投資信託

1 <個人の場合> 収益分配金(配当所得) ※特別分配金は非課税。

	平成25年まで	平成26年以降
源泉徴収税率	10% (申告不要) [所得税7%、住民税3%]	20% (申告不要) [所得税15%、住民税5%]
確定申告	源泉徴収により申告不要とすることができます。確定申告をすることにより、総合課税(配当控除が受けられます)又は申告分離課税(譲渡損との損益通算が受けられます)のどちらかを選択することもできます。申告分離課税を選択した場合の税率は、源泉徴収税率と同じです。	

2 <個人の場合> 換金及び償還時の差益(上場株式等に係る譲渡所得等として申告分離課税)

原則として、確定申告の対象となります。

「特定口座(源泉徴収ありを選択)」の利用により、申告不要にできます。

	平成25年まで	平成26年以降
税率	10% [所得税7%、住民税3%]	20% [所得税15%、住民税5%]
特定口座の源泉徴収税率	10% [所得税7%、住民税3%]	20% [所得税15%、住民税5%]

特定口座	利用する	「源泉徴収あり」を選択	確定申告不要…当行がお客さまに代って納税の事務をします
		「源泉徴収なし」を選択	確定申告が必要…「年間取引報告書」による簡易な申告
	利用しない	確定申告が必要…ご自身で取得の日、取得費用を管理し譲渡損益を計算して、計算明細書を作成	

※「特定口座(源泉徴収ありを選択)」をご利用の場合でも、確定申告をすることにより、他金融機関でご利用の特定口座や特定口座以外の口座で生じた損益との通算、損失の繰越の適用を受けることができます。

※「特定口座(源泉徴収ありを選択)」をご利用で、「源泉徴収選択口座内配当等受入開始届出書」をご提出いただいた場合は、特定口座内での譲渡損益通算後の損失と、当該特定口座へ受け入れた普通分配金は特定口座内で自動的に損益通算されます。

※「しまぎんの特定口座」につきましては、(しまぎんの特定口座のご案内)をご覧ください。(しまぎんの特定口座のご案内)は、当行の本支店の窓口にご用意しております。)

3 <法人の場合> 収益分配金(配当所得)、換金及び償還時の差益

	平成25年まで	平成26年以降
源泉徴収税率	7% (所得税)	15% (所得税)

※特別分配金は非課税。特別分配金の経理処理につきましては、会計士等にご確認ください。

(上記は平成23年7月現在の税制に基づくものであり、今後の税制改正により変わることがあります。)

当行の概要等

- ◎商号等：株式会社島根銀行 登録金融機関 中国財務局長(登金)第8号
- ◎加入協会：日本証券業協会
- ◎主な事業：銀行業、登録金融機関業務

投資信託ご購入時のご注意

- 投資信託をご購入の際は、必ず最新の「投資信託説明書(交付目論見書)」により、内容をご確認のうえご自身でご判断ください。「投資信託説明書(交付目論見書)」は、当行の本支店の窓口にご用意しております。●投資信託は国内外の株式や債券等の値動きのある金融商品(外貨建を含む)を投資対象としますので、投資した金融商品の価格の変動、金利・為替相場の変動、発行者の信用状況の変化等により基準価額が下落し、投資元本を割り込むことがあります。したがって、投資元本が保証されているものではなく、また、収益や投資利回りの保証もありません。●投資した資産の価値の減少を含むリスクは、投資信託をご購入のお客さまが負うこととなります。●投資信託は預金ではなく、預金保険の保護の対象ではありません。
- 当行でご購入いただく投資信託は、投資者保護基金の対象ではありません。●投資信託には、ご購入やご換金可能日に制限があるものがあります。
- 投資信託のお取引は、クーリング・オフの対象にはなりません。●当行は販売会社であり、投資信託の設定・運用は投資信託委託会社が行います。

*詳細は最寄の店舗にお問い合わせ下さい。

(平成23年7月現在)



各種サービスのご案内

項 目	内 容
キャッシュサービス	当行の本支店及び店外キャッシュコーナーで「お預入れ」「お引出し」「残高照会」「お振込」がご利用いただけます。
ゆうちょ銀行ATM提携	当行とゆうちょ銀行のお客さまには、相互のキャッシュコーナーがご利用いただけます。当行のお客さまにつきましては、ゆうちょ銀行のキャッシュコーナーでの「お預入れ」「お引出し」に係る利用手数料が無料でご利用いただけます。
さんいんクロスネットサービス	当行と鳥取銀行の相互のお客さまの「お引出し」に係る利用手数料を無料とするサービスです。
しまぎん・中央信金ネットサービス	当行と鳥根中央信用金庫の相互のお客さまの「お引出し」「お預入れ」に係る利用手数料を無料とするサービスです。
4BANKS(フォーバンク)ネットサービス	当行ともみじ銀行・トマト銀行・西京銀行の相互のお客さまの「お引出し」に係る利用手数料を無料とするサービスです。
イオン銀行ATM提携	当行とイオン銀行のお客さまには、相互のキャッシュコーナーがご利用いただけます。当行のお客さまにつきましては、イオン銀行のキャッシュコーナーでの「お引出し」「お振込」「残高照会」がご利用いただけます。
入金ネットサービス	相互入金業務協議会に加盟する全国の金融機関の相互のキャッシュコーナーで「お預け入れ」がご利用いただけます。
キャッシングサービス	クレジット会社との業務提携によりキャッシングサービスも取扱っております。
為替サービス	資金の振込、小切手・手形の取立てを行います。
振込	当行の本支店をはじめ、全国の金融機関へお振込みいたします。
代金取立	小切手・手形・配当金などを期日に取立て、預金口座にご入金いたします。
給与振込サービス	毎月の給与や賞与をお勤め先からお客さまの口座へ自動的にお振込みいたします。
自動受取サービス	配当金や年金などを支給日に指定口座へご入金いたします。
自動支払サービス	公共料金、税金、クレジットカードご利用代金などを、指定日に指定口座から自動的に引落とします。
インターネット・モバイルバンキングサービス	インターネットパソコン・携帯電話等を利用して、残高照会、入出金明細照会、定期預金取引、振替・振込などのサービスがご利用いただけます。また、税金や各種料金(Pay-easyマーク記載の納付書)の払込みができます。
ファームバンキングサービス	お客さまと当行のコンピューターを通信回線で直結し、残高照会、振込・振替、給与振込・総合振込などのデータをオンラインで受け付け、処理いたします。
保管サービス	大切な財産を盗難や災害からお守りいたします。
夜間金庫	夜間でも安全に売上金等をお預かりいたします。
保護預り・貸金庫	有価証券・貴金属・株券・権利証などの重要書類や貴重な財産を当行の金庫で安全に保管いたします。
ビジネスマッチング業務(しまぎんビジネス情報仲介制度)	販売先や仕入先などの経営情報(ビジネスマッチング情報)を蓄積・仲介し、各種ビジネスニーズにお応えするサービスです。
証券会社への顧客紹介業務	以下のニーズをお持ちのお客さまを、提携証券会社であるみずほ証券株式会社へご紹介するサービスです。 ・新規株式公開(IPO)や役員持株会の設立等のニーズ ・株式や外国債券等での資産運用ニーズ ・事業承継やM&A等のコンサルティングニーズ
情報提供サービス	「しまぎん住宅金融学校」や「年金相談会」など、各種セミナー等を定期的開催し、お客さまに役立つさまざまな情報提供を行っております。また、会社経営における専門的なご相談等に対応するための、会員制有料サービス(しまぎんビジネスクラブ)もご用意しております。



主な手数料のご案内 (平成23年7月1日現在)

■為替手数料

種 類	内 容	単 位 等	手 数 料
他 行 振 込 (窓口、文書・電信)	預金口座からの払出及び現金による 10万円以下の振込	3万円未満	630円
		3万円以上	840円
	現金による10万円超の振込	10万円超	1,050円
本 支 店 振 込 (窓口、電信)	預金口座からの払出及び現金による 10万円以下の振込	3万円未満	210円
		3万円以上	420円
	現金による10万円超の振込	10万円超	525円
店 内 振 込 (窓口、電信)	預金口座からの払出及び現金による 10万円以下の振込	3万円未満	210円
		3万円以上	420円
	現金による10万円超の振込	10万円超	525円
振 込 組 戻	窓口・電信		840円
本 支 店 送 金			420円
他行送金(送金小切手)			630円
送 金 組 戻			840円
隔地本支店代金取立			420円
隔地他行代金取立	普通(集中取立)		630円
	電信(個別取立)		840円
同 地 代 金 取 立			210円
取立手形不渡返却	当所は210円		840円
取立手形組戻	当所・他所発送前は無料		840円
取立手形店頭呈示	600円超は実費		630円

※インターネットバンキング(個人契約)による振込手数料は、当行本支店宛は無料で、他行振込は金額に関わらず210円です。

視覚・聴覚や運動機能障がいのためにATMのご利用が困難なお客さまからのお申し出により、窓口で振込を行われる場合は、以下の手数料となります。

種 類	内 容	単 位 等	手 数 料
他 行 振 込 (窓口、文書・電信)	預金口座からの払出及び現金による 10万円以下の振込	3万円未満	420円
		3万円以上	630円
	現金による10万円超の振込	10万円超	1,050円
本 支 店 振 込 (窓口、電信)	預金口座からの払出及び現金による 10万円以下の振込	3万円未満	無 料
		3万円以上	無 料
	現金による10万円超の振込	10万円超	525円
店 内 振 込 (窓口、電信)	預金口座からの払出及び現金による 10万円以下の振込	3万円未満	無 料
		3万円以上	無 料
	現金による10万円超の振込	10万円超	525円



■CD・ATM(現金自動支払機・預払機)ご利用手数料

	曜日	時間帯	手数料	手数料
			(当行カード利用)	(他行カード利用)
お引出し	平日	午前8:00～午前8:45	105円	210円
		午前8:45～午後6:00	無料	105円
		午後6:00以降	105円	210円
	休日	午前8:45～午前9:00	105円	—
		午前9:00～午後5:00	105円	210円
		午後5:00以降	105円	—
お預入れ	平日	午前8:00～午前8:45	無料	210円
		午前8:45～午後6:00		105円
		午後6:00以降		210円
	休日	午前8:45～午前9:00	無料	—
		午前9:00～午後5:00		210円
		午後5:00以降		—
お振込み	金額	同一店内	当行本支店あて	他行あて
	3万円未満	無料	無料	420円
	3万円以上	無料	無料	630円

※休日：土曜・日曜・祝日

※お取扱い日、お取扱い時間及び各自動機の機能につきましては、コーナーにより異なる場合がございますのでご了承ください。(詳しくは「ネットワークのご案内」をご覧ください)

◎ピスカカードをご利用のお客さまは、下記の付帯サービスをご利用いただけます。

カード種類	付帯サービス
一般カード	当行及びゆうちょ銀行のATM時間外出金手数料無料(月3回まで)(注1)
ゴールドカード	当行及びゆうちょ銀行のATM時間外出金手数料無料(回数制限なし)

(注1) 代理人カードを発行している場合の、ATM時間外出金手数料無料化のカウントについては、代理人カード利用回数と本人カード利用回数を合算して3回までとなります。

※ATM時間外出金手数料を無料化するATMは、当行が主幹事のATM及びゆうちょ銀行ATMのみとなります。

■その他手数料

種類	単位等	手数料
手形・小切手署名判登録手数料		5,250円
小切手帳発行(通常分)	1冊50枚	630円
(署名判登録分)	1冊50枚	735円
約束手形帳発行(通常分)	1冊50枚	840円
(署名判登録分)	1冊50枚	945円
為替手形帳発行	1冊25枚	840円
自己宛小切手発行手数料	1枚	525円
キャッシュカード再発行手数料	1件	1,050円
ICキャッシュカード再発行手数料	1件	1,260円
ピスカカード再発行手数料	1件	1,260円
通帳・証書再発行手数料	1件	1,050円
残高証明書発行手数料(個別)	1通	210円
個人情報開示手数料	1件	525円
(上記に郵送が伴う場合)	1件	945円
種類	単位等	手数料
海外送金手数料	1件 4,000～4,500円	
海外送金支払銀行手数料	1件 2,500円～	
インターネットバンキング契約料(個人)	月額	無料
インターネットバンキング契約料(法人)		
照会・振込サービスのみ	1契約先毎(月額)	1,050円
一括データ伝送サービスあり	1契約先毎(月額)	3,150円
貸金庫手数料	年額	6,300～8,820円

種類	単位等	手数料
窓口両替手数料	1～49枚	0円
	50～300枚	210円
	301～400枚	315円
	401～500枚	420円
	501～600枚	525円
	601～700枚	630円
	701～800枚	735円
	801～900枚	840円
	901～1,000枚	945円
	1,001枚～	1,050円
	1,000枚毎に525円加算	
種類	単位等	手数料
現金整理手数料	1～1,000枚	0円
	1,001～2,000枚	1,050円
	2,001～3,000枚	1,575円
	3,001～4,000枚	2,100円
	4,001枚～	2,625円
	1,000枚毎に525円加算	



ネットワークのご案内

■店舗及び店舗内キャッシュサービスコーナー〔ATM〕

店舗名	所在地	電話	キャッシュサービスコーナー			
			平日	土曜日	日曜・祝日	
島根県 (25カ店)	本店営業部	松江市東本町2丁目35番地	(0852)24-1234	8:00-21:00	8:45-19:00	8:45-19:00
	北出張所	松江市大輪町410番地5	(0852)24-1451	8:45-19:00		
	松江駅前支店	松江市朝日町485番地8	(0852)24-1351	8:00-21:00	8:45-19:00	8:45-19:00
	南出張所	松江市堅町90番地8	(0852)24-1251	8:45-19:00		
	津田支店	松江市西津田2丁目15番24号	(0852)24-1551	8:45-19:00	8:45-19:00	8:45-19:00
	松江卸団地支店	松江市嫁島町3番32号	(0852)24-1651	8:45-19:00	8:45-19:00	8:45-19:00
	山代支店	松江市山代町482番地10	(0852)24-1751	8:00-19:00	8:45-19:00	8:45-19:00
	黒田支店	松江市黒田町427番地	(0852)23-7777	8:45-19:00	8:45-19:00	8:45-19:00
	上乃木支店	松江市上乃木5丁目10番31-101号	(0852)22-7755	8:45-19:00	8:45-19:00	8:45-19:00
	学園通支店	松江市学園1丁目17番32号	(0852)21-2120	8:00-21:00	8:45-19:00	8:45-19:00
	松江営業センター出張所	松江市朝日町485番地8 松江駅前支店ビル2階	(0852)24-1564	※キャッシュサービスコーナーはありません		
	西郷支店	隠岐郡隠岐の島町西町八尾の巻21番地1	(08512)2-1224	8:45-19:00	8:45-19:00	8:45-19:00
	安来支店	安来市安来町1535番地1	(0854)22-3535	8:45-19:00	8:45-19:00	8:45-19:00
大東支店	雲南市大東町大東1798番地	(0854)43-2621	8:45-19:00	8:45-19:00	8:45-19:00	
雲南支店	雲南市三刀屋町下熊谷1678番地1	(0854)45-5557	8:45-19:00	8:45-19:00	8:45-19:00	
出雲支店	出雲市姫原1丁目5番地1	(0853)30-6611	8:45-19:00	8:45-19:00	8:45-19:00	
出雲東出張所	出雲市大津町1098番地5	(0853)22-5260	8:45-19:00	8:45-19:00	8:45-19:00	
出雲中央出張所	出雲市渡橋町423番地1	(0853)23-6262	8:45-19:00	8:45-19:00	8:45-19:00	
大社支店	出雲市大社町杵築南1364番地8	(0853)53-2142	8:45-19:00	8:45-19:00	8:45-19:00	
平田支店	出雲市平田町991番地12	(0853)62-2314	8:45-19:00	8:45-19:00	8:45-19:00	
斐川支店	簸川郡斐川町直江町5081番地	(0853)72-5200	8:45-19:00	8:45-19:00	8:45-19:00	
大田支店	大田市大田町大田イ302番地5	(0854)82-0395	8:45-19:00	8:45-19:00	8:45-19:00	
江津支店	江津市嘉久志町2306番地2	(0855)52-2626	8:45-19:00	8:45-19:00	8:45-19:00	
浜田支店	浜田市新町12番地	(0855)22-0276	8:45-19:00	8:45-19:00	8:45-19:00	
益田支店	益田市あけぼの西町8番13	(0856)22-2222	8:45-19:00	8:45-19:00	8:45-19:00	
鳥取県 (9カ店)	米子支店	米子市米原4丁目5番39号	(0859)34-3131	8:45-19:00	8:45-19:00	8:45-19:00
	角盤町支店	米子市錦町3丁目68番地8	(0859)32-5121	8:45-21:00	8:45-19:00	8:45-19:00
	米子駅前出張所	米子市東町217番	(0859)33-5221	8:45-19:00	8:45-19:00	8:45-19:00
	米子東出張所	米子市車尾5丁目12番23号	(0859)22-7370	8:45-19:00		
	境支店	境港市浜ノ町122番地	(0859)42-3761	8:45-19:00	8:45-19:00	8:45-19:00
	根雨出張所	日野郡日野町大字根雨412番地	(0859)72-0371	8:45-19:00		
	倉吉支店	倉吉市明治町1021の2番地	(0858)22-4158	8:45-19:00	8:45-19:00	8:45-19:00
	鳥取支店	鳥取市戎町501番地	(0857)22-3118	8:45-19:00	8:45-19:00	8:45-19:00
	鳥取駅南出張所	鳥取市興南町1番2	(0857)24-8141	8:45-19:00	8:45-19:00	8:45-19:00

■店舗外キャッシュサービスコーナー〔CD・ATM〕

※日曜・祝日欄の「網かけ」のコーナーは、祝日はご利用になれません。

		平日	土曜日	日曜・祝日
島根県(33カ所)				
松江市	★ 松江市役所	9:00 - 17:00		
	★ 松江生協病院	9:00 - 18:00	9:00 - 17:00	
	★ イオン松江店	9:00 - 21:00	9:00 - 19:00	9:00 - 19:00
	★ 松江合同庁舎	9:00 - 18:00		
	★ 松江赤十字病院	9:00 - 18:00	9:00 - 17:00	
	★ 島根県庁	9:00 - 18:00		
	★ 殿町(中央ビル)	8:00 - 19:00	8:45 - 19:00	8:45 - 19:00
	★ マルマン茶山店	9:00 - 19:00	9:00 - 19:00	9:00 - 19:00
	★ マルマン黒田店	9:00 - 19:00	9:00 - 19:00	9:00 - 19:00
	★ キャスバル	9:00 - 21:00	9:00 - 19:00	9:00 - 19:00
	★ 島根大学前	9:00 - 19:00	9:00 - 19:00	9:00 - 19:00
	★ ホック山代店	9:00 - 19:00	9:00 - 19:00	9:00 - 19:00
	★ イオン菅田店	8:00 - 21:00	9:00 - 19:00	9:00 - 19:00
	★ 松江市立病院 法吉村	9:00 - 19:00 8:00 - 21:00	9:00 - 17:00 9:00 - 17:00	9:00 - 17:00
隠岐の島町	★ サンテラス	9:00 - 19:00	9:00 - 19:00	9:00 - 19:00
安来市	★ 安来プラーナ	9:00 - 19:00	9:00 - 19:00	9:00 - 19:00
雲南市	サン・チェリヴァ	10:00 - 21:00	10:00 - 17:00	10:00 - 17:00
出雲市	★ 島根県立中央病院(注)	9:00 - 18:00	9:00 - 14:00	
	★ 出雲市民病院	9:00 - 18:00	9:00 - 17:00	
	★ イオン出雲店	9:00 - 21:00	9:00 - 19:00	9:00 - 19:00
	出雲市役所	9:00 - 19:00	9:00 - 17:00	
	ゆめタウン出雲店 出雲市立総合医療センター	9:30 - 21:00 9:00 - 18:00	9:30 - 17:00	9:30 - 17:00
斐川町	★ ゆめタウン斐川店	9:30 - 19:00	9:30 - 19:00	9:30 - 19:00
大田市	大田市役所	9:00 - 17:00		
	★ イオン大田店	9:00 - 19:00	9:00 - 19:00	9:00 - 19:00
浜田市	★ 服部タイヨー長沢店	9:00 - 19:00	9:00 - 19:00	9:00 - 19:00
	シティバルク浜田	9:00 - 21:00	9:00 - 17:00	9:00 - 17:00
	★ ゆめタウン浜田店	9:00 - 19:00	9:00 - 19:00	9:00 - 19:00
	浜田市役所	9:00 - 18:00		
益田市	★ イオン益田店	9:00 - 19:00	9:00 - 19:00	9:00 - 19:00
	ゆめタウン益田店	9:30 - 19:00	9:30 - 17:00	10:00 - 17:00
鳥取県(7カ所)				
境港市	境港(境港市役所)	9:00 - 19:00	9:00 - 17:00	
米子市	米子天満屋	9:00 - 18:00	9:00 - 17:00	10:00 - 17:00
	イオン米子駅前店	9:00 - 19:00	9:00 - 17:00	9:00 - 17:00
日吉津村	★ イオン日吉津ショッピングセンター	9:00 - 21:00	9:00 - 19:00	9:00 - 19:00
倉吉市	★ パーブルタウン	9:00 - 19:00	9:00 - 19:00	9:00 - 19:00
	海田西町日の丸自動車	9:00 - 19:00	9:00 - 17:00	
鳥取市	日の丸自動車	9:00 - 19:00	9:00 - 17:00	

平成23年7月1日現在

キャッシュサービスコーナーによる便利なサービス

- ◇すべてのコーナーで、全国MICS加盟金融機関のキャッシュカードで「出金」「残高照会」がご利用になります。
- ◇前頁の店舗内ATM及び★マークの店舗外ATMでは、以下の提携サービスがご利用いただけます。

ご利用のキャッシュカード (サービス名)	サービス内容		
	入金	出金	振込
ゆうちょ銀行	○	○	×
イオン銀行	×	○	×
西京銀行(4BANKSネットサービス)	○	○	×
トマト銀行(4BANKSネットサービス)	○	○	×
もみじ銀行(4BANKSネットサービス)	×	○	×
鳥取銀行(さんいんクロスネットサービス)	×	○	×
島根中央信用金庫(しまぎん・中央信金ネットサービス)	○	○	×
入金ネット加盟金融機関	○	○	×

※キャッシング提携会社のカードでは「キャッシング」「ご返済」「残高照会」がご利用になります。
 ※「4BANKSネットサービス」「さんいんクロスネットサービス」の出金、「しまぎん・中央信金ネットサービス」の入金、出金は他行利用手数料が無料です。(平日の時間外利用手数料、休日利用手数料は有料となります。お取扱いの日時は設置箇所毎に異なります。)
 ※(注)の島根県立中央病院のATMでは「さんいんクロスネットサービス」がご利用になれません。



※UCカードなど、24社の提携カードが当行ATMでご利用いただけます。





株式会社
島根銀行

単体情報

財務諸表等	66
貸借対照表	66
損益計算書	68
株主資本等変動計算書	69
重要な会計方針、注記事項	71
経営指標	76
ROA(総資産経常利益率、総資産当期純利益率)	76
ROE(純資産経常利益率、純資産当期純利益率等)	76
利鞘(資金運用利回り、資金調達原価、総資金利鞘)	76
損益の状況	76
業務粗利益	76
資金運用・調達動平均残高、利息、利回り	77
受取利息・支払利息の増減	78
業務純益	79
役員取引の状況	79
その他業務利益の内訳	79
営業経費の内訳	79
有価証券等の時価情報等	80
有価証券・金銭の信託・デリバティブ取引の時価等	80
事業の状況	86
預金業務	86
預金科目別期末残高、平均残高	86
定期預金の残存期間別残高	86
1店舗当たり預金	86
従業員1人当たり預金	86
個人・法人別預金残高	87
財形貯蓄残高	87
貸出業務	87
貸出金期末残高、平均残高	87
貸出金の残存期間別残高	87
1店舗当たり貸出金	87
従業員1人当たり貸出金	88
貸倒引当金の期末残高及び期中増減額	88
リスク管理債権額	88
特定海外債権残高	88
業種別貸出状況	88
中小企業等貸出金	89
貸出金の預金に対する比率(預貸率)	89
貸出金の担保別内訳	89
支払承諾見返の担保別内訳	89
貸出金の使途別残高	89
貸出金償却額	89
消費者ローン残高	89
為替業務、国際業務	90
内国為替取扱高	90
外国為替取扱高	90
外貨建資産残高	90
証券業務	90
有価証券期末残高、有価証券平均残高	90
有価証券の預金に対する比率(預証率)	91
有価証券の残存期間別残高	91
商品有価証券売買高	91
商品有価証券平均残高	91
公社債の引受	91
国債等公社債の窓口販売	91
投資信託の窓口販売	91
株式等の状況	92
大株主の状況	92
所有者別状況	92
配当政策	93
従業員の状況	93
従業員数、平均年齢・勤続年数・年間給与	93

連結情報

当行及び子会社等の概況	94
主要事業の内容、組織構成(事業系統図)	94
関係会社の状況	94
当行及び子会社等の主要な業務に関する事項	95
業績等の概要	95
最近5連結会計年度の主要な経営指標等の推移	96
連結財務諸表等	97
連結貸借対照表	97
連結損益計算書	98
連結包括利益計算書	98
連結株主資本等変動計算書	99
連結キャッシュ・フロー計算書	101
連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項等	102
注記事項	104
連結リスク管理債権額	112
セグメント情報	112

バーゼルⅡ 第3の柱(市場規律)に基づく開示 — 113

索引(法定開示項目一覧) — 132

■監査

会社法第435条第2項に定める計算書類は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、会社法第444条第3項に定める連結計算書類は、会社法第444条第4項の規定に基づき、有限責任あずさ監査法人の監査を受けております。

また、財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、及び附属明細表、並びに、連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書及び連結附属明細表につきましては、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、有限責任あずさ監査法人の監査証明を受けております。

●単体情報

財務諸表等

経営指標

損益の状況

有価証券等の時価情報等

事業の状況

株式等の状況

従業員の状況

●連結情報

当行及び子会社等の概況

当行及び子会社等の主要な業務に関する事項

連結財務諸表等

連結リスク管理債権

セグメント情報

貸借対照表

(単位 百万円)

科目	期別	前事業年度 (平成22年3月31日)	当事業年度 (平成23年3月31日)
(資産の部)			
現金預け金		5,159	8,916
現金		4,284	5,712
預け金		875	3,203
コールローン		10,000	8,700
有価証券		79,057	87,546
国債		30,091	36,999
地方債		5,045	7,085
社債		27,123	25,707
株式		4,568	5,630
その他の証券		12,229	12,124
貸出金		231,522	235,196
割引手形		2,254	1,775
手形貸付		16,552	18,704
証書貸付		183,209	187,297
当座貸越		29,507	27,418
外国為替		2	12
外国他店預け		2	12
その他資産		973	1,086
未決済為替貸		37	28
未収収益		488	516
その他の資産		447	541
有形固定資産		5,346	5,300
建物		1,350	1,245
土地		3,660	3,655
リース資産		82	152
建設仮勘定		59	—
その他の有形固定資産		193	247
無形固定資産		539	462
ソフトウェア		520	444
リース資産		2	1
その他の無形固定資産		17	16
繰延税金資産		973	1,037
支払承諾見返		3,193	3,201
貸倒引当金		△ 6,054	△ 4,868
資産の部合計		330,714	346,592

(単位 百万円)

科 目	期 別	前 事 業 年 度 (平成22年3月31日)	当 事 業 年 度 (平成23年3月31日)
(負債の部)			
預金		311,094	325,483
当座預金		6,295	7,385
普通預金		79,409	83,220
貯蓄預金		4,283	3,986
通知預金		1,648	1,003
定期預金		213,894	210,830
定期積金		4,046	3,759
その他の預金		1,516	15,296
借入金		1,747	2,487
借入金		1,747	2,487
その他負債		1,099	1,245
未決済為替借		47	47
未払法人税等		160	202
未払費用		521	553
前受収益		182	172
給付補てん備金		3	2
金融派生商品		72	31
リース債務		85	158
資産除去債務			50
その他の負債		26	26
退職給付引当金		254	251
役員退職慰労引当金		162	167
睡眠預金払戻損失引当金		12	13
偶発損失引当金		22	25
再評価に係る繰延税金負債		762	762
支払承諾		3,193	3,201
負債の部合計		318,349	333,638
(純資産の部)			
資本金		6,400	6,636
資本剰余金		235	472
資本準備金		235	472
利益剰余金		4,156	4,534
利益準備金		310	357
その他利益剰余金		3,845	4,176
別途積立金		2,072	2,072
繰越利益剰余金		1,773	2,104
自己株式		△ 36	△ 41
株主資本合計		10,754	11,601
その他有価証券評価差額金		601	343
土地再評価差額金		1,008	1,008
評価・換算差額等合計		1,609	1,351
純資産の部合計		12,364	12,953
負債及び純資産の部合計		330,714	346,592

損益計算書

(単位 百万円)

科目	期別	前事業年度		当事業年度	
		(自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)		(自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)	
経常収益		8,100		7,780	
資金運用収益		6,750		6,489	
貸出金利息		5,502		5,244	
有価証券利息配当金		1,150		1,186	
コールローン利息		20		13	
預け金利息		23		3	
金利スワップ受入利息		52		40	
その他の受入利息		0		0	
役務取引等収益		656		580	
受入為替手数料		177		171	
その他の役務収益		478		408	
その他業務収益		58		339	
外国為替売買益		0		0	
商品有価証券売買益		—		0	
国債等債券売却益		57		299	
国債等債券償還益		0		38	
その他の業務収益		0		0	
その他経常収益		634		371	
株式等売却益		511		238	
その他の経常収益		123		132	
経常費用		7,031		6,822	
資金調達費用		995		672	
預金利息		924		603	
譲渡性預金利息		0		—	
コールマネー利息		0		—	
借入金利息		63		58	
その他の支払利息		7		10	
役務取引等費用		559		515	
支払為替手数料		43		43	
その他の役務費用		516		472	
その他業務費用		98		45	
商品有価証券売買損		0		—	
国債等債券償還損		96		14	
国債等債券償却		1		31	
営業経費		4,944		4,971	
その他経常費用		433		617	
貸倒引当金繰入額		309		540	
貸出金償却		24		0	
株式等売却損		35		24	
株式等償却		25		9	
その他の経常費用		37		42	
経常利益		1,068		957	
特別利益		111		71	
固定資産処分益		57		1	
償却債権取立益		53		70	
特別損失		212		31	
固定資産処分損		25		7	
減損損失		186		—	
資産除去債務会計基準の適用に伴う影響額		—		24	
税引前当期純利益		967		997	
法人税、住民税及び事業税		186		302	
法人税等調整額		178		85	
法人税等合計		365		387	
当期純利益		602		609	

単体情報

財務諸表等

経営指標

損益の状況

有価証券等の時価情報等

事業の状況

株式等の状況

従業員の状況

株主資本等変動計算書

(単位 百万円)

	前事業年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)	当事業年度 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)
株主資本		
資本金		
前期末残高	6,400	6,400
当期変動額		
新株の発行	—	236
当期変動額合計	—	236
当期末残高	6,400	6,636
資本剰余金		
資本準備金		
前期末残高	235	235
当期変動額		
新株の発行	—	236
当期変動額合計	—	236
当期末残高	235	472
資本剰余金合計		
前期末残高	235	235
当期変動額		
新株の発行	—	236
当期変動額合計	—	236
当期末残高	235	472
利益剰余金		
利益準備金		
前期末残高	1,064	310
当期変動額		
利益準備金の積立	46	46
利益準備金の取崩	△ 800	—
当期変動額合計	△ 753	46
当期末残高	310	357
その他利益剰余金		
別途積立金		
前期末残高	2,072	2,072
当期変動額		
当期変動額合計	—	—
当期末残高	2,072	2,072
繰越利益剰余金		
前期末残高	551	1,773
当期変動額		
剰余金の配当	△ 232	△ 232
利益準備金の積立	△ 46	△ 46
利益準備金の取崩	800	—
当期純利益	602	609
土地再評価差額金の取崩	98	—
当期変動額合計	1,222	331
当期末残高	1,773	2,104
利益剰余金合計		
前期末残高	3,688	4,156
当期変動額		
剰余金の配当	△ 232	△ 232
利益準備金の積立	—	—
利益準備金の取崩	—	—
当期純利益	602	609
土地再評価差額金の取崩	98	—
当期変動額合計	468	377
当期末残高	4,156	4,534

(単位 百万円)

	前事業年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)	当事業年度 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)
自己株式		
前期末残高	△ 35	△ 36
当期変動額		
自己株式の取得	△ 2	△ 5
自己株式の処分	0	1
当期変動額合計	△ 1	△ 4
当期末残高	△ 36	△ 41
株主資本合計		
前期末残高	10,288	10,754
当期変動額		
新株の発行	—	473
剰余金の配当	△ 232	△ 232
当期純利益	602	609
自己株式の取得	△ 2	△ 5
自己株式の処分	0	1
土地再評価差額金の取崩	98	—
当期変動額合計	466	847
当期末残高	10,754	11,601
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金		
前期末残高	△ 2,528	601
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	3,129	△ 258
当期変動額合計	3,129	△ 258
当期末残高	601	343
土地再評価差額金		
前期末残高	1,106	1,008
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	△ 98	—
当期変動額合計	△ 98	—
当期末残高	1,008	1,008
評価・換算差額等合計		
前期末残高	△ 1,421	1,609
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	3,031	△ 258
当期変動額合計	3,031	△ 258
当期末残高	1,609	1,351
純資産合計		
前期末残高	8,866	12,364
当期変動額		
新株の発行	—	473
剰余金の配当	△ 232	△ 232
当期純利益	602	609
自己株式の取得	△ 2	△ 5
自己株式の処分	0	1
土地再評価差額金の取崩	98	—
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	3,031	△ 258
当期変動額合計	3,498	588
当期末残高	12,364	12,953

重要な会計方針

- 1 商品有価証券の評価基準及び評価方法
商品有価証券の評価は、時価法（売却原価は移動平均法により算定）により行っております。
- 2 有価証券の評価基準及び評価方法
 - (1) 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、子会社株式及び関連会社株式については移動平均法による原価法、その他有価証券のうち時価のある株式及び上場受益証券等については決算日前1ヵ月の市場価格等の平均に基づく時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）、また、それ以外については決算日の市場価格等に基づく時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）、時価を把握することが極めて困難と認められるものについては移動平均法による原価法により行っております。
なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。
 - (2) 有価証券運用を主目的とする単独運用の金銭の信託において信託財産として運用されている有価証券の評価は、時価法により行っております。
- 3 デリバティブ取引の評価基準及び評価方法
デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。
- 4 固定資産の減価償却の方法
 - (1) 有形固定資産（リース資産を除く）

建物	定率法を採用し、税法基準の160%の償却率による。 ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物（建物附属設備を除く。）については、定額法を採用し、税法基準の160%の償却率による。
動産	定率法を採用し、税法基準の償却率による。
その他	税法の定める方法による。 ただし、構築物は税法基準の160%の償却率による。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物	4年～50年
動産及びその他	3年～20年
 - (2) 無形固定資産（リース資産を除く）
無形固定資産の減価償却は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、行内における利用可能期間（5年）に基づいて償却しております。
 - (3) リース資産
所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」及び「無形固定資産」中のリース資産は、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。
- 5 外貨建資産及び負債の本邦通貨への換算基準
外貨建資産・負債については、決算日の為替相場による円換算額を付しております。
- 6 引当金の計上基準
 - (1) 貸倒引当金
貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。
破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下「破綻先」という。）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下「実質破綻先」という。）に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。
すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。
なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等の一部については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は2,538百万円であります。
 - (2) 退職給付引当金
退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。また、過去勤務債務及び数理計算上の差異の損益処理方法は以下のとおりであります。
過去勤務債務：発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（12年）による定率法により損益処理
数理計算上の差異：発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（12年）による定率法により、翌事業年度から損益処理
なお、会計基準変更時差異については、15年による按分額を費用処理しております。
 - (3) 役員退職慰労引当金
役員退職慰労引当金は、内規に基づく期末要支給額を計上しております。
 - (4) 睡眠預金払戻損失引当金
睡眠預金払戻損失引当金は、利益計上した睡眠預金について預金者からの払戻請求に基づく払戻損失に備えるため、過去の払戻実績に基づく将来の払戻損失見込額を引当てております。
 - (5) 偶発損失引当金
偶発損失引当金は、責任共有制度による信用保証協会への負担金の支払いに備えるため、将来の負担金支払見積額を計上しております。

7 ヘッジ会計の方法

(イ) 金利リスク・ヘッジ

金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号）に規定する繰延ヘッジによっております。また、一部の負債については、金利スワップの特例処理を行っております。ヘッジ有効性評価の方法については、相場変動を相殺するヘッジについて、ヘッジ対象となる預金・貸出金等とヘッジ手段である金利スワップ取引等を一定の（残存）期間毎にグルーピングのうえ特定し評価しております。また、キャッシュ・フローを固定するヘッジについては、ヘッジ対象とヘッジ手段の金利変動要素の相関関係の検証により有効性の評価をしております。

なお、当事業年度において当該ヘッジ会計の適用となる取引はございません。

(ロ) 為替変動リスク・ヘッジ

外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号）に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う通貨スワップ取引及び為替スワップ取引等をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。なお、当事業年度において、当該ヘッジ会計の適用となる取引はございません。

8 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税（以下、消費税等という。）の会計処理は、税抜方式によっております。

ただし、有形固定資産に係る控除対象外消費税等は当事業年度の費用に計上しております。

会計方針の変更

（資産除去債務に関する会計基準）

当事業年度から「資産除去債務に関する会計基準」（企業会計基準第18号平成20年3月31日）及び「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第21号平成20年3月31日）を適用しております。

これにより、経常利益は4百万円、税引前当期純利益は28百万円減少しております。

注記事項

（貸借対照表関係）

1 関係会社の株式総額 517百万円

2 貸出金のうち、破綻先債権額は752百万円、延滞債権額は11,635百万円であります。

なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。

また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。

3 貸出金のうち、3ヵ月以上延滞債権額は18百万円であります。

なお、3ヵ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3ヵ月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。

4 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は598百万円であります。

なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3ヵ月以上延滞債権に該当しないものであります。

5 破綻先債権額、延滞債権額、3ヵ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は13,004百万円であります。

なお、上記2から5に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

6 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号）に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた銀行引受手形、商業手形及び買入外国為替は、売却又は（再）担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は、1,775百万円であります。

7 担保に供している資産は次のとおりであります。

為替決済、日本銀行歳入代理店等の取引の担保として、預け金9百万円及び有価証券17,705百万円を差し入れております。

また、その他の資産のうち保証金は7百万円であります。

8 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、44,920百万円あります。このうち原契約期間が1年以内のものが10,479百万円あります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

- 9 土地の再評価に関する法律（平成10年3月31日公布法律第34号）に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価を行った年月日 平成10年3月31日

同法律第3条第3項に定める再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第1号及び4号に定める地価公示価格及び財産評価基本通達に基づいて、（奥行価格補正、時点修正、近隣売買事例による補正等）合理的な調整を行って算出。

同法律第10条に定める再評価を行った事業用土地の当事業年度末における時価の合計額と当該事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額 1,993百万円

- 10 有形固定資産の減価償却累計額 4,046百万円
 11 有形固定資産の圧縮記帳額 316百万円（当事業年度圧縮記帳額 一百万円）
 12 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金1,500百万円が含まれております。
 13 有価証券中の社債のうち、有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）による社債に対する当行の保証債務の額は965百万円であります。
 14 取締役及び監査役との間の取引による取締役及び監査役に対する金銭債権総額 77百万円
 15 銀行法第18条の定めにより剰余金の配当に制限を受けております。
 剰余金の配当をする場合には、会社法第445条第4項（資本金の額及び準備金の額）の規定にかかわらず、当該剰余金の配当により減少する剰余金の額に5分の1を乗じて得た額を資本準備金又は利益準備金として計上しております。
 当事業年度における当該剰余金の配当に係る利益準備金の計上額は、46百万円であります。

（株主資本等変動計算書関係）

自己株式の種類及び株式数に関する事項

（単位 千株）

	前事業年度末株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末株式数	摘 要
自己株式					
普通株式	140	6	130	16	(注) 1.2.3
合 計	140	6	130	16	

- (注) 1 平成22年9月30日を効力発生日として、当行株式10株を1株に併合しております。
 2 当事業年度増加株式数のうち、株式併合前に行った単元未満株式の買取りによる増加は4,405株、株式併合後は1,885株、株式併合に伴う割当端数株式の買取りによる増加は705株であります。
 3 当事業年度減少株式数のうち、株式併合前に行った単元未満株式の買増し請求による減少は925株、株式併合後は464株、株式併合による減少は129,317株であります。

（リース取引関係）

ファイナンス・リース取引

所有権移転外ファイナンス・リース取引

(1) リース資産の内容

(ア) 有形固定資産

主として、ATM、車輛であります。

(イ) 無形固定資産

ソフトウェアであります。

(2) リース資産の減価償却の方法

重要な会計方針「4 固定資産の減価償却の方法」に記載の通りであります。

(税効果会計関係)

1 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
貸倒引当金損金算入限度超過額	1,578百万円
貸出金償却損金不算入額	536百万円
減価償却費損金算入限度超過額	235百万円
有価証券償却損金不算入額	101百万円
退職給付引当金損金算入限度超過額	101百万円
その他	289百万円
繰延税金資産小計	2,842百万円
評価性引当額	△ 1,609百万円
繰延税金資産合計	1,233百万円
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	187百万円
その他	9百万円
繰延税金負債合計	196百万円
繰延税金資産の純額	1,037百万円

2 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主な項目別の内訳

当該差異が法定実効税率の5/100以下のため、記載しておりません。

(資産除去債務関係)

資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの

イ 当該資産除去債務の概要

店舗等の不動産賃貸借契約に伴う原状回復義務等であります。

ロ 当該資産除去債務の金額の算定方法

使用見込期間を不動産賃貸借契約期間として、契約期間に対応するスワップ金利を使用して資産除去債務の金額を計算しております。

ハ 当事業年度における当該資産除去債務の総額の増減

期首残高(注)	50百万円
有形固定資産の取得に伴う増加額	—百万円
時の経過による調整額	0百万円
資産除去債務の履行による減少額	—百万円
期末残高	50百万円

(注) 当事業年度から「資産除去債務に関する会計基準」(企業会計基準第18号 平成20年3月31日)及び「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第21号 平成20年3月31日)を適用したことにより、期首時点の残高を記載しております。

(1株当たり情報)

		当事業年度(自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)
1株当たり純資産額	円	2,329.96
1株当たり当期純利益金額	円	130.23

(注) 1 1株当たり純資産額の算定上の基礎は、次のとおりであります。

		当事業年度末(平成23年3月31日)
1株当たり純資産額		
純資産の部の合計額	百万円	12,953
純資産の部の合計額から控除する金額	百万円	—
普通株式に係る期末の純資産額	百万円	12,953
1株当たり純資産額の算定に用いられた期末の普通株式の数	千株	5,559

2 1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、次のとおりであります。

		当事業年度(自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)
1株当たり当期純利益金額		
当期純利益	百万円	609
普通株主に帰属しない金額	百万円	—
普通株式に係る当期純利益	百万円	609
普通株式の期中平均株式数	千株	4,681

3 なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式がないので記載しておりません。

4 平成22年9月30日を効力発生日として、当行株式10株を1株に併合しております。このため、当事業年度における普通株式の平均株式数及び1株当たり当期純利益金額につきましては、当該併合が当事業年度の開始日に行われたと仮定した場合の平均株式数及び1株当たり当期純利益金額を記載しております。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

利益率

ROA

(単位%)

種類	期別	平成21年度	平成22年度	増減
総資産経常利益率		0.32	0.28	△ 0.04
総資産当期純利益率		0.18	0.18	0.00

(注) 総資産経常(当期純)利益率 = $\frac{\text{経常(当期純)利益}}{\text{総資産(除く支払承諾見返)平均残高}} \times 100$

ROE

(単位%)

種類	期別	平成21年度	平成22年度	増減
業務純益ベース(一般貸倒引当金繰入前)		9.33	10.32	0.99
業務純益ベース		12.59	9.54	△ 3.05
経常利益ベース(純資産経常利益率)		10.06	7.56	△ 2.50
当期純利益ベース(純資産当期純利益率)		5.67	4.81	△ 0.86

(注) 業務純益ベース = $\frac{\text{業務純益(一般貸倒引当金繰入前)}}{\text{(期首純資産勘定残高+期末純資産勘定残高)÷2}} \times 100$

業務純益ベース = $\frac{\text{業務純益}}{\text{(期首純資産勘定残高+期末純資産勘定残高)÷2}} \times 100$

経常利益ベース = $\frac{\text{経常利益}}{\text{(期首純資産勘定残高+期末純資産勘定残高)÷2}} \times 100$

当期純利益ベース = $\frac{\text{当期純利益}}{\text{(期首純資産勘定残高+期末純資産勘定残高)÷2}} \times 100$

利鞘

(単位%)

種類	平成21年度			平成22年度		
	国内業務部門	国際業務部門	合計	国内業務部門	国際業務部門	合計
資金運用利回り	2.05	1.13	2.06	1.98	0.65	1.98
資金調達原価	1.81	0.86	1.82	1.73	1.08	1.74
総資金利鞘	0.24	0.27	0.24	0.25	△ 0.43	0.24

業務粗利益等

(単位 百万円)

種類	平成21年度			平成22年度		
	国内業務部門	国際業務部門	合計	国内業務部門	国際業務部門	合計
資金運用収益	6,711	61	22	6,477	20	8
資金調達費用	995	22	22	672	8	8
資金運用収支	5,715	39	5,754	5,805	11	5,817
役務取引等収益	654	1	656	578	1	580
役務取引等費用	558	0	559	514	0	515
役務取引等収支	95	0	96	63	0	64
その他業務収益	58	0	58	338	0	339
その他業務費用	98	—	98	45	—	45
その他業務収支	△ 40	0	△ 39	292	0	293
業務粗利益	5,771	40	5,812	6,161	13	6,175
業務粗利益率	1.76%	0.74%	1.77%	1.88%	0.43%	1.89%

(注) 1 国内業務部門は国内店の円建取引、国際業務部門は国内店の外貨建取引であります。

2 資金運用収益及び資金調達費用の合計欄の上段の計数は、国内業務部門と国際業務部門の間の資金貸借の利息であります。

3 業務粗利益率 = $\frac{\text{業務粗利益}}{\text{資金運用勘定平均残高}} \times 100$

資金運用・調達勘定平均残高、利息、利回り

① 国内業務部門

(単位 百万円)

種 類	平成21年度			平成22年度		
	平均残高	利 息	利回り (%)	平均残高	利 息	利回り (%)
資金運用勘定	(5,461)	(22)		(3,062)	(8)	
うち貸出金	327,184	6,711	2.05	326,544	6,477	1.98
うち商品有価証券	225,327	5,502	2.44	226,364	5,244	2.31
うち有価証券	2	0	0.76	—	—	—
うち有価証券	73,007	1,088	1.49	80,992	1,166	1.43
うちコールローン	15,491	20	0.13	12,735	13	0.10
うち買入手形	—	—	—	—	—	—
うち預け金	7,808	23	0.30	3,306	3	0.11
資金調達勘定	318,715	995	0.31	318,322	672	0.21
うち預金	316,348	924	0.29	316,344	603	0.19
うち譲渡性預金	427	0	0.20	—	—	—
うちコールマネー	134	0	0.15	—	—	—
うち売渡手形	—	—	—	—	—	—
うちコマースナル・ペーパー	—	—	—	—	—	—
うち借入金	1,770	63	3.56	1,891	58	3.11

(注) 1 資金運用勘定は無利息預け金の平均残高(平成21年度341百万円、平成22年度398百万円)を、それぞれ控除して表示しております。

2 ()内は国内業務部門と国際業務部門の間の資金貸借の平均残高及び利息(内書き)であります。

② 国際業務部門

(単位 百万円)

種 類	平成21年度			平成22年度		
	平均残高	利 息	利回り (%)	平均残高	利 息	利回り (%)
資金運用勘定	5,464	61	1.13	3,062	20	0.65
うち貸出金	—	—	—	—	—	—
うち商品有価証券	—	—	—	—	—	—
うち有価証券	5,455	61	1.13	3,050	20	0.66
うちコールローン	—	—	—	—	—	—
うち買入手形	—	—	—	—	—	—
うち預け金	—	—	—	—	—	—
資金調達勘定	(5,461)	(22)		(3,062)	(8)	
うち預金	5,467	22	0.41	3,062	8	0.27
うち預金	6	0	0.03	—	—	—
うち譲渡性預金	—	—	—	—	—	—
うちコールマネー	—	—	—	—	—	—
うち売渡手形	—	—	—	—	—	—
うちコマースナル・ペーパー	—	—	—	—	—	—
うち借入金	—	—	—	—	—	—

(注) 1 無利息預け金の平均残高、金銭の信託運用見合額の平均残高及び利息はありません。

2 ()内は国内業務部門と国際業務部門の間の資金貸借の平均残高及び利息(内書き)であります。

3 国際業務部門の国内店外貨取引の平均残高は、月次カレント方式(前月末TT仲値を当該月のノンエクスチェンジ取引に適用する方式)により算出しております。

③ 合計

(単位 百万円)

種 類	平成21年度			平成22年度		
	平均残高	利 息	利回り (%)	平均残高	利 息	利回り (%)
資金運用勘定	327,187	6,750	2.06	326,544	6,489	1.98
うち貸出金	225,327	5,502	2.44	226,364	5,244	2.31
うち商品有価証券	2	0	0.76	—	—	—
うち有価証券	78,463	1,150	1.46	84,042	1,186	1.41
うちコールローン	15,491	20	0.13	12,735	13	0.10
うち買入手形	—	—	—	—	—	—
うち預け金	7,808	23	0.30	3,306	3	0.11
資金調達勘定	318,721	995	0.31	318,322	672	0.21
うち預金	316,355	924	0.29	316,344	603	0.19
うち譲渡性預金	427	0	0.20	—	—	—
うちコールマネー	134	0	0.15	—	—	—
うち売渡手形	—	—	—	—	—	—
うちコマースナル・ペーパー	—	—	—	—	—	—
うち借入金	1,770	63	3.56	1,891	58	3.11

(注) 1 資金運用勘定は無利息預け金の平均残高(平成21年度341百万円、平成22年度398百万円)をそれぞれ控除して表示しております。

2 国内業務部門と国際業務部門の間の資金貸借の平均残高及び利息は、相殺して記載しております。

受取利息・支払利息の増減

① 国内業務部門

(単位 百万円)

種 類	平成21年度			平成22年度		
	残高による増減	利率による増減	純 増 減	残高による増減	利率による増減	純 増 減
受取利息	113	△ 578	△ 465	△ 12	△ 221	△ 233
うち貸出金	△ 21	△ 386	△ 407	24	△ 281	△ 257
うち商品有価証券	△ 0	△ 0	△ 0	△ 0	—	△ 0
うち有価証券	4	17	21	114	△ 37	77
うちコールローン	6	△ 27	△ 20	△ 2	△ 3	△ 6
うち買入手形	—	—	—	—	—	—
うち預け金	10	△ 10	0	△ 4	△ 15	△ 20
支払利息	19	△ 283	△ 264	△ 0	△ 322	△ 323
うち預金	17	△ 275	△ 257	△ 0	△ 320	△ 320
うち譲渡性預金	0	△ 0	0	△ 0	—	△ 0
うちコールマネー	0	△ 0	△ 0	△ 0	—	△ 0
うち売渡手形	—	—	—	—	—	—
うちコマース・ペーパー	—	—	—	—	—	—
うち借入金	△ 6	0	△ 5	3	△ 7	△ 4

(注) 残高及び利率の増減要因が重なる部分については、利率による増減要因に含める方法によって算出しております。

② 国際業務部門

(単位 百万円)

種 類	平成21年度			平成22年度		
	残高による増減	利率による増減	純 増 減	残高による増減	利率による増減	純 増 減
受取利息	△ 22	△ 22	△ 45	△ 15	△ 25	△ 41
うち貸出金	—	—	—	—	—	—
うち商品有価証券	—	—	—	—	—	—
うち有価証券	△ 22	△ 22	△ 45	△ 15	△ 25	△ 41
うちコールローン	—	—	—	—	—	—
うち買入手形	—	—	—	—	—	—
うち預け金	—	—	—	—	—	—
支払利息	△ 8	△ 6	△ 14	△ 6	△ 7	△ 14
うち預金	△ 0	△ 0	△ 0	△ 0	—	△ 0
うち譲渡性預金	—	—	—	—	—	—
うちコールマネー	—	—	—	—	—	—
うち売渡手形	—	—	—	—	—	—
うちコマース・ペーパー	—	—	—	—	—	—
うち借入金	—	—	—	—	—	—

(注) 残高及び利率の増減要因が重なる部分については、利率による増減要因に含める方法によって算出しております。

③ 合計

(単位 百万円)

種 類	平成21年度			平成22年度		
	残高による増減	利率による増減	純 増 減	残高による増減	利率による増減	純 増 減
受取利息	113	△ 609	△ 495	△ 12	△ 248	△ 261
うち貸出金	△ 21	△ 386	△ 407	24	△ 281	△ 257
うち商品有価証券	△ 0	△ 0	△ 0	△ 0	—	△ 0
うち有価証券	△ 24	1	△ 23	78	△ 43	35
うちコールローン	6	△ 26	△ 20	△ 2	△ 3	△ 6
うち買入手形	—	—	—	—	—	—
うち預け金	10	△ 10	0	△ 4	△ 15	△ 20
支払利息	19	△ 283	△ 264	△ 0	△ 322	△ 323
うち預金	17	△ 275	△ 257	△ 0	△ 320	△ 320
うち譲渡性預金	0	△ 0	0	△ 0	—	△ 0
うちコールマネー	0	△ 0	△ 0	△ 0	—	△ 0
うち売渡手形	—	—	—	—	—	—
うちコマース・ペーパー	—	—	—	—	—	—
うち借入金	△ 6	0	△ 5	3	△ 7	△ 4

(注) 残高及び利率の増減要因が重なる部分については、利率による増減要因に含める方法によって算出しております。

業務純益

(単位 百万円)

区 分	平成21年度	平成22年度
業 務 純 益	1,336	1,208

役務取引の状況

(単位 百万円)

種 類	平成21年度			平成22年度		
	国内業務部門	国際業務部門	合 計	国内業務部門	国際業務部門	合 計
役務取引等収益	654	1	656	578	1	580
うち預金・貸出金業務	239	—	239	203	—	203
うち為替業務	175	1	177	170	1	171
うち証券関連業務	2	—	2	2	—	2
うち代理業務	14	—	14	13	—	13
うち保護預り・貸金庫業務	1	—	1	0	—	0
うち保証業務	14	—	14	13	—	13
うち投資信託窓販業務	81	—	81	76	—	76
うち保険窓販業務	124	—	124	97	—	97
役務取引等費用	558	0	559	514	0	515
うち為替業務	42	0	43	42	0	43

その他業務利益の内訳

(単位 百万円)

区 分	平成21年度			平成22年度		
	国内業務部門	国際業務部門	合 計	国内業務部門	国際業務部門	合 計
外国為替売買益	—	0	0	—	0	0
商品有価証券売買益	△ 0	—	△ 0	0	—	0
国債等債券売却損益	57	—	57	299	—	299
国債等債券償還損益	△ 96	—	△ 96	24	—	24
国債等債券償却	△ 1	—	△ 1	△ 31	—	△ 31
金融派生商品収益	—	—	—	—	—	—
金融派生商品費用	—	—	—	—	—	—
そ の 他	0	—	0	0	—	0
合 計	△ 40	0	△ 39	292	0	293

営業経費の内訳

(単位 百万円)

区 分	平成21年度	平成22年度	増 減
給 料 ・ 手 当	2,377	2,328	△ 49
退 職 給 付 費 用	188	160	△ 28
福 利 厚 生 費	24	28	4
減 価 償 却 費	359	434	75
土 地 建 物 機 械 賃 借 料	113	109	△ 4
営 繕 費	11	10	△ 1
消 耗 品 費	108	110	2
給 水 光 熱 費	54	56	2
旅 費	13	16	3
通 信 費	156	165	9
広 告 宣 伝 費	59	56	△ 3
租 税 公 課	253	218	△ 35
そ の 他	1,223	1,275	52
計	4,944	4,971	27

(注) 損益計算書中の「営業経費」の内訳であります。

有価証券・金銭の信託・デリバティブ取引の時価等

■有価証券関係

【前事業年度】

1 売買目的有価証券(平成22年3月31日現在)

該当事項はありません。

2 満期保有目的の債券(平成22年3月31日現在)

(単位 百万円)

	種 類	貸借対照表計上額	時 価	差 額
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	国債	5,483	5,610	126
	社債	4,601	4,677	75
	その他	300	306	6
	小計	10,385	10,593	207
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	国債	—	—	—
	社債	20	19	△ 0
	その他	1,500	1,304	△ 196
	小計	1,520	1,323	△ 196
合 計		11,905	11,916	11

3 子会社・子法人等株式及び関連法人等株式(平成22年3月31日現在)

(単位 百万円)

	貸借対照表計上額	時 価	差 額
子会社・子法人等株式	—	—	—
関連法人等株式	—	—	—
合計	—	—	—

(注) 時価を把握することが極めて困難と認められる子会社・子法人等株式及び関連法人等株式

(単位 百万円)

	貸借対照表計上額
子会社・子法人等株式	516
関連法人等株式	1
合計	517

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、「子会社・子法人等株式及び関連法人等株式」には含めておりません。

4 その他有価証券(平成22年3月31日現在)

(単位 百万円)

	種 類	貸借対照表計上額	取得原価	差 額
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	2,453	2,081	372
	債券	41,688	40,772	916
	国債	21,694	21,187	507
	地方債	2,620	2,557	62
	社債	17,373	17,027	345
	その他	4,005	3,715	289
	小計	48,146	46,568	1,577
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株式	1,342	1,538	△ 196
	債券	10,466	10,683	△ 217
	国債	2,913	3,039	△ 126
	地方債	2,425	2,433	△ 8
	社債	5,128	5,210	△ 81
	その他	6,330	6,557	△ 226
	小計	18,139	18,779	△ 639
合 計		66,286	65,348	938

(注) 時価を把握することが極めて困難と認められるその他有価証券

(単位 百万円)

	貸借対照表計上額
株式	254
その他	93
合計	347

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

5 当事業年度中に売却した満期保有目的の債券(自平成21年4月1日 至平成22年3月31日)
該当事項はありません。

6 当事業年度中に売却したその他有価証券(自平成21年4月1日 至平成22年3月31日)

(単位 百万円)

	売却額	売却益の合計額	売却損の合計額
株式	3,501	494	35
その他	620	74	—
合計	4,122	568	35

7 保有目的を変更した有価証券
該当事項はありません。

8 減損処理を行った有価証券

その他有価証券で時価のあるもののうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって貸借対照表価額とするとともに、評価差額を当事業年度の損失として処理(以下「減損処理」という。)することとしております。

当事業年度における減損処理額は、株式22百万円であります。

また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、以下に該当した場合であります。

(1) 株式・受益証券

時価が取得原価に比べ、30%以上下落した状態にある場合。

(2) 債券

①時価が取得原価あるいは償却原価に比べて、50%以上下落した場合。

②時価が取得原価あるいは償却原価に比べて、30%以上下落した状態にある場合で、信用リスクの増大(格付機関による直近の格付符号が「BBB」相当未満)要因がある場合。

【当事業年度】

1 売買目的有価証券(平成23年3月31日現在)
該当事項はありません。

2 満期保有目的の債券(平成23年3月31日現在)

(単位 百万円)

	種類	貸借対照表計上額	時価	差額
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	国債	5,485	5,721	236
	社債	3,706	3,818	111
	その他	300	301	1
	小計	9,491	9,841	349
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	国債	—	—	—
	社債	10	9	△0
	その他	1,500	1,332	△167
	小計	1,510	1,342	△167
合計		11,001	11,184	182

3 子会社・子法人等株式及び関連法人等株式(平成23年3月31日現在)

(単位 百万円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
子会社・子法人等株式	—	—	—
関連法人等株式	—	—	—
合計	—	—	—

(注) 時価を把握することが極めて困難と認められる子会社・子法人等株式及び関連法人等株式

(単位 百万円)

	貸借対照表計上額
子会社・子法人等株式	516
関連法人等株式	1
合計	517

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、「子会社・子法人等株式及び関連法人等株式」には含めておりません。

4 その他有価証券(平成23年3月31日現在)

(単位 百万円)

	種 類	貸借対照表計上額	取得原価	差 額
貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの	株式	1,423	1,263	160
	債券	39,416	38,523	892
	国債	20,121	19,588	533
	地方債	4,153	4,090	62
	社債	15,141	14,844	297
	その他	3,543	3,128	415
	小計	44,383	42,915	1,468
貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの	株式	3,434	3,785	△ 351
	債券	21,174	21,441	△ 267
	国債	11,392	11,589	△ 196
	地方債	2,931	2,944	△ 12
	社債	6,850	6,908	△ 57
	その他	6,693	7,013	△ 319
	小計	31,302	32,240	△ 938
合 計		75,686	75,155	530

(注) 時価を把握することが極めて困難と認められるその他有価証券

(単位 百万円)

	貸借対照表計上額
株式	254
その他	86
合計	341

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

5 当事業年度中に売却した満期保有目的の債券(自平成22年4月1日 至平成23年3月31日)
該当事項はありません。

6 当事業年度中に売却したその他有価証券(自平成22年4月1日 至平成23年3月31日)

(単位 百万円)

	売 却 額	売却益の合計額	売却損の合計額
株式	1,188	238	24
債券	10,016	180	—
国債	6,441	113	—
地方債	706	7	—
社債	2,868	59	—
その他	341	118	—
合 計	11,546	538	24

7 保有目的を変更した有価証券
該当事項はありません。

8 減損処理を行った有価証券

有価証券(売買目的有価証券を除く)で時価のあるもののうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって貸借対照表計上額とするとともに、評価差額を当事業年度の損失として処理(以下「減損処理」という。)することとしております。

当事業年度における減損処理額は、株式9百万円、受益証券30百万円であります。

また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、以下に該当した場合であります。

(1) 株式・受益証券

時価が取得原価に比べ、30%以上下落した状態にある場合。

(2) 債券

①時価が取得原価あるいは償却原価に比べて、50%以上下落した場合。

②時価が取得原価あるいは償却原価に比べて、30%以上下落した状態にある場合で、信用リスクの増大(格付機関による直近の格付符号が「BBB」相当未満)要因がある場合。

■金銭の信託関係

【前事業年度(平成22年3月31日現在)】

- 1 運用目的の金銭の信託はありません。
- 2 満期保有目的の金銭の信託はありません。
- 3 その他の金銭の信託(運用目的及び満期保有目的以外)はありません。

【当事業年度(平成23年3月31日現在)】

- 1 運用目的の金銭の信託はありません。
- 2 満期保有目的の金銭の信託はありません。
- 3 その他の金銭の信託(運用目的及び満期保有目的以外)はありません。

■その他有価証券評価差額金

貸借対照表に計上されているその他有価証券評価差額金の内訳は、次のとおりであります。

【前事業年度(平成22年3月31日現在)】

(単位 百万円)

	金 額
評価差額	938
その他有価証券	938
その他の金銭の信託	—
(△)繰延税金負債	△ 337
その他有価証券評価差額金	601

【当事業年度(平成23年3月31日現在)】

(単位 百万円)

	金 額
評価差額	530
その他有価証券	530
その他の金銭の信託	—
(△)繰延税金負債	△ 187
その他有価証券評価差額金	343

■デリバティブ取引関係

【前事業年度】

1 ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引について、取引の対象物の種類ごとの決算日における契約額又は契約において定められた元本相当額、時価及び評価損益並びに当該時価の算定方法は、次のとおりであります。なお、契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

- (1) 金利関連取引(平成22年3月31日現在)
該当事項はありません。
- (2) 通貨関連取引(平成22年3月31日現在)
該当事項はありません。
- (3) 株式関連取引(平成22年3月31日現在)
該当事項はありません。
- (4) 債券関連取引(平成22年3月31日現在)
該当事項はありません。
- (5) 商品関連取引(平成22年3月31日現在)
該当事項はありません。
- (6) クレジットデリバティブ取引(平成22年3月31日現在)
該当事項はありません。

2 ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引

ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引について、取引の対象物の種類ごと、ヘッジ会計の方法別の決算日における契約額又は契約において定められた元本相当額及び時価並びに当該時価の算定方法は、次のとおりであります。なお、契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

(1) 金利関連取引(平成22年3月31日現在)

(単位 百万円)

ヘッジ会計の方法	種類	主なヘッジ対象	契約額等	契約額等のうち1年超のもの	時価
原則的処理方法	—	—	—	—	—
金利スワップの特例処理	金利スワップ 受取固定・支払変動	預金・借入金	16,726	16,726	(注)3
	合計	—	—	—	—

(注)1 主として「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に基づき、繰延ヘッジによっております。

2 時価の算定

取引所取引につきましては、東京金融取引所等における最終の価格によっております。店頭取引につきましては、割引現在価値やオプション価格計算モデル等により算出しております。

3 金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている預金及び借入金と一体として処理しております。

- (2) 通貨関連取引(平成22年3月31日現在)
該当事項はありません。
- (3) 株式関連取引(平成22年3月31日現在)
該当事項はありません。
- (4) 債券関連取引(平成22年3月31日現在)
該当事項はありません。

【当事業年度】

1 ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引について、取引の対象物の種類ごとの決算日における契約額又は契約において定められた元本相当額、時価及び評価損益並びに当該時価の算定方法は、次のとおりであります。なお、契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

- (1) 金利関連取引(平成23年3月31日現在)
該当事項はありません。
- (2) 通貨関連取引(平成23年3月31日現在)
該当事項はありません。
- (3) 株式関連取引(平成23年3月31日現在)
該当事項はありません。
- (4) 債券関連取引(平成23年3月31日現在)
該当事項はありません。
- (5) 商品関連取引(平成23年3月31日現在)
該当事項はありません。
- (6) クレジットデリバティブ取引(平成23年3月31日現在)
該当事項はありません。

2 ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引

ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引について、取引の対象物の種類ごと、ヘッジ会計の方法別の決算日における契約額又は契約において定められた元本相当額及び時価並びに当該時価の算定方法は、次のとおりであります。なお、契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

(1) 金利関連取引(平成23年3月31日現在)

(単位 百万円)

ヘッジ会計の方法	種 類	主なヘッジ対象	契約額等	契約額等のうち1年超のもの	時 価
原則的処理方法	—	—	—	—	—
金利スワップの特例処理	金利スワップ 受取固定・支払変動	預金・借入金	10,174	10,174	(注)3
	合計	—	—	—	

- (注) 1 主として「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に基づき、繰延ヘッジによるおります。
- 2 時価の算定
取引所取引につきましては、東京金融取引所等における最終の価格によっております。店頭取引につきましては、割引現在価値やオプション価格計算モデル等により算出しております。
- 3 金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている預金及び借入金と一体として処理しております。

- (2) 通貨関連取引(平成23年3月31日現在)
該当事項はありません。
- (3) 株式関連取引(平成23年3月31日現在)
該当事項はありません。
- (4) 債券関連取引(平成23年3月31日現在)
該当事項はありません。

預金業務

預金科目別期末残高

(単位 百万円)

種 類	平成21年度			平成22年度			
	国内業務部門	国際業務部門	合 計	国内業務部門	国際業務部門	合 計	
預 金	流動性預金	91,636	—	91,636	95,596	—	95,596
	うち有利利息預金	78,120	—	78,120	80,970	—	80,970
	定期性預金	217,940	—	217,940	214,590	—	214,590
	うち固定金利定期預金	213,857		213,857	210,800		210,800
	うち変動金利定期預金	36		36	30		30
	そ の 他	1,516	—	1,516	15,296	—	15,296
合 計	311,094	—	311,094	325,483	—	325,483	
譲 渡 性 預 金	—	—	—	—	—	—	—
総 合 計	311,094	—	311,094	325,483	—	325,483	

(注) 1 流動性預金=当座預金+普通預金+貯蓄預金+通知預金
 2 定期性預金=定期預金+定期積金
 固定金利定期預金:預入時に満期日迄の利率が確定する定期預金
 変動金利定期預金:預入期間中の市場金利の変化に応じて金利が変動する定期預金

預金科目別平均残高

(単位 百万円)

種 類	平成21年度			平成22年度			
	国内業務部門	国際業務部門	合 計	国内業務部門	国際業務部門	合 計	
預 金	流動性預金	98,290	—	98,290	102,206	—	102,206
	うち有利利息預金	75,582	—	75,582	77,612	—	77,612
	定期性預金	217,494	—	217,494	213,197	—	213,197
	うち固定金利定期預金	213,317		213,317	209,290		209,290
	うち変動金利定期預金	45		45	35		35
	そ の 他	563	6	570	940	—	940
合 計	316,348	6	316,355	316,344	—	316,344	
譲 渡 性 預 金	427	—	427	—	—	—	—
総 合 計	316,776	6	316,782	316,344	—	316,344	

(注) 1 流動性預金=当座預金+普通預金+貯蓄預金+通知預金
 2 定期性預金=定期預金+定期積金
 固定金利定期預金:預入時に満期日迄の利率が確定する定期預金
 変動金利定期預金:預入期間中の市場金利の変化に応じて金利が変動する定期預金
 3 国際業務部門の国内店外貨建取引の平均残高は、月次カレント方式により算出してあります。

定期預金の残存期間別残高

(単位 百万円)

種 類	期 間 期 別	期 間						合 計
		3ヵ月未満	3ヵ月以上 6ヵ月未満	6ヵ月以上 1年未満	1年以上 2年未満	2年以上 3年未満	3年以上	
定 期 預 金	平成21年度	50,184	36,794	75,622	25,008	21,749	4,534	213,894
	平成22年度	49,221	35,319	68,829	25,426	21,165	10,869	210,830
うち固定金利 定期預金	平成21年度	50,184	36,787	75,618	24,998	21,733	4,534	213,857
	平成22年度	49,221	35,316	68,824	25,408	21,160	10,869	210,800
うち変動金利 定期預金	平成21年度	—	6	4	10	15	—	36
	平成22年度	—	3	4	18	4	—	30

1店舗当たり預金

(単位 百万円)

期 別	営 業 店 舗 数			1 店 舗 当 たり 預 金 額		
	国内店	海外店	合計	国内店	海外店	合計
平 成 21 年 度	34	—	34	9,149	—	9,149
平 成 22 年 度	34	—	34	9,573	—	9,573

従業員1人当たり預金

(単位 百万円)

期 別	従 業 員 数			従 業 員 1 人 当 たり 預 金 額		
	国内店	海外店	合計	国内店	海外店	合計
平 成 21 年 度	404	—	404	770	—	770
平 成 22 年 度	403	—	403	807	—	807

(注) 従業員数は期中平均人員を記載しております。なお国内店の従業員数には本部人員を含んでおります。

個人・法人別預金残高(国内)

(単位 百万円)

	平成21年度	平成22年度	増減
個人	219,187	224,455	5,268
法人	63,982	63,836	△146
合計	283,170	288,292	5,122

財形貯蓄残高

(単位 百万円)

	平成21年度	平成22年度
財形貯蓄残高	1,302	1,289

貸出業務

貸出金期末残高

(単位 百万円)

種類	平成21年度			平成22年度			
	国内業務部門	国際業務部門	合計	国内業務部門	国際業務部門	合計	
貸出金	手形貸付	16,552	—	16,552	18,704	—	18,704
	証書貸付	183,209	—	183,209	187,297	—	187,297
	当座貸越	29,507	—	29,507	27,418	—	27,418
	割引手形	2,254	—	2,254	1,775	—	1,775
	合計	231,522	—	231,522	235,196	—	235,196

貸出金平均残高

(単位 百万円)

種類	平成21年度			平成22年度			
	国内業務部門	国際業務部門	合計	国内業務部門	国際業務部門	合計	
貸出金	手形貸付	13,903	—	13,903	12,923	—	12,923
	証書貸付	179,685	—	179,685	183,990	—	183,990
	当座貸越	29,462	—	29,462	27,432	—	27,432
	割引手形	2,276	—	2,276	2,017	—	2,017
	合計	225,327	—	225,327	226,364	—	226,364

貸出金の残存期間別残高

(単位 百万円)

種類	期別	期間						合計
		1年以下	1年超 3年以下	3年超 5年以下	5年超 7年以下	7年超	期間の定め のないもの	
貸出金	平成21年度	31,022	18,940	23,279	19,509	109,261	29,507	231,522
	平成22年度	32,536	18,972	22,908	17,127	116,233	27,418	235,196
うち変動金利	平成21年度		6,463	12,873	7,600	32,088	2,880	
	平成22年度		8,889	9,919	5,743	32,425	2,663	
うち固定金利	平成21年度		12,477	10,406	11,909	77,173	26,627	
	平成22年度		10,082	12,989	11,383	83,807	24,754	

(注) 残存期間1年以下の貸出金については、変動金利、固定金利の区分をしておりません。

1店舗当たり貸出金

(単位 百万円)

期別	営業店舗数			1店舗当たり貸出金		
	国内店	海外店	合計	国内店	海外店	合計
平成21年度	34	—	34	6,809	—	6,809
平成22年度	34	—	34	6,917	—	6,917

従業員1人当たり貸出金

(単位 百万円)

期 別	従 業 員 数			従 業 員 1 人 当 たり 貸 出 金		
	国内店	海外店	合計	国内店	海外店	合計
平成 21 年 度	404	—	404	573	—	573
平成 22 年 度	403	—	403	583	—	583

(注) 従業員数は期中人員を記載しております。なお国内店の従業員には本部人員を含んでおります。

貸倒引当金の期末残高及び期中増減額

(単位 百万円)

区 分	平成 21 年 度					平成 22 年 度				
	期首残高	当 期 増加額	当 期 減少 額		期末残高	期首残高	当 期 増加額	当 期 減少 額		期末残高
			目的使用	その他				目的使用	その他	
一般貸倒引当金	789	443	—	※ 789 ※ 洗替による 取崩額	443	443	542	—	※ 443 ※ 洗替による 取崩額	542
個別貸倒引当金	5,499	5,611	543	※ 4,955 ※ 主として税法 による取崩額	5,611	5,611	4,326	1,726	※ 3,885 ※ 主として税法 による取崩額	4,326
うち非居住者向け債権分	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
特定海外債権引当勘定	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
計	6,288	6,054	543	5,744	6,054	6,054	4,868	1,726	4,328	4,868

リスク管理債権額

(単位 百万円)

区 分	平成 21 年 度	平成 22 年 度
破綻先債権	912	752
延滞債権	12,696	11,635
3ヵ月以上延滞債権	10	18
貸出条件緩和債権	122	598
合 計 (A)	13,742	13,004
貸出金残高(未残) (B)	231,522	235,196
不良債権の割合 (A/B)	5.93%	5.52%

特定海外債権残高

該当ありません。

業種別貸出状況

(単位 百万円)

業 種 別	平成 21 年 度			平成 22 年 度		
	貸出先数	貸出金残高	構成比 %	貸出先数	貸出金残高	構成比 %
国内店分 (除く特別国際金融取引勘定分)	20,925	231,522	100.00	19,907	235,196	100.00
製 造 業	357	13,093	5.66	336	12,393	5.27
農 業、林 業	17	292	0.13	15	332	0.14
漁 業	5	265	0.11	6	270	0.11
鉱業、採石業、砂利採取業	8	719	0.31	9	638	0.27
建 設 業	788	20,227	8.74	733	17,675	7.52
電気・ガス・熱供給・水道業	13	376	0.16	15	344	0.15
情 報 通 信 業	30	580	0.25	25	594	0.25
運 輸 業、郵 便 業	102	2,849	1.23	93	2,713	1.15
卸 売 業、小 売 業	849	22,518	9.73	774	21,123	8.98
金 融 業、保 険 業	31	12,402	5.36	31	15,150	6.44
不動産業、物品賃貸業	466	28,694	12.39	462	27,947	11.89
学術研究、専門・技術サービス業	88	1,445	0.62	83	1,421	0.60
宿 泊 業	37	2,974	1.28	33	2,856	1.21
飲 食 業	314	3,109	1.34	288	3,094	1.32
生活関連サービス業、娯楽業	151	4,215	1.82	132	3,655	1.55
教育・学習支援業	15	808	0.35	17	2,566	1.09
医 療 ・ 福 祉	112	8,960	3.87	115	10,848	4.61
そ の 他 サ ー ビ ス	219	9,047	3.91	203	8,031	3.41
地 方 公 共 団 体	21	31,138	13.45	21	34,170	14.54
そ の 他	17,302	67,799	29.29	16,516	69,363	29.50

中小企業等貸出金

(単位 百万円、件、%)

	平成21年度	平成22年度	増 減
中小企業等貸出金残高 ①	185,201	181,370	△ 3,831
総貸出金残高 ②	231,522	235,196	3,674
中小企業等貸出金比率 ①/②	79.99	77.11	△ 2.88
中小企業等貸出先件数 ③	20,865	19,845	△ 1,020
総貸出先件数 ④	20,925	19,907	△ 1,018
中小企業等貸出先件数比率 ③/④	99.71	99.68	△ 0.03

(注) 中小企業等とは、資本金3億円(ただし、卸売業は1億円、小売業、飲食業、物品賃貸業等は5千万円)以下の会社又は常用する従業員が300人(ただし、卸売業、物品賃貸業等は100人、小売業、飲食業は50人)以下の企業等であります。

貸出金の預金に対する比率(預貸率)

(単位 百万円)

期 別	区 分	貸出金(A)	預 金(B)	預 貸 率	
				(A)/(B)	期中平均
平成21年度	国内業務部門	231,522	311,094	74.42 %	71.13 %
	国際業務部門	—	—	—	—
	合 計	231,522	311,094	74.42	71.13
平成22年度	国内業務部門	235,196	325,483	72.26	71.55
	国際業務部門	—	—	—	—
	合 計	235,196	325,483	72.26	71.55

貸出金の担保別内訳

(単位 百万円)

種 類	平成21年度	平成22年度
有 価 証 券	28	7
債 権	3,097	2,696
商 品	—	—
不 動 産	64,536	67,451
そ の 他	9	7
計	67,672	70,162
保 証	85,307	85,062
信 用	78,542	79,970
合 計	231,522	235,196
(うち劣後特約付貸出金)	(1,500)	(1,500)

支払承諾見返の担保別内訳

(単位 百万円)

種 類	平成21年度	平成22年度
有 価 証 券	—	—
債 権	—	—
商 品	—	—
不 動 産	389	352
そ の 他	—	0
計	389	352
保 証	401	331
信 用	2,402	2,517
合 計	3,193	3,201

貸出金の使途別残高

(単位 百万円)

区 分	平成21年度		平成22年度	
	貸出金残高	構成比(%)	貸出金残高	構成比(%)
設 備 資 金	117,233	50.64	121,361	51.60
運 転 資 金	114,288	49.36	113,834	48.40
合 計	231,522	100.00	235,196	100.00

貸出金償却額

(単位 百万円)

区 分	平成21年度	平成22年度
貸 出 金 償 却 額	24	0

消費者ローン残高

(単位 百万円)

区 分	平成21年度	平成22年度	増 減
消費者ローン	61,545	63,555	2,010
うち住宅ローン残高	54,402	56,845	2,443
うちその他のローン残高	7,142	6,710	△ 432

(注) その他のローン残高には、カードローン残高を含めて記載しております。

為替業務、国際業務

内国為替取扱高

(単位 千口、百万円)

区 分	平成21年度		平成22年度		
	口数	金額	口数	金額	
送金為替	各地へ向けた分	646	294,042	644	289,354
	各地より受けた分	921	471,119	917	457,603
代金取立	各地へ向けた分	15	15,151	15	15,327
	各地より受けた分	18	22,137	18	21,947

外国為替取扱高

(単位 百万米ドル)

区 分	平成21年度	平成22年度
仕向為替	売渡為替	3
	買入為替	0
被仕向為替	支払為替	1
	取立為替	0
合 計	4	5

外貨建資産残高

(単位 百万米ドル)

区 分	平成21年度	平成22年度
外 貨 建 資 産 残 高	16	18

証券業務

有価証券期末残高

(単位 百万円)

種 類	平成21年度			平成22年度			
	国内業務部門	国際業務部門	合 計	国内業務部門	国際業務部門	合 計	
有 価 証 券	国 債	30,091	—	30,091	36,999	—	36,999
	地 方 債	5,045	—	5,045	7,085	—	7,085
	短 期 社 債	—	—	—	—	—	—
	社 債	27,123	—	27,123	25,707	—	25,707
	株 式	4,568	—	4,568	5,630	—	5,630
	そ の 他 の 証 券	8,729	3,500	12,229	9,121	3,002	12,124
	うち外国債券		3,500	3,500		3,002	3,002
	うち外国株式		—	—		—	—
	合 計	75,557	3,500	79,057	84,544	3,002	87,546

有価証券平均残高

(単位 百万円)

種 類	平成21年度			平成22年度			
	国内業務部門	国際業務部門	合 計	国内業務部門	国際業務部門	合 計	
有 価 証 券	国 債	27,198	—	27,198	34,751	—	34,751
	地 方 債	4,210	—	4,210	6,560	—	6,560
	短 期 社 債	—	—	—	—	—	—
	社 債	27,594	—	27,594	26,302	—	26,302
	株 式	4,626	—	4,626	4,961	—	4,961
	そ の 他 の 証 券	9,376	5,455	14,832	8,416	3,050	11,466
	うち外国債券		5,455	5,455		3,050	3,050
	うち外国株式		—	—		—	—
	合 計	73,007	5,455	78,463	80,992	3,050	84,042

有価証券の預金に対する比率(預証率)

(単位 百万円)

期 別	区 分	有価証券(A)	預 金(B)	預 証 率	
				(A) / (B)	期中平均
平 成 21 年 度	国内業務部門	75,557	311,094	24.28%	23.04%
	国際業務部門	3,500	—	—	83,094.36
	合 計	79,057	311,094	25.41	24.76
平 成 22 年 度	国内業務部門	84,544	325,483	25.97	25.60%
	国際業務部門	3,002	—	—	—
	合 計	87,546	325,483	26.89	26.56

有価証券の残存期間別残高

(単位 百万円)

種 類	期 間 期 別	1年以下	1年超 3年以下	3年超 5年以下	5年超 7年以下	7年超 10年以下	10年超	期間の定め のないもの	合 計
		国 債	平成21年度	1,607	2,957	5,278	3,815	14,273	2,158
平成22年度	702		3,119	2,704	4,217	21,328	4,927	—	36,999
地 方 債	平成21年度	342	888	2,670	390	456	295	—	5,045
	平成22年度	971	2,141	805	573	1,834	759	—	7,085
短 期 社 債	平成21年度	—	—	—	—	—	—	—	—
	平成22年度	—	—	—	—	—	—	—	—
社 債	平成21年度	4,562	8,754	5,674	1,732	3,450	2,949	—	27,123
	平成22年度	4,423	7,161	6,745	1,366	3,483	2,526	—	25,707
株 式	平成21年度	—	—	—	—	—	—	4,568	4,568
	平成22年度	—	—	—	—	—	—	5,630	5,630
その他の証券	平成21年度	777	670	598	2,761	557	1,500	5,364	12,229
	平成22年度	886	949	1,858	370	547	1,500	6,012	12,124
うち外国債券	平成21年度	700	400	301	597	—	1,500	—	3,500
	平成22年度	799	403	—	299	—	1,500	—	3,002
うち外国株式	平成21年度	—	—	—	—	—	—	—	—
	平成22年度	—	—	—	—	—	—	—	—

商品有価証券売買高

(単位 百万円)

期別	種類	商品国債	商品地方債	商品政府保証債	合 計
平 成 21 年 度		64	—	—	64
平 成 22 年 度		80	—	—	80

商品有価証券平均残高

(単位 百万円)

期別	種類	商品国債	商品地方債	商品政府保証債	その他の商品有価証券	合 計
平 成 21 年 度		—	2	—	—	2
平 成 22 年 度		—	—	—	—	—

公社債の引受

(単位 百万円)

	国 債	地方債・政保債	合 計
平 成 21 年 度	—	1,860	1,860
平 成 22 年 度	—	436	436

国債等公社債の窓口販売

(単位 百万円)

	国 債	地方債・政保債	合 計
平 成 21 年 度	135	36	171
平 成 22 年 度	47	36	83

投資信託の窓口販売

(単位 百万円)

	証券投資信託
平 成 21 年 度	2,099
平 成 22 年 度	1,792

株式等の状況

大株主の状況

平成23年3月31日現在

氏名又は名称	住 所	所有株式数 (千株)	発行済株式総数に対する 所有株式数の割合(%)
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口4)	東京都中央区晴海1丁目8番11号	298	5.35
島根銀行職員持株会	島根県松江市東本町二丁目35番地	224	4.02
全国保証株式会社	東京都千代田区大手町2丁目1番1号	86	1.55
富士通株式会社	神奈川県川崎市中原区上小田中4丁目1番1号	80	1.43
あいおいニッセイ同和損害保険株式会社	東京都渋谷区恵比寿1丁目28番1号	37	0.67
株式会社もみじ銀行	広島県広島市中区胡町1番24号	37	0.66
株式会社損害保険ジャパン	東京都新宿区西新宿1丁目26番1号	33	0.59
株式会社パッケージ中澤	島根県松江市矢田町250番2号	30	0.54
日本興亜損害保険株式会社	東京都千代田区霞が関3丁目7番3号	28	0.51
須山木材株式会社	島根県出雲市白枝町139番地	26	0.47
計	—	884	15.85

- (注) 1 所有株式数は千株未満を切り捨てて表示しております。
 2 持株比率は、小数点第3位以下を切り捨てて表示しております。
 3 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口4)の所有株式数のうち、信託業務に係る株式数は、298千株であります。
 4 平成23年3月15日現在の保有株式数を記載した大量保有報告書が、平成23年3月22日付で預金保険機構から提出されておりますが、当行として平成23年3月31日現在における実質所有株式数の確認ができませんので、上記大株主の状況には含めておりません。
 なお、当該大量保有報告書の主な内容は以下のとおりであります。

氏名又は名称	住 所	保有株式等の数(千株)	株式等保有割合(%) (注)
預金保険機構	東京都千代田区有楽町一丁目12番1号	298	5.47

(注) 平成23年3月15日現在の発行済株式総数(5,456千株)に対する割合であります。

- 5 平成23年3月31日現在の保有株式数を記載した大量保有報告書が、平成23年4月6日付で中央三井アセット信託銀行株式会社から提出されておりますが、当行として平成23年3月31日現在における実質所有株式数の確認ができませんので、上記大株主の状況には含めておりません。
 なお、当該大量保有報告書の主な内容は以下のとおりであります。

氏名又は名称	住 所	保有株式等の数(千株)	株式等保有割合(%) (注)
中央三井アセット信託銀行株式会社	東京都港区芝三丁目23番1号	298	5.35

(注) 平成23年3月31日現在の発行済株式総数(5,576千株)に対する割合であります。

所有者別状況

平成23年3月31日現在

区 分	株式の状況(1単元の株式数100株)								単元未満株式の状況(株)
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他	計	
					個人以外	個人			
株主数(人)	—	19	14	437	6	—	2,979	3,455	—
所有株式数(単元)	—	5,519	733	16,829	436	—	31,412	54,929	83,100
所有株式数の割合(%)	—	10.05	1.33	30.64	0.79	—	57.19	100.00	—

(注) 自己株式16,494株は、「個人その他」に164単元、「単元未満株式の状況」に94株含まれております。

配当政策

当行の剰余金の配当は、中間配当及び期末配当の年2回を基本方針とし、中間配当ができる旨を定款に定めております。配当の決定機関は、中間配当は取締役会、期末配当は株主総会であります。

当行は、公共性・社会性を認識し、地域金融機関としての使命を遂行しながら、自己資本の充実による経営体質の強化を図る一方、株主の皆様に対する利益還元につきましては、継続かつ安定した配当を実施することを基本方針としております。

第161期事業年度の期末配当につきましては、上記基本方針に加え、株主をはじめ地域の皆さま方の温かい支援、ご指導により、平成23年3月15日に東京証券取引所市場第二部に上場することができましたことに対し、株主の皆さまに感謝の意を表するため、従来の1株当たり普通配当25円に記念配当5円を加え、1株当たり30円といたしました。これにより、第161期の年間配当金は中間配当の1株当たり25円を合わせて、1株当たり55円となりました。次期以降につきましても、上記の基本方針に則り適切な利益配分を行ってまいります。

なお、内部留保につきましては、店舗投資、機械化投資等に効率的に活用することといたしております。

(注) 基準日が当事業年度に属する剰余金の配当は、以下のとおりであります。

決議年月日	配当金の総額(百万円)	1株当たり配当額(円)
平成22年11月12日 取締役会	116	25
平成23年6月28日 定時株主総会	166	30

従業員の状況

平成23年3月31日現在

従業員数(人)	平均年齢(歳)	平均勤続年数(年)	平均年間給与(千円)
394 [34]	38.1	15.0	4,507

- (注) 1 従業員数は、出向者40人、嘱託及び臨時従業員35人を含んでおりません。
 2 当行の従業員はすべて銀行業のセグメントに属しております。
 3 臨時従業員数は、就業時間が正職員と同一の有期雇用契約者であり、[]内に年間の平均人員を外書きで記載しております。
 4 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。
 5 当行の従業員組合は、島根銀行従業員組合と称し、組合員数は291人であります。労使間においては特記すべき事項はありません。

主要事業の内容

当行グループ(当行及び当行の関係会社)は、当行、(連結)子会社1社及び関連会社(持分法適用会社)1社で構成され、銀行業務を中心に、リース業務、クレジットカード業務などの金融サービスに係る事業を行っております。

当行グループの事業に係わる位置づけは次のとおりであります。

〔銀行業務〕

当行の本店ほか支店24カ店等においては、預金業務、貸出業務、商品有価証券売買業務、有価証券投資業務、内国為替業務、外国為替業務等を行っており、中核業務と位置づけております。このほか松江営業センターを除く出張所8カ店においては、預金業務等に特化した業務を行っております。

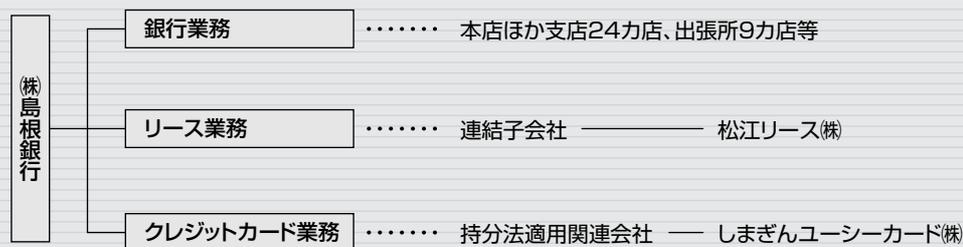
〔リース業務〕

連結子会社松江リース(株)においては、事業向け金融サービスの一環としてリース業務を展開しております。

〔クレジットカード業務〕

持分法適用関連会社しまぎんユーシーカード(株)においては、個人リテール戦略の一環としてクレジットカード業務を展開しております。

組織構成(事業系統図) (平成23年3月31日現在)



関係会社の状況 (平成23年3月31日現在)

名称	住所	資本金又は 出資金 (百万円)	主要な事業の内容	設立年月日	議決権の 所有割合 (%)
(連結子会社) 松江リース(株)	島根県松江市西津田 一丁目5番18号	268	リース業務	昭和56年 4月25日	当行 98.50
(持分法適用関連会社) しまぎんユーシーカード(株)	島根県松江市朝日町 485番地8	30	クレジットカード業務	平成9年 10月22日	当行 5.00 子会社 30.33

業績等の概要

・業績

当行グループの平成22年度の業績につきましては、役職員一丸となって業績の向上と経営の効率化、顧客サービスの充実に努めてまいりました結果、次のようになりました。

預金につきましては、法人預金が減少しましたが、個人預金、公金預金ともに増加したため、全体では期中143億円増加し3,252億円となりました。

また、貸出金は、法人向け貸出が資金需要の低迷などにより減少しましたが、地公体向け貸出や住宅ローンを中心とした個人向け貸出が増加したため、全体では期中40億円増加し2,341億円となりました。

有価証券は、安全性の高い国債や社債を中心とした運用に努めた結果、全体で期中84億円増加し870億円となりました。

損益面につきましては、経常収益は、国債等債券売却益が増加しましたが、市場金利の低下に伴い貸出金利息が減少したことや、保険・投資信託販売が低調であり、役務取引等収益が減少したことに加え、株式等売却益も減少したことなどから、経常収益全体では前期比260百万円減収の10,190百万円となりました。一方、経常費用は、与信関連費用や営業経費が増加しましたが、貸出金利息と同様の理由から預金利息が減少したことや、有価証券関係の費用が減少したことなどから、全体では前期比115百万円減少し9,166百万円となりました。この結果、経常利益は前期比145百万円減益の1,024百万円となりました。

当期純利益は、特別損失において、前期に計上があった固定資産の減損損失が当期は発生しなかったことなどから、前期比11百万円減益の650百万円となりました。

連結自己資本比率（国内基準）は、「銀行法第14条の2の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準（平成18年金融庁告示第19号）」に基づき算出した結果、前期比0.42%上昇の9.82%となっております。

また、セグメントごとの業績につきましては、「銀行業」では経常収益が320百万円減収の7,780百万円、経常費用が209百万円減少の6,822百万円となり、経常利益は110百万円減益の957百万円となりました。

「リース業」では経常収益が52百万円増収の2,498百万円、経常費用が90百万円増加し2,439百万円となり、経常利益は37百万円減益の、58百万円となりました。

クレジットカード業務を行う「その他の事業」につきましては、持分法による投資利益が1百万円増加し、4百万円計上いたしました。

・キャッシュ・フロー

当連結会計年度における現金及び現金同等物（以下「資金」という。）は、預金や借入金等の増加などにより、営業活動によるキャッシュ・フローが投資活動によるキャッシュ・フローを上回り、財務活動によるキャッシュ・フローも増資により増加したことなどから、当連結会計年度末の資金残高は、前年同期比1,426百万円増加し5,831百万円となりました。

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

当連結会計年度において営業活動により獲得した資金は、9,830百万円（前連結会計年度は1,307百万円の使用）となりました。これは主に、貸出金の増加、預け金の増加による支出を、預金、借入金等の増加、コールローンの減少による収入が上回ったことによるものであります。

（投資活動によるキャッシュ・フロー）

当連結会計年度において投資活動により使用した資金は、8,633百万円（前連結会計年度は1,086百万円の獲得）となりました。これは主に、有価証券の償還による収入、有価証券の売却による収入を、有価証券の取得による支出が上回ったことによるものであります。

（財務活動によるキャッシュ・フロー）

当連結会計年度において財務活動により獲得した資金は、230百万円（前連結会計年度は241百万円の使用）となりました。これは主に、株式の発行による収入が配当金の支払いによる支出を上回ったことによるものであります。

最近5連結会計年度の主要な経営指標等の推移

		平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
		(自平成18年4月1日 至平成19年3月31日)	(自平成19年4月1日 至平成20年3月31日)	(自平成20年4月1日 至平成21年3月31日)	(自平成21年4月1日 至平成22年3月31日)	(自平成22年4月1日 至平成23年3月31日)
連結経常収益	百万円	10,027	10,404	10,970	10,451	10,190
連結経常利益 (△は連結経常損失)	百万円	644	△ 3,613	754	1,169	1,024
連結当期純利益 (△は連結当期純損失)	百万円	389	△ 3,959	470	662	650
連結包括利益	百万円	—	—	—	—	393
連結純資産額	百万円	15,832	11,263	9,440	12,999	13,629
連結総資産額	百万円	335,524	338,890	332,060	335,003	350,536
1株当たり純資産額	円	340.48	242.20	202.98	279.66	2,448.50
1株当たり当期純利益金額 (△は1株当たり当期純損失金額)	円	8.39	△ 85.24	10.13	14.26	139.04
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益金額	円	—	—	—	—	—
自己資本比率	%	4.71	3.31	2.83	3.87	3.88
連結自己資本比率(国内基準)	%	9.60	8.26	8.44	9.40	9.82
連結自己資本利益率	%	2.50	—	4.55	5.91	4.89
連結株価収益率	倍	—	—	—	—	5.63
営業活動による キャッシュ・フロー	百万円	6,759	13,798	△ 1,714	△ 1,307	9,830
投資活動による キャッシュ・フロー	百万円	△ 8,339	△ 10,414	△ 1,780	1,086	△ 8,633
財務活動による キャッシュ・フロー	百万円	△ 234	363	△ 240	△ 241	230
現金及び現金同等物 の期末残高	百万円	4,852	8,600	4,865	4,404	5,831
従業員数 [外、平均臨時従業員数]	人	399 [40]	399 [37]	414 [34]	401 [36]	403 [34]

- (注) 1 当行及び連結子会社の消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。
 2 「1株当たり純資産額」、「1株当たり当期純利益金額(又は当期純損失金額)」及び「潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額」(以下、「1株当たり情報」という。)の算定に当たっては、「1株当たり当期純利益に関する会計基準」(企業会計基準第2号)及び「1株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第4号)を適用しております。
 また、これら1株当たり情報の算定上の基礎は、資料編「連結財務諸表等」の「1株当たり情報(P111)」に記載しております。
 3 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式がないので記載しておりません。
 4 自己資本比率は、(期末純資産の部合計-期末少数株主持分)を期末資産の部の合計で除して算出しております。
 5 連結自己資本比率は、銀行法第14条の2の規定に基づく平成18年金融庁告示第19号に定められた算式に基づき算出しております。当行は、国内基準を採用しております。
 6 平成19年度の連結自己資本利益率は、当期純損失が計上されているため、記載しておりません。
 7 平成18年度から平成21年度までの連結株価収益率については、当行株式が非上場かつ非登録でありますので、記載しておりません。
 8 当行は、平成22年9月30日を効力発生日として、当行株式10株を1株に併合しております。このため、平成22年度の1株当たり当期純利益金額につきましては、当該併合が当連結会計年度の開始日に行われたと仮定した場合の1株当たり当期純利益金額を記載しております。

連結貸借対照表

(単位 百万円)

科目	期別	前連結会計年度 (平成22年3月31日)	当連結会計年度 (平成23年3月31日)
(資産の部)			
現金預け金		5,553	9,257
コールローン及び買入手形		10,000	8,700
有価証券		78,573	87,067
貸出金		230,035	234,128
外国為替		2	12
リース債権及びリース投資資産		4,899	4,107
その他資産		1,883	2,044
有形固定資産		5,529	5,458
建物		1,350	1,245
土地		3,660	3,655
リース資産		263	155
建設仮勘定		59	—
その他の有形固定資産		194	401
無形固定資産		566	482
ソフトウェア		525	448
リース資産		22	15
その他の無形固定資産		17	18
繰延税金資産		1,057	1,131
支払承諾見返		3,193	3,201
貸倒引当金		△ 6,290	△ 5,055
資産の部合計		335,003	350,536
(負債の部)			
預金		310,861	325,230
借入金		4,729	5,147
社債		480	540
その他負債		1,515	1,560
退職給付引当金		254	251
役員退職慰労引当金		172	173
睡眠預金払戻損失引当金		12	13
偶発損失引当金		22	25
再評価に係る繰延税金負債		762	762
支払承諾		3,193	3,201
負債の部合計		322,004	336,906
(純資産の部)			
資本金		6,400	6,636
資本剰余金		235	472
利益剰余金		4,774	5,193
自己株式		△ 36	△ 41
株主資本合計		11,372	12,260
その他有価証券評価差額金		601	343
土地再評価差額金		1,008	1,008
その他の包括利益累計額合計		1,609	1,351
少数株主持分		16	17
純資産の部合計		12,999	13,629
負債及び純資産の部合計		335,003	350,536

連結損益計算書

(単位 百万円)

科目	期別	期別	
		前連結会計年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)
経常収益		10,451	10,190
資金運用収益		6,710	6,461
貸出金利息		5,462	5,216
有価証券利息配当金		1,150	1,186
コールローン利息及び買入手形利息		20	13
預け金利息		24	4
その他の受入利息		52	40
役務取引等収益		655	579
その他業務収益		58	338
その他経常収益		3,026	2,810
経常費用		9,281	9,166
資金調達費用		1,054	725
預金利息		923	602
譲渡性預金利息		0	—
コールマネー利息及び売渡手形利息		0	—
借入金利息		129	122
その他の支払利息		0	—
役務取引等費用		559	515
その他業務費用		98	45
営業経費		4,992	5,023
その他経常費用		2,576	2,856
貸倒引当金繰入額		343	541
その他の経常費用		2,232	2,314
経常利益		1,169	1,024
特別利益		111	71
固定資産処分益		57	1
償却債権取立益		53	70
特別損失		212	31
固定資産処分損		25	7
減損損失		186	—
資産除去債務会計基準の適用に伴う影響額		—	24
税金等調整前当期純利益		1,068	1,063
法人税、住民税及び事業税		216	336
法人税等調整額		189	75
法人税等合計		405	412
少数株主損益調整前当期純利益		—	651
少数株主利益		0	0
当期純利益		662	650

連結包括利益計算書

(単位 百万円)

科目	期別	期別	
		前連結会計年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)
少数株主損益調整前当期純利益		—	651
その他の包括利益		—	△ 258
その他有価証券評価差額金		—	△ 258
包括利益		—	393
親会社株主に係る包括利益		—	392
少数株主に係る包括利益		—	0

連結株主資本等変動計算書

(単位 百万円)

	前連結会計年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)
株主資本		
資本金		
前期末残高	6,400	6,400
当期変動額		
新株の発行	—	236
当期変動額合計	—	236
当期末残高	6,400	6,636
資本剰余金		
前期末残高	235	235
当期変動額		
新株の発行	—	236
当期変動額合計	—	236
当期末残高	235	472
利益剰余金		
前期末残高	4,246	4,774
当期変動額		
剰余金の配当	△ 232	△ 232
当期純利益	662	650
土地再評価差額金の取崩	98	—
当期変動額合計	528	418
当期末残高	4,774	5,193
自己株式		
前期末残高	△ 35	△ 36
当期変動額		
自己株式の取得	△ 2	△ 5
自己株式の処分	0	1
当期変動額合計	△ 1	△ 4
当期末残高	△ 36	△ 41
株主資本合計		
前期末残高	10,846	11,372
当期変動額		
新株の発行	—	473
剰余金の配当	△ 232	△ 232
当期純利益	662	650
自己株式の取得	△ 2	△ 5
自己株式の処分	0	1
土地再評価差額金の取崩	98	—
当期変動額合計	526	888
当期末残高	11,372	12,260

(単位:百万円)

	前連結会計年度 (自 平成21年4月1日) (至 平成22年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成22年4月1日) (至 平成23年3月31日)
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金		
前期末残高	△ 2,528	601
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	3,129	△ 258
当期変動額合計	3,129	△ 258
当期末残高	601	343
土地再評価差額金		
前期末残高	1,106	1,008
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	△ 98	—
当期変動額合計	△ 98	—
当期末残高	1,008	1,008
その他の包括利益累計額合計		
前期末残高	△ 1,421	1,609
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	3,031	△ 258
当期変動額合計	3,031	△ 258
当期末残高	1,609	1,351
少数株主持分		
前期末残高	16	16
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	0	0
当期変動額合計	0	0
当期末残高	16	17
純資産合計		
前期末残高	9,440	12,999
当期変動額		
新株の発行	—	473
剰余金の配当	△ 232	△ 232
当期純利益	662	650
自己株式の取得	△ 2	△ 5
自己株式の処分	0	1
土地再評価差額金の取崩	98	—
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	3,032	△ 257
当期変動額合計	3,558	630
当期末残高	12,999	13,629

連結キャッシュ・フロー計算書

(単位 百万円)

科 目	期 別	前連結会計年度	当連結会計年度
		(自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)	(自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー			
税金等調整前当期純利益		1,068	1,063
減価償却費		464	540
減損損失		186	—
持分法による投資損益(△は益)		△ 3	△ 4
貸倒引当金の増減(△)		△ 222	△ 1,235
退職給付引当金の増減額(△は減少)		20	△ 3
役員退職慰労引当金の増減額(△は減少)		30	1
睡眠預金払戻損失引当金の増減(△)		0	0
偶発損失引当金の増減(△)		△ 0	3
資金運用収益		△ 6,710	△ 6,461
資金調達費用		1,054	725
有価証券関係損益(△)		△ 409	△ 496
為替差損益(△は益)		△ 0	—
有形固定資産処分損益(△は益)		△ 36	0
無形固定資産売却損益(△は益)		3	5
貸出金の純増(△)減		△ 2,146	△ 4,093
預金の純増減(△)		415	14,368
譲渡性預金の純増減(△)		△ 1,000	—
借入金(劣後特約付借入金を除く)の純増減(△)		△ 233	418
預け金(日銀預け金を除く)の純増(△)減		1,389	△ 2,277
コールローン等の純増(△)減		△ 1,000	1,300
外国為替(資産)の純増(△)減		6	△ 9
外国為替(負債)の純増減(△)		0	—
普通社債発行及び償還による増減(△)		200	60
リース債権及びリース投資資産の純増(△)減		472	792
資金運用による収入		6,614	6,370
資金調達による支出		△ 1,124	△ 688
その他		△ 275	△ 269
小計		△ 1,233	10,111
法人税等の支払額		△ 73	△ 281
営業活動によるキャッシュ・フロー		△ 1,307	9,830
投資活動によるキャッシュ・フロー			
有価証券の取得による支出		△ 17,649	△ 37,114
有価証券の売却による収入		4,199	11,644
有価証券の償還による収入		15,279	17,127
有形固定資産の取得による支出		△ 539	△ 205
無形固定資産の取得による支出		△ 271	△ 101
有形固定資産の売却による収入		92	16
その他		△ 24	—
投資活動によるキャッシュ・フロー		1,086	△ 8,633
財務活動によるキャッシュ・フロー			
株式の発行による収入		—	473
リース債務の返済による支出		△ 7	△ 7
配当金の支払額		△ 232	△ 232
自己株式の取得による支出		△ 2	△ 5
自己株式の売却による収入		0	1
財務活動によるキャッシュ・フロー		△ 241	230
現金及び現金同等物に係る換算差額		0	—
現金及び現金同等物の増減額(△は減少)		△ 461	1,426
現金及び現金同等物の期首残高		4,865	4,404
現金及び現金同等物の期末残高		4,404	5,831

連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項

1 連結の範囲に関する事項

- (1) 連結子会社 1社
会社名 松江リース株式会社
- (2) 非連結子会社 0社

2 持分法の適用に関する事項

- (1) 持分法適用の非連結子会社 0社
- (2) 持分法適用の関連会社 1社
会社名 しまぎんユーシーカード株式会社
- (3) 持分法非適用の非連結子会社 0社
- (4) 持分法非適用の関連会社 0社

3 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の決算日は、3月末日であります。

4 会計処理基準に関する事項

- (1) 商品有価証券の評価基準及び評価方法
商品有価証券の評価は、時価法（売却原価は移動平均法により算定）により行っております。
- (2) 有価証券の評価基準及び評価方法
(イ) 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、その他有価証券のうち時価のある株式及び上場受益証券等については連結決算日前1ヵ月の市場価格等の平均に基づく時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）、また、それ以外については連結決算日の市場価格等に基づく時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）、時価を把握することが極めて困難と認められるものについては移動平均法による原価法により行っております。
なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。
- (ロ) 有価証券運用を主目的とする単独運用の金銭の信託において信託財産として運用されている有価証券の評価は、時価法により行っております。
- (3) デリバティブ取引の評価基準及び評価方法
デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。
- (4) 減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）

建物 定率法を採用し、税法基準の160%の償却率による。
ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物（建物附属設備を除く。）については、定額法を採用し、税法基準の160%の償却率による。

動産 定率法を採用し、税法基準の償却率による。

その他 税法の定める方法による。ただし、構築物は税法基準の160%の償却率による。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物：4年～50年

動産及びその他：3年～20年

連結子会社の有形固定資産については、資産の見積耐用年数に基づき、定率法により償却しております。

② 無形固定資産（リース資産を除く）

無形固定資産の減価償却は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、当行及び連結子会社で定める利用可能期間（5年）に基づいて償却しております。

③ リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」及び「無形固定資産」中のリース資産は、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(5) 貸倒引当金の計上基準

当行の貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下「破綻先」という。）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下、「実質破綻先」という。）に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（以下「破綻懸念先」という。）に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。

なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等の一部については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は2,538百万円であります。

連結子会社の貸倒引当金は、一般債権については過去の貸倒実績率等を勘案して必要と認められた額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額をそれぞれ引き当てております。

(6) 退職給付引当金の計上基準

退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。また、過去勤務債務及び数理計算上の差異の損益処理方法は以下のとおりであります。

過去勤務債務：発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（12年）による定率法により損益処理

数理計算上の差異：発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（12年）による定率法により翌連結会計年度から損益処理

なお、会計基準変更時差異については、15年による按分額を費用処理しております。

- (7) 役員退職慰労引当金の計上基準
役員退職慰労引当金は、内規に基づく期末要支給額を計上しております。
- (8) 睡眠預金払戻損失引当金の計上基準
睡眠預金払戻損失引当金は、利益計上した睡眠預金について預金者からの払戻請求に基づく払戻損失に備えるため、過去の払戻実績に基づく将来の払戻損失見込額を引当てております。
- (9) 偶発損失引当金の計上基準
偶発損失引当金は、責任共有制度による信用保証協会への負担金の支払いに備えるため、将来の負担金支払見積額を計上しております。
- (10) 外貨建資産・負債の換算基準
当行の外貨建資産・負債については、連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。連結子会社の外貨建資産・負債は該当ありません。
- (11) リース取引の収益・費用の計上基準
ファイナンス・リース取引に係る収益の計上基準については、リース料受取時に売上高と売上原価を計上する方法によっております。
- (12) 重要なヘッジ会計の方法
(イ) 金利リスク・ヘッジ
当行の金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号）に規定する繰延ヘッジによっております。また、一部の負債については、金利スワップの特例処理を行っております。ヘッジ有効性評価の方法については、相場変動を相殺するヘッジについて、ヘッジ対象となる預金・貸出金等とヘッジ手段である金利スワップ取引等を一定の（残存）期間毎にグルーピングのうえ特定し評価しております。また、キャッシュ・フローを固定するヘッジについては、ヘッジ対象とヘッジ手段の金利変動要素の相関関係の検証により有効性の評価をしております。
なお、当連結会計年度は当該ヘッジ会計の適用となる取引はございません。
- (ロ) 為替変動リスク・ヘッジ
当行の外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号）に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う通貨スワップ取引及び為替スワップ取引等をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。なお、当連結会計年度において当該ヘッジ会計の適用となる取引はございません。
- (13) 連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲
連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲は、連結貸借対照表上の「現金預け金」のうち現金及び日本銀行への預け金であります。
- (14) 消費税等の会計処理
当行及び連結子会社の消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更

（資産除去債務に関する会計基準）

当連結会計年度から「資産除去債務に関する会計基準」（企業会計基準第18号平成20年3月31日）及び「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第21号平成20年3月31日）を適用しております。
これにより、経常利益は4百万円、税金等調整前当期純利益は28百万円減少しております。

表示方法の変更

（連結損益計算書関係）

「連結財務諸表に関する会計基準」（企業会計基準第22号平成20年12月26日）に基づく「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令」（内閣府令第5号平成21年3月24日）の適用により、当連結会計年度では、「少数株主損益調整前当期純利益」を表示しております。

追加情報

当連結会計年度から「包括利益の表示に関する会計基準」（企業会計基準第25号平成22年6月30日）を適用しております。ただし、「その他の包括利益累計額」及び「その他の包括利益累計額合計」の前連結会計年度の金額は、「評価・換算差額等」及び「評価・換算差額等合計」の金額を記載しております。

注記事項

(連結貸借対照表関係)

- 1 有価証券には、関連会社の株式36百万円を含んでおります。
- 2 貸出金のうち、破綻先債権額は758百万円、延滞債権額は11,635百万円であります。
 なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払が遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。
 また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。
- 3 貸出金のうち、3カ月以上延滞債権額は18百万円であります。
 なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3カ月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。
- 4 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は598百万円あります。
 なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものであります。
- 5 破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は13,010百万円あります。
 なお、上記2から5に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。
- 6 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号）に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた銀行引受手形、商業手形及び買入外国為替は、売却又は（再）担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は、1,775百万円あります。
- 7 担保に供している資産は次のとおりであります。
 担保に供している資産
 リース債権及びリース投資資産 2,813百万円
 担保資産に対応する債務
 借入金 2,660百万円
 社債に対応する債務 260百万円
 上記のほか、為替決済、日本銀行歳入代理店等の取引の担保として、預け金9百万円及び有価証券17,705百万円を差し入れております。
 なお、その他資産のうち保証金は7百万円あります。
- 8 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、44,320百万円あります。このうち原契約期間が1年以内のものが9,879百万円あります。
 なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。
- 9 土地の再評価に関する法律（平成10年3月31日公布法律第34号）に基づき、当行の事業用土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。
 再評価を行った年月日 平成10年3月31日
 同法律第3条第3項に定める再評価の方法
 土地の再評価に関する法律施行令（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第1号及び4号に定める地価公示価格及び財産評価基本通達に基づいて、（奥行価格補正、時点修正、近隣売買事例による補正等）合理的な調整を行って算出。
 同法律第10条に定める再評価を行った事業用土地の当連結会計年度末における時価の合計額と当該事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額 1,993百万円
- 10 有形固定資産の減価償却累計額 6,748百万円
- 11 有形固定資産の圧縮記帳額 316百万円（当連結会計年度圧縮記帳額 一百万円）
- 12 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金1,500百万円が含まれております。
- 13 有価証券中の社債のうち、有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）による社債に対する保証債務の額は965百万円あります。
- 14 取締役及び監査役との間の取引による取締役及び監査役に対する金銭債権総額 77百万円

(連結損益計算書関係)

その他の経常費用には、株式等売却損24百万円及び株式等償却9百万円を含んでおります。

(連結包括利益計算書関係)

- 1 当連結会計年度の直前連結会計年度におけるその他の包括利益
- | | |
|--------------|----------|
| その他の包括利益 | 3,129百万円 |
| その他有価証券評価差額金 | 3,129百万円 |
- 2 当連結会計年度の直前連結会計年度における包括利益
- | | |
|--------------|----------|
| 包括利益 | 3,792百万円 |
| 親会社株主に係る包括利益 | 3,791百万円 |
| 少数株主に係る包括利益 | 0百万円 |

(連結株主資本等変動計算書関係)

1 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

(単位 千株)

	前連結会計年度末 株式数	当連結会計年度 増加株式数	当連結会計年度 減少株式数	当連結会計年度末 株式数	摘 要
発行済株式					
普通株式	46,560	920	41,904	5,576	(注) 1、2、3
合 計	46,560	920	41,904	5,576	
自己株式					
普通株式	140	6	130	16	(注) 1、4、5
合 計	140	6	130	16	

- (注) 1 平成22年9月30日を効力発生日として、当行株式10株を1株に併合しております。
- 2 発行済株式における当連結会計年度増加株式数は、800,000株の公募増資と120,000株の第三者割当増資による増加であります。
- 3 発行済株式における当連結会計年度減少株式数は、株式併合をしたことによるものであります。
- 4 自己株式の当連結会計年度増加株式数のうち、株式併合前に行った単元未満株式の買取りによる増加は4,405株、株式併合後は1,885株、株式併合に伴う割当端数株式の買取りによる増加は705株であります。
- 5 自己株式の当連結会計年度減少株式数のうち、株式併合前に行った単元未満株式の買増し請求による減少は925株、株式併合後は464株、株式併合による減少は129,317株であります。

2 配当に関する事項

(1) 当連結会計年度中の配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成22年6月25日 定時株主総会	普通株式	116	2.50	平成22年3月31日	平成22年6月28日
平成22年11月12日 取締役会	普通株式	116	25	平成22年9月30日	平成22年12月10日

(注) 平成22年9月30日を効力発生日として、当行株式10株を1株に併合しております。

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が当連結会計年度の末日後となるもの

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	配当の原資	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成23年6月28日 定時株主総会	普通株式	166	利益剰余金	30	平成23年3月31日	平成23年6月29日

(連結キャッシュ・フロー計算書関係)

(1) 現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

平成23年3月31日現在

現金預け金勘定	9,257百万円
定期預け金	△ 465百万円
普通預け金	△ 2,916百万円
その他	△ 44百万円
現金及び現金同等物	5,831百万円

(2) 重要な非資金取引の内容

該当事項はありません。

(リース取引関係)

ファイナンス・リース取引

所有権移転外ファイナンス・リース取引

(1) リース資産の内容

(ア) 有形固定資産

主として機械設備であります。

(イ) 無形固定資産

ソフトウェアであります。

(2) リース資産の減価償却の方法

連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項「4 会計処理基準に関する事項」の「(4) 減価償却の方法」に記載のとおりであります。

(金融商品関係)

1 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当行グループは、預金業務、貸出業務、投資信託の販売といった金融サービス事業を行っております。これらの事業を行うための資金は、預金を中心とありますが、一部借入金や社債による調達も行っております。このように、主として金利変動を伴う金融資産及び金融負債を有しているため、金利変動による不利な影響が生じないように、当行では、資産及び負債の総合的管理(ALM)を行っております。その一環として、デリバティブ取引も行っております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

当行グループが保有する金融資産は、主として国内の取引先及び個人に対する貸出金であり、顧客の契約不履行によってもたらされる信用リスクに晒されております。当期の連結決算日現在における貸出金のうち、11%は不動産業、物品賃貸業、7%は建設業に対するものであり、当該業種を巡る経済環境等の状況の変化により、契約条件に従った債務履行がなされない可能性があります。また、有価証券は、主に、債券、株式、受益証券等であり、純投資目的のほか、株式の一部は政策投資目的で保有しております。これらは、それぞれ発行体の信用リスク及び金利の変動リスク、市場価格の変動リスクに晒されております。

当行グループが保有する金融負債は、主として国内の取引先の預金であり、金利リスクを有しております。また、借入金等は、一定の環境の下で当行グループが市場を利用できなくなる場合など、支払期日にその支払いを実行できなくなる流動性リスクに晒されております。また、一部、変動金利の借入を行っており、金利の変動リスクに晒されております。

デリバティブ取引は、顧客に対して期限延長選択権を当行が有する仕組預金を設定する一方で、カウンターパーティーとの間で締結するキャンセルブルスワップ取引のみとなっており、株式、債券及び為替関連の取引はありません。なお、本スワップ取引は金融商品会計における「金利スワップの特例処理」の対象取引であり、当該スワップ取引の時価の変動は当行財務に影響を及ぼしません。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスクの管理

当行グループは、当行の融資業務関連規程及び信用リスクに関する管理諸規程に従い、貸出金について、個別案件ごとの与信審査、内部格付、取引方針及び与信限度、信用情報管理、保証や担保の設定、問題債権への対応など信用管理に関する体制を整備し運営しております。これらの与信管理は、各営業店のほか審査管理グループにより行われ、また、定期的に経営陣による経営会議や取締役会を開催し、審議・報告を行っております。さらに、与信管理の状況については、業務監査室がチェックしております。

有価証券の発行体の信用リスク及びデリバティブ取引のカウンターパーティーリスクに関しては、市場営業グループにおいて、信用情報や時価の把握を定期的に行うことで管理しております。

② 市場リスクの管理

(i) 金利リスクの管理

当行グループは、ALMによって金利の変動リスクを管理しております。ALMに関する規程及び細則等において、リスク管理方法や手続等の詳細を明記しており、取締役会等において決定されたALMに関する方針に基づき、取締役会等において実施状況の把握・確認、今後の対応等の協議を行っております。日常的にはリスク管理室において金融資産及び負債の金利や期間を総合的に把握し、ギャップ分析や金利感応度分析等によりモニタリングを行い、月次ベースで取締役会等に報告しております。

(ii) 価格変動リスクの管理

有価証券の保有については、取締役会等の方針に基づき、取締役会の監督の下、職務権限規程に従い行われております。このうち、市場営業グループでは、事前審査、運用限度額の設定のほか、継続的なモニタリングを通じて、価格変動リスクの軽減を図っております。市場営業グループで保有している株式の多くは、純投資目的で保有しているものであり、運用状況、市場環境等をモニタリングしております。これらの情報はリスク管理室を通じ、取締役会等において定期的に報告されております。また、ロスカット規程に基づき、アラーム基準とロスカット基準の抵触を管理し、損失拡大を防止する体制としております。

(iii) デリバティブ取引

デリバティブ取引は、本部職務権限基準を定めた内部規程に基づき取組んでおります。市場営業グループがその取引執行と管理を行い、取引の状況は日々バック部門担当が市場営業グループ担当役員及びリスク管理室へ、月1回取締役会に報告し、目的外使用、一定の限度額や想定する資産の額を超えた取引を行うことを防止する体制としております。また、ロスカット規程に基づき、アラーム基準とロスカット基準の抵触を管理し、損失拡大を防止する体制としております。

(iv) 市場リスクに係る定量的情報

当行では、保有する金融資産・負債について、内部管理上、VaRを算定し、定量的分析に利用しております。

VaRの算定にあたっては、分散共分散法（保有期間40日、信頼区分99.0%、観測期間240日、コア預金考慮なし）を採用しております。

平成23年3月31日（当期の連結決算日）現在で、当行保有の金融資産・負債の市場リスク量（損失額の推計値）は、金利リスク量が2,703百万円、株リスク量が1,534百万円、全体で2,558百万円（相関考慮後）であります。

なお、VaRは過去の相場変動をベースに統計的に算出した一定の発生率での市場リスクを計測しており、通常では考えられないほどに市場環境が激変する状況下におけるリスクは捕捉できない場合があります。

③ 資金調達に係る流動性リスクの管理

当行は、ALMを通して、適時に資金管理を行うほか、資金調達手段の多様化、市場状況を考慮した長短の調達バランスの調整などによって、流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等による場合、当該価額が異なることもあります。

2 金融商品の時価等に関する事項

平成23年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められる非上場株式等は、次表には含めておりません（注2）参照。また、重要性の乏しい科目については、記載を省略しております。

（単位 百万円）

	連結貸借対照表計上額	時 価	差 額
(1) 現金預け金	9,257	9,257	—
(2) コールローン及び買入手形	8,700	8,700	—
(3) 有価証券			
満期保有目的の債券	11,001	11,184	182
その他有価証券	75,686	75,686	—
(4) 貸出金	234,128		
貸倒引当金（※）	△ 4,835		
	229,292	230,976	1,683
資産計	333,938	335,804	1,866
(1) 預金	325,230	326,009	779
(2) 借入金	5,147	5,148	1
負債計	330,377	331,157	780
デリバティブ取引			
ヘッジ会計が適用されていないもの	(—)	(—)	—
ヘッジ会計が適用されているもの	—	—	—
デリバティブ取引計	—	—	—

（※）貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

（注1）金融商品の時価の算定方法

資 産

(1) 現金預け金

満期のない預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。満期のある預け金については、約定期間が短期間（1年以内）であり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(2) コールローン及び買入手形

これらは、約定期間が短期間（翌日物）であり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(3) 有価証券

株式は取引所の価格、債券は「日本証券業協会」が公表する価格、合理的に算定された価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。投資信託は公表されている基準価格又は合理的に算定された価格によっております。

自行保証付私募債は、内部格付、期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額を同様の新規貸出を行った場合に想定される利率で割り引いて時価を算定しております。

変動利付国債の時価については、昨今の市場環境を踏まえた検討の結果、引続き市場価格を時価とみなせない状況にあると判断し、当連結会計年度末においては、合理的に算定された価額をもって連結貸借対照表計上額としております。これにより、市場価格をもって連結貸借対照表計上額とした場合に比べ、「有価証券」は264百万円増加、「その他有価証券評価差額金」は264百万円増加しております。

変動利付国債の合理的に算定された価額は、国債の利回等から見積もった将来キャッシュ・フローを同利回りに基づく割引率を用いて割引くことにより算定しており、国債の利回り及びスワップション・ボラティリティが主な価格決定変数であります。

当価額は、情報ベンダーより入手しており、その適切性を検証のうえ利用しております。

なお、保有目的ごとの有価証券に関する注記事項については「(有価証券関係)」に記載しております。

(4) 貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていない限り、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。固定金利によるものは、貸出金の種類及び内部格付、期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額を同様の新規貸出を行った場合に想定される利率で割り引いて時価を算定しております。なお、割引手形及び手形貸付は、約定期間が短期間（1年以内）であり、時価は帳簿価額と近似していること

から、当該帳簿価額を時価としております。

また、破綻先、実質破綻先及び現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に対する債権等については、見積将来キャッシュ・フローの現在価値又は担保及び保証による回収見込額に基づいて貸倒見積高を算定しているため、時価は連結決算日における連結貸借対照表価額から現在の貸倒見積高を控除した金額に近似しており、当該価額を時価としております。

貸出金のうち、当該貸出を担保資産の範囲内に限るなどの特性により、返済期限を設けていないものについては、返済見込み期間及び金利条件等から、時価は帳簿価額に近似しているものと想定されるため、帳簿価額を時価としております。

負債

(1) 預金

要求払預金については、連結決算日に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価とみなしてしております。また、定期預金の時価は、一定の期間ごとに区分して、将来のキャッシュ・フローを割り引いて現在価値を算定してしております。その割引率は、新規に預金を受け入れる際に使用する利率を用いております。

(2) 借入金

借入金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映し、また、当行及び連結子法人等の信用状態は実行後大きく異なっていないことから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額を時価としております。固定金利によるものは、一定の期間ごとに区分した当該借入金の元利金の合計額（※）を同様の借入において想定される利率で割り引いて現在価値を算定してしております。なお、約定期間が短期間（1年以内）のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

（※）金利スワップの特例処理の対象とされた借入金については、その金利スワップのレートによる元利金の合計額

（注2）時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品は次のとおりであり、金融商品の時価情報の「資産（3）その他有価証券」には含まれておりません。

（単位 百万円）

区分	連結貸借対照表計上額
①非上場株式（※1）（※2）	256
②関連会社株式	36
③組合出資金（※3）	86
合計	379

（※1）非上場株式については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから時価開示の対象とはしておりません。

（※2）当連結会計年度において、非上場株式について0百万円減損処理を行っております。

（※3）組合出資金のうち、組合財産が非上場株式など時価を把握することが極めて困難と認められるもので構成されているものについては、時価開示の対象とはしておりません。

（注3）金銭債権及び満期のある有価証券の連結決算日後の償還予定額

（単位 百万円）

	1年以内	1年超 3年以内	3年超 5年以内	5年超 7年以内	7年超 10年以内	10年超
預け金	3,544	—	—	—	—	—
コールローン及び買入手形	8,700	—	—	—	—	—
有価証券						
満期保有目的の債券	953	842	462	290	5,847	2,649
うち国債	—	—	—	—	5,500	—
社債	653	842	462	290	347	1,149
その他	300	—	—	—	—	1,500
その他有価証券のうち						
満期のあるもの	6,013	12,392	11,535	6,067	21,059	7,127
うち国債	700	3,050	2,623	4,100	15,600	5,000
地方債	961	2,122	787	558	1,819	743
社債	3,764	6,272	6,266	1,039	3,092	1,383
その他	586	946	1,858	370	547	—
貸出金（※）	57,664	41,757	30,341	22,981	25,505	46,896
合計	76,875	54,992	42,339	29,339	52,412	56,673

（※）貸出金のうち、延滞が生じている債権1,828百万円、期間の定めのないもの7,151百万円は含めておりません。

（注4）借入金及びその他の有利子負債の連結決算日後の返済予定額

（単位 百万円）

	1年以内	1年超 3年以内	3年超 5年以内	5年超 7年以内	7年超 10年以内	10年超
預金（※）	267,466	47,165	10,557	7	14	19
借入金	1,788	1,406	451	1,500	—	—
合計	269,255	48,572	11,008	1,507	14	19

（※）預金のうち、要求払預金については、「1年以内」に含めて開示してあります。

(退職給付関係)

1 採用している退職給付制度の概要

当行は、確定給付型の制度として規約型確定給付企業年金制度を設定しております。

連結子会社については、中小企業退職金共済制度に加入しており、退職給付債務の計算は行っておりません。

2 退職給付債務に関する事項

(単位 百万円)

区 分	当連結会計年度(平成23年3月31日)	
	金 額	
退職給付債務 (A)	△ 1,701	
年金資産 (B)	1,096	
未積立退職給付債務 (C) = (A) + (B)	△ 605	
会計基準変更時差異の未処理額 (D)	189	
未認識数理計算上の差異 (E)	205	
未認識過去勤務債務 (F)	△ 41	
連結貸借対照表計上額純額 (G) = (C) + (D) + (E) + (F)	△ 251	
前払年金費用 (H)	—	
退職給付引当金 (G) - (H)	△ 251	

3 退職給付費用に関する事項

(単位 百万円)

区 分	当連結会計年度(平成23年3月31日)	
	金 額	
勤務費用	79	
利息費用	39	
期待運用収益	△ 30	
過去勤務債務の費用処理額	△ 8	
数理計算上の差異の費用処理額	33	
会計基準変更時差異の費用処理額	47	
その他(臨時に支払った退職金等)	—	
退職給付費用	160	

4 退職給付債務等の計算の基礎に関する事項

区 分	当連結会計年度(平成23年3月31日)
(1) 割引率	2.4%
(2) 期待運用収益率	3.00%
(3) 退職給付見込額の期間配分方法	期間定額基準
(4) 過去勤務債務の額の処理年数	12年 (発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数による定率法による)
(5) 数理計算上の差異の処理年数	12年 (発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数による定率法による)
(6) 会計基準変更時差異の処理年数	15年

(税効果会計関係)

1 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
貸倒引当金損金算入限度超過額	1,656百万円
貸出金償却損金不算入額	536百万円
減価償却費損金算入限度超過額	235百万円
有価証券償却損金不算入額	101百万円
退職給付引当金損金算入限度超過額	101百万円
その他	304百万円
繰延税金資産小計	2,936百万円
評価性引当額	△ 1,609百万円
繰延税金資産合計	1,327百万円
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	187百万円
その他	9百万円
繰延税金負債合計	196百万円
繰延税金資産の純額	1,131百万円

2 連結財務諸表提出会社の法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主な項目別の内訳

当該差異が法定実効税率の5/100以下のため、記載しておりません。

(資産除去債務関係)

資産除去債務のうち連結貸借対照表に計上しているもの

イ 当該資産除去債務の概要

店舗等の不動産賃貸借契約に伴う原状回復義務等であります。

ロ 当該資産除去債務の金額の算定方法

使用見込期間を不動産賃貸借契約期間として、契約期間に対応するスワップ金利を使用して資産除去債務の金額を計算しております。

ハ 当連結会計年度における当該資産除去債務の総額の増減

期首残高(注)	50百万円
有形固定資産の取得に伴う増加額	—百万円
時の経過による調整額	0百万円
資産除去債務の履行による減少額	—百万円
期末残高	50百万円

(注) 当連結会計年度から「資産除去債務に関する会計基準」(企業会計基準第18号 平成20年3月31日)及び「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第21号 平成20年3月31日)を適用したことにより、期首時点の残高を記載しております。

(1株当たり情報)

		当連結会計年度(自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)
1株当たり純資産額	円	2,448.50
1株当たり当期純利益金額	円	139.04

(注) 1 1株当たり純資産額の算定上の基礎は、次のとおりであります。

		当連結会計年度末(平成23年3月31日)
1株当たり純資産額		
純資産の部の合計額	百万円	13,629
純資産の部の合計額から控除する金額	百万円	17
(うち少数株主持分)	百万円	17
普通株式に係る期末の純資産額	百万円	13,612
1株当たり純資産額の算定に用いられた期末の普通株式の数	千株	5,559

2 1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、次のとおりであります。

		当連結会計年度 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)
1株当たり当期純利益金額		
当期純利益	百万円	650
普通株主に帰属しない金額	百万円	—
普通株式に係る当期純利益	百万円	650
普通株式の期中平均株式数	千株	4,681

3 なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式がないので記載しておりません。

4 平成22年9月30日を効力発生日として、当行株式10株を1株に併合しております。このため、当連結会計年度における普通株式の平均株式数及び1株当たり当期純利益金額につきましては、当該併合が当連結会計年度の開始日に行われたと仮定した場合の平均株式数及び1株当たり当期純利益金額を記載しております。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

連結リスク管理債権額

(単位 百万円)

債権の区分	平成21年度	平成22年度
破綻先債権額	918	758
延滞債権額	12,696	11,635
3か月以上延滞債権額	10	18
貸出条件緩和債権額	122	598
合計	13,748	13,010

セグメント情報

事業の種類別セグメント情報

前連結会計年度(自平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)

(単位 百万円)

	銀行業	リース業	その他の事業	計	消去又は全社	連結
I 経常収益						
(1) 外部顧客に対する 経常収益	8,058	2,389	3	10,451	—	10,451
(2) セグメント間の内部 経常収益	42	56	—	98	(98)	—
計	8,100	2,445	3	10,549	(98)	10,451
経常費用	7,031	2,348	—	9,380	(99)	9,281
経常利益	1,068	96	3	1,169	0	1,169
II 資産、減価償却費、減損 損失及び資本的支出						
資産	330,714	6,752	—	337,467	(2,463)	335,003
減価償却費	359	104	—	464	—	464
減損損失	186	—	—	186	—	186
資本的支出	845	538	—	1,384	—	1,384

(注) 1 一般企業の売上高及び営業利益に代えて、それぞれ経常収益及び経常利益を記載しております。

2 各事業の主な内容は次のとおりであります。

(1) 銀行業……………銀行業 (2) リース業……………リース業 (3) その他の事業…クレジットカード業

当連結会計年度(自平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)

(単位 百万円)

	銀行業	リース業	その他の事業	計	消去又は全社	連結
I 経常収益						
(1) 外部顧客に対する 経常収益	7,750	2,434	4	10,190	—	10,190
(2) セグメント間の内部 経常収益	29	63	—	93	(93)	—
計	7,780	2,498	4	10,283	(93)	10,190
経常費用	6,822	2,439	—	9,261	(95)	9,166
経常利益	957	58	4	1,021	2	1,024
II 資産、減価償却費、減損 損失及び資本的支出						
資産	346,592	5,919	—	352,511	(1,975)	350,536
減価償却費	434	106	—	540	—	540
減損損失	—	—	—	—	—	—
資本的支出	486	531	—	1,018	—	1,018

(注) 1 一般企業の売上高及び営業利益に代えて、それぞれ経常収益及び経常利益を記載しております。

2 各事業の主な内容は次のとおりであります。

(1) 銀行業……………銀行業 (2) リース業……………リース業 (3) その他の事業…クレジットカード業

所在地別セグメント情報

当行グループ(当行及び当行の関係会社)は本邦でのみ営業を営んでいるため、所在地別セグメント情報の記載を省略しております。

国際業務経常収益

国際業務経常収益が連結経常収益の10%未満のため、国際業務経常収益の記載を省略しております。

バーゼルⅡ 第3の柱(市場規律)に基づく開示

銀行法施行規則(昭和57年大蔵省令第10号。以下「規則」という。)第19条の2第1項第5号ニ及び第19条の3第1項第3号ハに規定する自己資本の充実の状況について金融庁長官が別に定める事項(平成19年3月23日金融庁告示第15号、いわゆるバーゼルⅡ第3の柱(市場規律))として、事業年度に係る説明書類に記載すべき事項を当該告示に則り、本章で開示しております。

【定性的な開示事項】

1. 連結の範囲に関する事項

- イ.自己資本比率告示第26条に規定する連結自己資本比率を算出する対象となる会社の集団に属する会社と連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則(昭和51年大蔵省令第28号。以下「連結財務諸表規則」という。)に基づき連結の範囲に含まれる会社との相違点
- ・連結財務諸表規則に基づき連結の範囲に含まれる会社のうち、自己資本比率告示第26条第1項に該当し、「連結財務諸表規則第5条第2項の規定を適用しないものとする」としている金融子会社及び同条第2項に該当し、保険子法人等として連結グループより除かれている子法人等はありません。

ロ.連結子会社の数並びに連結子会社の名称及び主要な業務の内容

連結子会社数	連結子会社の名称及び業務の内容
1社	松江リース株式会社(リース業)

ハ.自己資本比率告示第32条が適用される金融業務を営む関連法人等の数並びに主要な金融業務を営む関連法人等の名称及び主要な業務の内容

- ・該当事項はありません。

ニ.自己資本比率告示第31条第1項第2号イからハまでに掲げる控除項目の対象となる会社の数並びに主要な会社の名称及び主要な業務の内容

- ・該当事項はありません。

ホ.銀行法(昭和56年法律第59号。以下「法」という。)第16条の2第1項第11号に掲げる会社のうち従属業務を専ら営むもの又は同項第12号に掲げる会社であって、連結子会社に属していない会社の数並びに主要な会社の名称及び主要な業務の内容

- ・該当事項はありません。

ヘ.連結子会社内の資金及び自己資本の移動に係る制限等の概要

- ・連結子会社内の資金及び自己資本の移動に係る制限等はありません。

2. 自己資本調達手段の概要

自己資本調達手段		概要
普通株式	5百万株	完全議決権株式
期限付劣後債務	1,500百万円	Tier II(補完的項目)への算入額 1,500百万円
劣後特約付借入金		

3. 自己資本の充実度に関する評価方法の概要

当行では、自己資本管理が戦略目標の達成に重大な影響を与えることを十分に認識し、自己資本充実度の評価・モニタリング・コントロール手法等の重要性を踏まえ、自己資本管理の状況を的確に認識し、適正な自己資本管理態勢を整備・確立することにより、リスクに見合った十分な自己資本の維持・増強を図ることを目的に、「自己資本管理規程」を制定し、半期毎に、経営計画、自己資本計画を踏まえ、各リスク量が自己資本の範囲内に収まるよう「リスク資本計画」を策定しております。

その「リスク資本計画」で定めているリスク資本配賦額に対し、各リスク資本の使用額を月次でモニタリングし、取締役会に報告しているほか、四半期毎に、複数のリスクシナリオに基づくストレス・テストを実施することにより自己資本の充実度を評価し、問題点等改善すべき点の有無を確認するなど、十分な自己資本を確保するよう努めております。

4. 信用リスクに関する事項

イ. リスク管理の方針及び手続の概要

信用リスクとは、信用供与先の財務状況の悪化等により資産（オフ・バランス含む。以下同じ）の価値が減少ないし消失し、損失を被るリスクをいいます。

当行では、信用リスク管理態勢の整備・確立は、業務の健全性及び適切性の観点から極めて重要であることを認識し、次に掲げる項目を管理することとしております。

(1) 与信先に対する中間管理

信用格付を有効活用することによる個々の与信先管理。

(2) ポートフォリオ管理

「(1) 与信先に対する中間管理」が個々の与信先管理であるのに対して、小口分散等を中心としたポートフォリオ管理。

(3) 担保・保証管理

デフォルト時の損失を最小化する管理。

具体的な管理方法等については、与信先の財務状況、資金使途及び返済財源等を的確に把握するとともに、与信案件のリスク特性を踏まえて適切な審査及び管理を行うこと、中小・零細企業等である与信先については、継続的な企業訪問等を通じて企業の技術力・販売力や経営者の資質といった定性的な情報を含む経営実態の十分な把握と債権管理に努め、きめ細かな経営相談及び経営指導等を通じて積極的に企業・事業再生に取り組むこととしております。

個別債務者の信用リスクについては、融資基本方針に基づく「信用格付制度」を基盤とした信用リスク管理の強化を行っており、与信先の財務状況や定性要因を客観的に評価し、信用度を表す指標として信用格付ランクを決定しているほか、信用格付対象先については、信用格付ランク、保全状況、取引状況等を総合的に勘案した上で、信用格付有効期限内の取引方針及び与信限度額を決定するなど、案件審査や与信管理に活用しております。

銀行全体の与信ポートフォリオ管理については、業種別、地域別等の偏り、信用度等のモニタリングを定期的を実施しているほか、信用格付の評価に基づき信用リスクの計量化を行っており、半期毎に策定する「リスク資本計画」の枠組みの中で、配賦されたリスク資本に対する使用状況をモニタリングし、その状況について定期的に取り締り会等に報告しております。また、与信ガイドラインを設定し、大口与信先管理の強化と小口分散促進による与信集中リスクの軽減を図るとともに、リスクに応じた濃淡のある与信管理態勢を構築しております。

問題債権として管理が必要な債権については、早期に把握するとともに、当行の経営の健全性に与える影響を認識し、必要に応じて再建計画の策定の指導や整理・回収に努めております。

ロ. 自己査定と償却・引当

当行では、金融検査マニュアル等に即した自己査定基準及び償却・引当基準を定めており、自己査定を行い、適切な償却・引当を行っております。

資産の自己査定については、各営業店が第一次の査定を行い、専担部門が第二次の査定及びその結果に基づく償却・引当の算定を行っております。

貸倒引当金は、償却・引当基準に基づいて計上しており、債務者区分が「正常先」「要注意先」に該当する債権については、一定の種類毎に分類し、期末債権額に、過去の貸倒実績率に基づき算出した予想損失率を乗じた額を予想損失額として見積り、一般貸倒引当金に計上しております。「破綻懸念先」に該当する債権については、担保・保証等により回収が見込まれる部分以外の額に、過去の貸倒実績率に基づき算出した予想損失率、又は、その予想損失率に対して個別債務者毎に必要な修正を行って決定した予想損失率を乗じた額を予想損失額として見積り、個別貸倒引当金に計上しております。「破綻先」「実質破綻先」に該当する債権については、担保・保証等により回収が見込まれる部分以外の額を予想損失額として、直接償却又は個別貸倒引当金に計上を行っております。

連結子会社の貸倒引当金は、一般債権については過去の貸倒実績率等を勘案して必要と認められた額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額をそれぞれ引き当てております。

ハ. 標準的手法が適用されるポートフォリオに関する事項

当行では、保有資産のリスク・ウェイトを判定する上で、エクスポージャーごとに以下の適格格付機関を使用しています。

エクスポージャー区分	適格格付機関の名称
法人向けエクスポージャー	(株)格付投資情報センター (R&I)、(株)日本格付研究所 (JCR)
法人向けエクスポージャー以外のエクスポージャー	(株)格付投資情報センター (R&I)、(株)日本格付研究所 (JCR)、ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク (Moody's)、スタンダード・アンド・プアーズ・レーティング・サービスズ (S&P)

但し、複数の資産を裏付けとする資産（いわゆる「ファンド」）については、適格格付機関5社の中から、各投信会社が定めた適格格付機関を使用しています。

5. 信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続の概要

信用リスクの削減手法とは、担保、保証、貸出金と預金の相殺、クレジット・デリバティブ等により、保有債権のリスクを削減する手法をいいます。

当行では、貸出等の与信行為を行うにあたり、返済可能性に関する十分な検証を行っておりますが、その上で、信用リスクを軽減するために、担保や保証等をいただくことがあります。当行が適用している担保や保証の種類としては、担保では預金、有価証券、不動産等があり、不動産担保が大半を占めております。保証では、信用保証協会、信用保証会社、クレジット会社、政府関係機関及び、地方公共団体による保証が主となっております。担保・保証の評価や管理等の手続については、当行が定める「融資業務規程」「融資業務取扱要領」等の行内規程に基づいて、適切な取扱いを行っております。特に不動産については、安全性（貸付期間中に滅失することのないもの）、流動性（いつでも処分、換金の可能性のあるもの）、確実性（権利変動等がなく、安定的価格を保持し、管理も十分行えるもの）の要件に留意し、厳正な担保評価を行うべく、「不動産担保評価規程」等の詳細な規程を定めています。

また、貸出金と預金の相殺を行う取引としては、手形貸付、割引手形、証書貸付、当座貸越、債務保証、外国為替、デリバティブ取引を対象としており、「融資業務取扱要領」等の行内規程に基づいて手続を行っております。

なお、自己資本比率算出にあたっては、「自己資本管理規程」「信用リスク・アセット算出要領」を制定し、金融庁告示の要件を満たす適格担保及び適格保証、及び、貸出金と自行預金の相殺を、信用リスク削減手法として適用し、リスク・アセットを削減しております。適格担保の内容としては自行預金、国債、上場株式等、適格保証の内容としては住宅金融支援機構や政府関係機関、地方公共団体の保証などが主なものであります。

信用リスク削減手法の適用に伴う信用リスクの集中に関しましては、特定の信用リスク削減手法に偏ることなく、信用リスクは分散されております。

6. 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関するリスク管理方針及び手続の概要

当行における派生商品取引としては、金利スワップ取引があります。金利スワップ取引は顧客に対して期限延長権を当行が有する仕組預金を設定する一方で、カウンターパーティとの間で締結するキャンセルアブルスワップ取引です。信用リスクの対応として、取引相手を限定し、当該取引のカウンターパーティとの間で「相互支払取引に係る信用補完契約」を締結し双方が担保を差入れることにより取引相手の信用リスクを補完しています。

また、当行では長期決済期間取引に該当する取引は行っておりません。

7. 証券化エクスポージャーに関する事項

イ.証券化エクスポージャーに関するリスク管理の方針及び手続の概要

当行では、投資家としてのみ証券化取引に関与しており、その会計処理については「金融商品に関する会計基準」等の一般的に認められる会計基準に従って行っております。

ロ.証券化エクスポージャーの信用リスク・アセット額算出に使用する方式

当行では、「標準的手法」により証券化エクスポージャーの信用リスク・アセット額を算出しております。

ハ.証券化エクスポージャーのリスク・ウェイト判定に使用する適格格付機関の名称

証券化エクスポージャーのリスク・ウェイトの判定には、適格格付機関である(株)格付投資情報センター (R&I)、(株)日本格付研究所 (JCR)、ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク (Moody's)、スタンダード・アンド・プアーズ・レーティング・サービスズ (S&P) の格付を使用しております。なお、証券化エクスポージャーの種類に応じた適格格付機関の使い分けは行っておりません。

8. オペレーショナル・リスクに関する事項

イ.オペレーショナル・リスク管理の方針及び手続の概要

オペレーショナル・リスクとは、業務の過程、役職員の活動もしくはシステムが不適切であること又は外生的な事象により損失を被るリスクをいいます。

当行では、「統合的リスク管理規程」に基づく「統合的リスク管理細則」を制定し、オペレーショナル・リスク管理については、総合的にリスクを特定し、リスクの顕在化を未然に防止したり、顕在化したリスクを早期発見・処置したりするコントロールプロセスを構築し、銀行業務すべてに関する事故・損失を最小限に抑止することを基本方針としています。

具体的な管理体制としては、オペレーショナル・リスクを事務リスク、システムリスク、法務リスク、人的リスク、有形資産リスク、風評リスクの6つに分けて捉え「統合的リスク管理細則」に基づき、各リスクの所管部署を定め、当行が直面するオペレーショナル・リスクを把握・認識し、リスクの軽減等に努めるとともに、事務ミス等のオペレーショナル・リスクの状況については、定期的に取り締役に報告しております。

ロ.オペレーショナル・リスク相当額算出に使用する手法

当行及び当行グループでは、自己資本比率算出上のオペレーショナル・リスク相当額の算出にあたっては、「基礎的手法」(注)

を採用しております。

(注)「基礎的手法」とは、自己資本比率算出において、オペレーショナル・リスク相当額を算出するための一手法であり、1年間の粗利益の15%の最近3年間の平均値をオペレーショナル・リスク相当額とするものです。

9. 株式等に関するリスク管理の方針及び手続の概要

株式等のリスク管理につきましては、市場リスク管理担当部門において、定期的にリスクを計測し、その状況について、経営への報告を行っております。

株式等の価格変動リスクの計測は、上場株式等につきましては、バリュー・アット・リスク (VaR) を基本とし、観測期間1年、保有期間は40営業日、信頼水準99%としております。

株式等の評価については、その他有価証券のうち時価のあるもののうち、株式及び上場受益証券については決算日前1ヵ月の市場価格等に基づく時価法、それ以外については当事業年度末日における市場価格等に基づく時価法によって行っております。時価のないものについては移動平均法による原価法又は償却原価法により行っております。また、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

株式等について、会計方針等を変更した場合は、財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第8条の3に基づき、変更の理由や影響額について財務諸表の注記に記載しております。

なお、当行が保有する子会社株式、並びに連結子会社が保有する株式等は全て時価のない株式等となっております。

10. 銀行勘定における金利リスクに関する事項

イ.市場リスクのリスク管理の方針及び手続の概要

市場リスクとは、金利、為替及び株式等の様々な市場のリスク・ファクターの変動により資産・負債(オフ・バランスを含む。以下同じ)の価値が変動し、損失を被るリスク及び資産・負債から生み出される収益が変動し損失を被るリスクをいいます。

当行では、「統合的リスク管理規程」に基づく「統合的リスク管理細則」を制定し、銀行全体の収益力向上に資する市場取引の実施とそれに沿った市場リスク管理を行うことを基本方針として、現状のポジションや損益状況を把握し、かつ今後の見通しを踏まえ、リスク量を適切にコントロールしながら、収益増強を目指しております。

市場リスクを適切にコントロールするため、半期毎に「リスク資本計画」の枠組みの中で、市場リスク量について、配賦されたリスク資本に対する使用状況をモニタリングし、その状況について定期的に取締役会に報告しております。

また、ストレス・テストやシミュレーション分析を行い、金利・株式市場が大きく変動した場合に、当行が抱える市場リスク量や、当行の損益がどのように変動するかを試算し、これらについても、定期的に取締役会に報告しております。

ロ.銀行勘定における金利リスクの算定方法の概要

当行では、バンキング勘定全体の資産・負債における金利リスクを算定するにあたり、計量可能なリスクについては、VaR分析(注1)、BPV分析(注2)及びギャップ分析(注3)などの計測手法を用いて、計量しております。また、バックテストにより、計量結果の検証を行っております。

(注1) バリュー・アット・リスク (VaR) …一定の確率の下での予想最大損失額

(注2) ベーシス・ポイント・バリュー (BPV) …金利が0.01%変化した場合の時価損益の変化

(注3) ギャップ分析…資産負債の残高を将来の金利改定期ごとに集計して、そのギャップを分析する手法

なお、金利リスクの算定にあたっては、預金や貸出金の期限前解約・返済は考慮していません。また、普通預金など満期のない預金については、期間を3か月以内として算定しています。

【定量的な開示事項】(平成23年3月期)

1. 非連結子会社で控除項目の対象となる会社のうち、規制上の所要自己資本を下回った会社の名称と所要自己資本を下回った額の総額

該当会社はございません。

2. 自己資本の構成及び自己資本比率に関する事項

自己資本比率は、平成19年3月31日から、銀行法第14条の2の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準(平成18年金融庁告示第19号。以下、「告示」という。)に定められた算式に基づき、算出しております。

なお、当行は、国内基準を適用のうえ、信用リスク・アセットの算出においては標準的手法を採用しております。

単体自己資本比率(国内基準)

(単位:百万円、%)

項 目		平成22年3月31日	平成23年3月31日
基本的項目 (Tier1)	資本金	6,400	6,636
	うち非累積的永久優先株	—	—
	新株式申込証拠金	—	—
	資本準備金	235	472
	その他資本剰余金	—	—
	利益準備金	310	357
	その他利益剰余金	3,845	4,176
	その他	—	—
	自己株式(△)	36	41
	自己株式申込証拠金	—	—
	社外流出予定額(△)	116	166
	その他有価証券の評価差損(△)	—	—
	新株予約権	—	—
	営業権相当額(△)	—	—
	のれん相当額(△)	—	—
	企業結合により計上される無形固定資産相当額(△)	—	—
	証券化取引に伴い増加した自己資本相当額(△)	—	—
計 (A)	10,638	11,435	
うちステップ・アップ金利条項付の優先出資証券等(注1)	—	—	
補完的項目 (Tier2)	土地の再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の45%相当額	796	796
	一般貸倒引当金	443	542
	負債性資本調達手段等	1,500	1,500
	うち永久劣後債務(注2)	—	—
	うち期限付劣後債務及び期限付優先株(注3)	1,500	1,500
	計	2,739	2,838
うち自己資本への算入額 (B)	2,739	2,838	
控除項目	控除項目(注4) (C)	77	76
自己資本額 (D)	(A) + (B) - (C)	13,301	14,197
リスク・アセット等	資産(オン・バランス)項目	130,859	135,127
	オフ・バランス取引等項目	2,394	1,742
	信用リスク・アセットの額 (E)	133,253	136,870
	オペレーショナル・リスク相当額に係る額((G)/8%)(注5) (F)	11,496	11,261
	(参考) オペレーショナル・リスク相当額 (G)	919	900
計 (E) + (F) (H)	144,750	148,131	
単体自己資本比率(国内基準) = D/H × 100 (%)		9.18	9.58
Tier1比率 = A/H × 100 (%)		7.34	7.71

(注) 1. 告示第40条第2項に掲げるもの、すなわち、ステップ・アップ金利等の特約を付すなど償還を行う蓋然性を有する株式等(海外特別目的会社の発行する優先出資証券を含む。)であります。

2. 告示第41条第1項第3号に掲げる負債性資本調達手段で次に掲げる性質の全てを有するものであります。

(1) 無担保で、かつ、他の債務に劣後する払込済のものであること

(2) 一定の場合を除き、償還されないものであること

(3) 業務を継続しながら損失の補てんに充当されるものであること

(4) 利払い義務の延期が認められるものであること

3. 告示第41条第1項第4号及び第5号に掲げるものであります。ただし、期限付劣後債務は契約時における償還期間が5年を超えるものに限りております。

4. 告示第43条第1項第1号から第5号に掲げるものであります。

5. オペレーショナル・リスクの算定は、基礎的手法を採用しております。

連結自己資本比率(国内基準)

(単位:百万円、%)

項 目		平成22年3月31日	平成23年3月31日
基本的項目 (Tier1)	資本金	6,400	6,636
	うち非累積的永久優先株	—	—
	新株式申込証拠金	—	—
	資本剰余金	235	472
	利益剰余金	4,774	5,193
	自己株式(△)	36	41
	自己株式申込証拠金	—	—
	社外流出予定額(△)	116	166
	その他有価証券の評価差損(△)	—	—
	為替換算調整勘定	—	—
	新株予約権	—	—
	連結子法人等の少数株主持分	17	17
	うち海外特別目的会社の発行する優先出資証券	—	—
	営業権相当額(△)	—	—
	のれん相当額(△)	—	—
	企業結合等により計上される無形固定資産相当額(△)	—	—
	証券化取引に伴い増加した自己資本相当額(△)	—	—
	計 (A)	11,273	12,111
	うちステップ・アップ金利条項付の優先出資証券等(注1)	—	—
補完的項目 (Tier2)	土地の再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の45%相当額	796	796
	一般貸倒引当金	485	579
	負債性資本調達手段等	1,500	1,500
	うち永久劣後債務(注2)	—	—
	うち期限付劣後債務及び期限付優先株(注3)	1,500	1,500
	計	2,782	2,876
うち自己資本への算入額 (B)	2,782	2,876	
控除項目 (C)	77	76	
自己資本額 (D)	13,978	14,911	
リスク・アセット等	資産(オン・バランス)項目	135,036	139,019
	オフ・バランス取引等項目	2,232	1,742
	信用リスク・アセットの額 (E)	137,268	140,762
	オペレーショナル・リスク相当額に係る額((G)/8%)(注5) (F)	11,288	11,079
	(参考) オペレーショナル・リスク相当額 (G)	903	886
計 (E)+(F) (H)	148,556	151,842	
連結自己資本比率(国内基準) = D/H × 100 (%)		9.40	9.82
Tier1比率 = A/H × 100 (%)		7.58	7.97

- (注) 1. 告示第28条第2項に掲げるもの、すなわち、ステップ・アップ金利等の特約を付すなど償還を行う蓋然性を有する株式等(海外特別目的会社の発行する優先出資証券を含む。)であります。
2. 告示第29条第1項第3号に掲げる負債性資本調達手段で次に掲げる性質の全てを有するものであります。
- (1) 無担保で、かつ、他の債務に劣後する払込済のものであること
 - (2) 一定の場合を除き、償還されないものであること
 - (3) 業務を継続しながら損失の補てんに充当されるものであること
 - (4) 利払い義務の延期が認められるものであること
3. 告示第29条第1項第4号及び第5号に掲げるものであります。ただし、期限付劣後債務は契約時における償還期間が5年を超えるものに限定されております。
4. 告示第31条第1項第1号から第6号に掲げるものであります。
5. オペレーショナル・リスクの算定は、基礎的手法を採用しております。

3.自己資本の充実度に関する事項

〈単体〉

信用リスクに対する所要自己資本の額

(単位:百万円)

項 目	平成21年度		平成22年度	
	リスク・アセット	所要自己資本額	リスク・アセット	所要自己資本額
【資産(オン・バランス項目)】				
現金	—	—	—	—
我が国の中央政府及び中央銀行向け	—	—	—	—
外国の中央政府及び中央銀行向け	68	2	57	2
国際決済銀行等向け	—	—	—	—
我が国の地方公共団体向け	—	—	—	—
外国の中央政府等以外の公共部門向け	29	1	27	1
国際開発銀行向け	1	0	0	0
地方公営企業等金融機構向け	0	0	30	1
我が国の政府関係機関向け	1,435	57	1,388	55
地方三公社向け	248	9	145	5
金融機関及び第一種金融商品取引業者向け	5,684	227	7,224	288
法人等向け	40,610	1,624	40,209	1,608
中小企業等向け及び個人向け	34,917	1,396	36,392	1,455
抵当権付住宅ローン	14,029	561	13,195	527
不動産取得等事業向け	13,360	534	15,358	614
三月以上延滞等	1,083	43	1,011	40
取立未済手形	140	5	58	2
信用保証協会等による保証付	1,279	51	936	37
株式会社産業再生機構による保証付	—	—	—	—
出資等	9,468	378	10,293	411
上記以外	8,157	326	8,009	320
証券化(オリジネーターの場合)	—	—	—	—
証券化(オリジネーター以外の場合)	344	13	788	31
複数の資産を裏付とする資産(所謂ファンド)のうち、 個々の資産の把握が困難な資産	—	—	—	—
資産(オン・バランス) 計	130,859	5,234	135,127	5,405
【オフ・バランス取引等項目】				
短期の貿易関連偶発債務	—	—	—	—
特定の取引に係る偶発債務	320	12	467	18
原契約期間が1年超のコミットメント	78	3	7	0
信用供与に直接的に代替する偶発債務	1,382	55	1,134	45
先物購入、先渡預金、部分払込株式又は部分払込債券	13	0	15	0
有価証券の貸付、現金若しくは有価証券による担保の提供 又は有価証券の買戻条件付売却若しくは売戻条件付購入	441	17	77	3
派生商品取引	159	6	40	1
オフ・バランス取引等 計	2,394	95	1,742	69
合 計	133,253	5,330	136,870	5,474

単体総所要自己資本額

(単位:百万円)

項 目	平成21年度	平成22年度
	所要自己資本額	所要自己資本額
信用リスク(標準的手法)	5,330	5,474
オペレーショナル・リスク(基礎的手法)	459	450
合 計	5,790	5,925

(注) 所要自己資本額=リスク・アセット×4%

〈連結〉

信用リスクに対する所要自己資本の額

(単位:百万円)

項 目	平成21年度		平成22年度	
	リスク・アセット	所要自己資本額	リスク・アセット	所要自己資本額
【資産(オン・バランス項目)】				
現金	—	—	—	—
我が国の中央政府及び中央銀行向け	—	—	—	—
外国の中央政府及び中央銀行向け	68	2	57	2
国際決済銀行等向け	—	—	—	—
我が国の地方公共団体向け	—	—	—	—
外国の中央政府等以外の公共部門向け	29	1	27	1
国際開発銀行向け	1	0	0	0
地方公営企業等金融機構向け	0	0	30	1
我が国の政府関係機関向け	1,435	57	1,388	55
地方三公社向け	248	9	145	5
金融機関及び第一種金融商品取引業者向け	5,762	230	7,268	290
法人等向け	45,143	1,805	44,456	1,778
中小企業等向け及び個人向け	34,917	1,396	36,392	1,455
抵当権付住宅ローン	14,029	561	13,195	527
不動産取得等事業向け	13,360	534	15,358	614
三月以上延滞等	1,132	45	1,092	43
取立未済手形	140	5	58	2
信用保証協会等による保証付	1,279	51	936	37
株式会社産業再生機構による保証付	—	—	—	—
出資等	8,984	359	9,814	392
上記以外	8,157	326	8,009	320
証券化(オリジネーターの場合)	—	—	—	—
証券化(オリジネーター以外の場合)	344	13	788	31
複数の資産を裏付とする資産(所謂ファンド)のうち、 個々の資産の把握が困難な資産	—	—	—	—
資産(オン・バランス) 計	135,036	5,401	139,019	5,560
【オフ・バランス取引等項目】				
短期の貿易関連偶発債務	—	—	—	—
特定の取引に係る偶発債務	320	12	467	18
原契約期間が1年超のコミットメント	78	3	7	0
信用供与に直接的に代替する偶発債務	1,382	55	1,134	45
先物購入、先渡預金、部分払込株式又は部分払込債券	13	0	15	0
有価証券の貸付、現金若しくは有価証券による担保の提供 又は有価証券の買戻条件付売却若しくは売戻条件付購入	279	11	77	3
派生商品取引	159	6	40	1
オフ・バランス取引等 計	2,232	89	1,742	69
合 計	137,268	5,490	140,762	5,630

連結総所要自己資本額

(単位:百万円)

項 目	平成21年度	平成22年度
	所要自己資本額	所要自己資本額
信用リスク(標準的手法)	5,490	5,630
オペレーショナル・リスク(基礎的手法)	451	443
合 計	5,942	6,073

(注) 所要自己資本額=リスク・アセット×4%

4.信用リスクに関する事項

(1) 信用リスクに関するエクスポージャー及び三月以上延滞エクスポージャーの期末残高

〈単体〉

(単位:百万円)

	平成21年度				
		信用リスクに関するエクスポージャーの期末残高			三月以上延滞エクスポージャーの期末残高(注2)
		貸出金、コミットメント及びその他のデリバティブ以外のオフ・バランス取引(注1)	債 券	デリバティブ取引	
国内計	329,121	231,403	61,462	809	3,723
国外計	3,517	—	3,505	—	—
地域別合計	332,638	231,403	64,967	809	3,723
製造業	13,736	13,055	351	—	309
建設業	19,719	19,570	148	—	2,005
卸売業・小売業	23,165	22,945	220	—	178
不動産業・物品賃貸業	31,611	30,338	720	—	474
各種サービス業	47,113	15,256	31,857	—	279
その他	197,291	130,236	31,668	809	476
業種別計	332,638	231,403	64,967	809	3,723
1年以下	56,230	39,840	5,505	—	
1年超3年以下	31,137	20,672	10,390	59	
3年超5年以下	36,072	23,493	12,518	—	
5年超7年以下	26,909	20,883	5,398	688	
7年超10年以下	53,737	35,943	17,770	23	
10年超	102,076	88,890	12,931	—	
期間の定めのないもの	26,473	1,680	452	37	
残存期間別合計	332,638	231,403	64,967	809	

(注) 1 オフ・バランス取引はデリバティブ取引を除く。

2 「三月以上延滞エクスポージャー」とは、元本又は利息の支払いが約定支払日の翌日から3か月以上延滞しているエクスポージャー、又は引当金勘案前でリスク・ウェイトが150%以上であるエクスポージャー。

(単位:百万円)

	平成22年度				
		信用リスクに関するエクスポージャーの期末残高			三月以上延滞エクスポージャーの期末残高(注2)
		貸出金、コミットメント及びその他のデリバティブ以外のオフ・バランス取引(注1)	債 券	デリバティブ取引	
国内計	344,530	235,891	69,032	531	1,835
国外計	3,021	—	3,004	—	—
地域別合計	347,552	235,891	72,037	531	1,835
製造業	13,147	12,334	351	—	319
建設業	18,748	18,618	129	—	511
卸売業・小売業	21,684	21,574	110	—	199
不動産業・物品賃貸業	30,455	29,602	542	—	247
各種サービス業	51,782	13,722	38,059	—	217
その他	211,734	140,038	32,844	531	338
業種別計	347,552	235,891	72,037	531	1,835
1年以下	56,970	39,636	5,354	60	
1年超3年以下	33,794	23,127	10,666	—	
3年超5年以下	30,991	22,441	8,530	19	
5年超7年以下	23,311	17,758	5,259	293	
7年超10年以下	68,980	42,516	26,444	19	
10年超	104,479	88,881	15,598	—	
期間の定めのないもの	29,023	1,528	182	139	
残存期間別合計	347,552	235,891	72,037	531	

(注) 1 オフ・バランス取引はデリバティブ取引を除く。

2 「三月以上延滞エクスポージャー」とは、元本又は利息の支払いが約定支払日の翌日から3か月以上延滞しているエクスポージャー、又は引当金勘案前でリスク・ウェイトが150%以上であるエクスポージャー。

〈連結〉

(単位:百万円)

	平成21年度				
		信用リスクに関するエクスポージャーの期末残高			三月以上延滞エクスポージャーの期末残高(注2)
貸出金、コミットメント及びその他のデリバティブ以外のオフ・バランス取引(注1)		債 券	デリバティブ取引		
国内計	333,300	229,747	61,462	810	3,942
国外計	3,517	—	3,505	—	—
地域別合計	336,817	229,747	64,967	810	3,942
製造業	13,736	13,055	351	—	309
建設業	19,719	19,570	148	—	2,005
卸売業・小売業	23,165	22,945	220	—	178
不動産業・物品賃貸業	35,790	28,682	720	1	692
各種サービス業	47,113	15,256	31,857	—	279
その他	197,291	130,236	31,668	809	476
業種別計	336,817	229,747	64,967	810	3,942
1年以下	56,208	39,511	5,505	—	
1年超3年以下	30,753	20,287	10,390	60	
3年超5年以下	35,292	22,713	12,518	—	
5年超7年以下	26,909	20,883	5,398	688	
7年超10年以下	53,737	35,943	17,770	23	
10年超	102,076	88,890	12,931	—	
期間の定めのないもの	31,839	1,518	452	37	
残存期間別合計	336,817	229,747	64,967	810	

(注) 1 オフ・バランス取引はデリバティブ取引を除く。

2 「三月以上延滞エクスポージャー」とは、元本又は利息の支払いが約定支払日の翌日から3か月以上延滞しているエクスポージャー、又は引当金勘案前でリスク・ウェイトが150%以上であるエクスポージャー。

(単位:百万円)

	平成22年度				
		信用リスクに関するエクスポージャーの期末残高			三月以上延滞エクスポージャーの期末残高(注2)
貸出金、コミットメント及びその他のデリバティブ以外のオフ・バランス取引(注1)		債 券	デリバティブ取引		
国内計	348,368	234,817	69,032	534	2,045
国外計	3,021	—	3,004	—	—
地域別合計	351,390	234,817	72,037	534	2,045
製造業	13,147	12,334	351	—	319
建設業	18,748	18,618	129	—	511
卸売業・小売業	21,684	21,574	110	—	199
不動産業・物品賃貸業	34,293	28,529	542	3	457
各種サービス業	51,782	13,722	38,059	—	217
その他	211,734	140,038	32,844	531	338
業種別計	351,390	234,817	72,037	534	2,045
1年以下	57,051	39,404	5,354	60	
1年超3年以下	33,451	22,784	10,666	0	
3年超5年以下	30,495	21,943	8,530	21	
5年超7年以下	23,311	17,758	5,259	293	
7年超10年以下	68,980	42,516	26,444	19	
10年超	104,479	88,881	15,598	—	
期間の定めのないもの	33,619	1,528	182	139	
残存期間別合計	351,390	234,817	72,037	534	

(注) 1 オフ・バランス取引はデリバティブ取引を除く。

2 「三月以上延滞エクスポージャー」とは、元本又は利息の支払いが約定支払日の翌日から3か月以上延滞しているエクスポージャー、又は引当金勘案前でリスク・ウェイトが150%以上であるエクスポージャー。

(2) 一般貸倒引当金、個別貸倒引当金勘定の期末残高及び期中増減額

〈単体〉

(単位:百万円)

	期首残高		当期増減額		期末残高	
	平成21年度	平成22年度	平成21年度	平成22年度	平成21年度	平成22年度
一般貸倒引当金	789	443	△ 346	99	443	542
個別貸倒引当金	5,499	5,611	112	△ 1,285	5,611	4,326
合計	6,288	6,054	△ 234	△ 1,186	6,054	4,868

(個別貸倒引当金の地域別、業種別内訳)

(単位:百万円)

		平成21年度		
		期首残高	当期増減額	期末残高
国	内	5,499	112	5,611
国	外	—	—	—
地	域	5,499	112	5,611
製	造	459	41	500
農	業	—	—	—
漁	業	—	—	—
鉱	業	—	—	—
建	設	2,420	△ 16	2,404
電	気	—	—	—
情	報	—	4	4
運	輸	11	△ 1	10
卸	売	1,335	△ 122	1,213
金	融	3	115	118
不	動	347	127	474
学	術	—	1	1
宿	泊	376	13	389
飲	食	58	9	67
生	活	—	69	69
教	育	—	—	—
医	療	7	△ 7	—
そ	の	262	△ 110	152
地	方	—	—	—
そ	の	215	△ 11	204
業	種	5,499	112	5,611

(単位:百万円)

		平成22年度		
		期首残高	当期増減額	期末残高
国	内	5,611	△ 1,285	4,326
国	外	—	—	—
地	域	5,611	△ 1,285	4,326
製	造	500	367	867
農	業	—	—	—
漁	業	—	—	—
鉱	業	—	—	—
建	設	2,404	△ 1,303	1,101
電	気	—	—	—
情	報	4	△ 1	3
運	輸	10	66	76
卸	売	1,213	△ 68	1,145
金	融	118	△ 29	89
不	動	474	△ 125	349
学	術	1	△ 1	—
宿	泊	389	△ 16	373
飲	食	67	△ 58	9
生	活	69	△ 33	36
教	育	—	—	—
医	療	—	—	—
そ	の	152	△ 59	93
地	方	—	—	—
そ	の	204	△ 24	180
業	種	5,611	△ 1,285	4,326

〈連結〉

(単位:百万円)

	期首残高		当期増減額		期末残高	
	平成21年度		平成21年度		平成22年度	
一般貸倒引当金	844		△ 359		485	
	485		94		579	
個別貸倒引当金	5,668		137		5,805	
	5,805		△ 1,330		4,475	
合計	6,513		△ 223		6,290	
	6,290		△ 1,235		5,055	

(個別貸倒引当金の地域別、業種別内訳)

(単位:百万円)

		平成21年度		
		期首残高	当期増減額	期末残高
国	内	5,668	137	5,805
国	外	—	—	—
地	域	5,668	137	5,805
	別			
	合	5,668	137	5,805
	計			
製	造	509	52	561
農	業	—	—	—
漁	業	—	—	—
鉱	業	15	9	24
採	石			
採	取			
建	設	2,427	△ 14	2,413
電	気	—	—	—
ガ	ス			
熱	供			
給	・			
水	道			
情	報	—	4	4
通	信			
業				
運	輸	18	△ 6	12
業	、			
郵	便			
業				
卸	売	1,358	△ 114	1,244
業	、			
小	売			
業				
金	融	3	115	118
業	、			
保	険			
業				
不	動	352	128	480
産	業			
、	物			
品	賃			
貸	業			
学	術	—	1	1
研	究			
、	専			
門	・			
技	術			
サ	ー			
ビ	ス			
業				
宿	泊	379	12	391
業				
飲	食	91	15	106
業				
生	活	9	74	83
関	連			
サ	ー			
ビ	ス			
業	、			
娛	楽			
業				
教	育	—	—	—
・	学			
習	支			
援	業			
医	療	7	△ 7	—
・	福			
祉				
そ	の	277	△ 122	155
他	の			
サ	ー			
ビ	ス			
業				
地	方	—	—	—
公	共			
団	体			
そ	の	218	△ 12	206
他				
業				
種	別	5,668	137	5,805
計				

(単位:百万円)

		平成22年度		
		期首残高	当期増減額	期末残高
国	内	5,805	△ 1,330	4,475
国	外	—	—	—
地	域	5,805	△ 1,330	4,475
	別			
	合	5,805	△ 1,330	4,475
	計			
製	造	561	312	873
農	業	—	0	0
漁	業	—	—	—
鉱	業	24	4	28
採	石			
採	取			
建	設	2,413	△ 1,307	1,106
電	気	—	—	—
ガ	ス			
熱	供			
給	・			
水	道			
情	報	4	△ 1	3
通	信			
業				
運	輸	12	68	80
業	、			
郵	便			
業				
卸	売	1,244	△ 62	1,182
業	、			
小	売			
業				
金	融	118	△ 29	89
業	、			
保	険			
業				
不	動	480	△ 121	359
産	業			
、	物			
品	賃			
貸	業			
学	術	1	△ 1	0
研	究			
、	専			
門	・			
技	術			
サ	ー			
ビ	ス			
業				
宿	泊	391	△ 16	375
業				
飲	食	106	△ 62	44
業				
生	活	83	△ 31	52
関	連			
サ	ー			
ビ	ス			
業	、			
娛	楽			
業				
教	育	—	—	—
・	学			
習	支			
援	業			
医	療	—	1	1
・	福			
祉				
そ	の	155	△ 62	93
他	の			
サ	ー			
ビ	ス			
業				
地	方	—	—	—
公	共			
団	体			
そ	の	206	△ 23	183
他				
業				
種	別	5,805	△ 1,330	4,475
計				

(3) 業種別の貸出金償却の額

〈単体〉

(単位:百万円)

	貸出金償却	
	平成21年度	平成22年度
製 造 業	—	—
農 業、林 業	—	—
漁 業	—	—
鉱 業、採石業、砂利採取業	—	—
建 設 業	4	—
電気・ガス・熱供給・水道業	—	—
情 報 通 信 業	—	—
運 輸 業、郵 便 業	—	—
卸 売 業、小 売 業	0	—
金 融 業、保 険 業	—	—
不 動 産 業、物 品 賃 貸 業	—	—
学術研究、専門・技術サービス業	—	—
宿 泊 業	—	—
飲 食 業	—	0
生活関連サービス業、娯楽業	—	—
教 育・学 習 支 援 業	—	—
医 療・福 祉	13	—
そ の 他 の サ ー ビ ス	—	—
地 方 公 共 団 体	—	—
そ の 他	6	—
業 種 別 計	24	0

(注) 償却金額は、全部償却のみで部分償却は含まれておりません。

〈連結〉

(単位:百万円)

	貸出金償却	
	平成21年度	平成22年度
製 造 業	—	—
農 業、林 業	—	—
漁 業	—	—
鉱 業、採石業、砂利採取業	—	—
建 設 業	4	—
電気・ガス・熱供給・水道業	—	—
情 報 通 信 業	—	—
運 輸 業、郵 便 業	—	—
卸 売 業、小 売 業	0	—
金 融 業、保 険 業	—	—
不 動 産 業、物 品 賃 貸 業	—	—
学術研究、専門・技術サービス業	—	—
宿 泊 業	—	—
飲 食 業	—	0
生活関連サービス業、娯楽業	—	—
教 育・学 習 支 援 業	—	—
医 療・福 祉	13	—
そ の 他 の サ ー ビ ス	—	—
地 方 公 共 団 体	—	—
そ の 他	6	—
業 種 別 計	24	0

(注) 償却金額は、全部償却のみで部分償却は含まれておりません。

(4) リスク・ウェイトの区分ごとの信用リスク削減手法の効果を勘案した後の残高及び資本控除した額
〈単体〉

(単位:百万円)

	信用リスク削減手法勘案後のエクスポージャーの額			
	平成21年度		平成22年度	
	格付適用	格付不適用	格付適用	格付不適用
0%	—	93,906	—	94,869
10%	—	28,058	—	24,123
20%	1,401	19,145	200	22,613
35%	—	40,055	—	37,655
50%	2,100	1,981	2,022	1,645
75%	—	45,721	—	47,709
100%	1,233	73,674	1,045	81,993
150%	—	437	—	460
自己資本控除	—	77	—	76
合計	4,735	303,058	3,268	311,149

(注) 「格付適用」とは、リスク・ウェイト算定にあたり、格付を適用しているエクスポージャーであり、「格付不適用」とは、格付を適用していないエクスポージャー。なお、格付は適格格付機関が付与しているものに限っております。

〈連結〉

(単位:百万円)

	信用リスク削減手法勘案後のエクスポージャーの額			
	平成21年度		平成22年度	
	格付適用	格付不適用	格付適用	格付不適用
0%	—	93,906	—	94,870
10%	—	28,058	—	24,123
20%	1,401	19,431	200	22,834
35%	—	40,055	—	37,655
50%	2,100	2,020	2,022	1,657
75%	—	45,721	—	47,709
100%	1,233	77,387	1,045	85,622
150%	—	449	—	497
自己資本控除	—	77	—	76
合計	4,735	307,107	3,268	315,048

(注) 「格付適用」とは、リスク・ウェイト算定にあたり、格付を適用しているエクスポージャーであり、「格付不適用」とは、格付を適用していないエクスポージャー。なお、格付は適格格付機関が付与しているものに限っております。

5.信用リスク削減手法に関する事項

信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャーの額

〈単体〉

(単位:百万円)

	平成21年度	平成22年度
適格金融資産担保が適用されたエクスポージャー	12,417	10,609
保証又はクレジット・デリバティブが適用されたエクスポージャー	42,744	40,736

〈連結〉

(単位:百万円)

	平成21年度	平成22年度
適格金融資産担保が適用されたエクスポージャー	12,417	10,451
保証又はクレジット・デリバティブが適用されたエクスポージャー	42,744	40,736

6. 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項

(1) 派生商品取引の与信相当額算出に用いる方式

先渡取引、スワップ、オプションその他の派生商品取引の与信相当額はカレント・エクスポージャー方式にて算出しております。

(注) カレント・エクスポージャー方式とは、デリバティブ取引の信用リスク計測手段の1つで、取引を時価評価することによって再構築コストを算出し、これに契約期間中に生じるであろう同コストの増加見込み額(ポテンシャル・エクスポージャー)を付加して算出する方法です。

(2) 派生商品取引、クレジット・デリバティブの想定元本額及び与信相当額

<単体>

(単位:百万円)

	平成21年度			平成22年度		
	想定元本額	与信相当額(A)	与信相当額(B)	想定元本額	与信相当額(A)	与信相当額(B)
派生商品取引	19,456	801	801	13,163	940	548
外国為替関連取引	1,797	24	24	1,705	22	22
金利関連取引	17,088	772	772	10,901	871	479
株式関連取引	570	4	4	529	19	19
その他取引	—	—	—	26	26	26
クレジット・デリバティブ	—	—	—	—	—	—

<連結>

(単位:百万円)

	平成21年度			平成22年度		
	想定元本額	与信相当額(A)	与信相当額(B)	想定元本額	与信相当額(A)	与信相当額(B)
派生商品取引	19,726	802	802	13,453	943	551
外国為替関連取引	1,797	24	24	1,705	22	22
金利関連取引	17,358	773	773	11,191	874	482
株式関連取引	570	4	4	529	19	19
その他取引	—	—	—	26	26	26
クレジット・デリバティブ	—	—	—	—	—	—

与信相当額(A) - 担保による信用リスク削減効果勘案前

与信相当額(B) - 担保による信用リスク削減効果勘案後

(うち把握可能なファンド)

(単位:百万円)

	平成21年度			平成22年度		
	想定元本額	与信相当額(A)	与信相当額(B)	想定元本額	与信相当額(A)	与信相当額(B)
派生商品取引	2,729	29	29	2,989	548	548
外国為替関連取引	1,797	24	24	1,705	22	22
金利関連取引	362	0	0	727	479	479
株式関連取引	570	4	4	529	19	19
その他取引	—	—	—	26	26	26
クレジット・デリバティブ	—	—	—	—	—	—

(注) 1. 原契約期間が5日以内の外為関連取引の与信相当額は除く。

2. 与信相当額(担保による信用リスク削減効果勘案前)は、再構築コスト及びグロスのアドオン額(想定元本額に金融庁告示第19号第79条に定める掛け目を乗じた額)の合計額。

3. クレジット・デリバティブの想定元本額を種類別、かつ、プロテクションの購入又は提供の別に区分した額は、把握不能のため、開示を行っておりません。

(3) 信用リスク削減手法に用いた担保の種類及び額

〈単体〉

(単位:百万円)

担保の種類	平成21年度	平成22年度
現金及び自行預金担保	—	—
適格債券	—	630
適格株式	—	—
合計	—	630

※「担保の額」は、ボラティリティ調整前の金額を記載しております。

〈連結〉

(単位:百万円)

担保の種類	平成21年度	平成22年度
現金及び自行預金担保	—	—
適格債券	—	630
適格株式	—	—
合計	—	630

※「担保の額」は、ボラティリティ調整前の金額を記載しております。

(4) 信用リスク削減手法の効果を勘案するために用いているクレジット・デリバティブの想定元本額

該当事項はありません。

(5) 長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項

該当事項はありません。

7.証券化エクスポージャーに関する事項

(1) 投資家として保有する証券化エクスポージャーの額

〈単体〉

(単位:百万円)

	平成21年度	平成22年度
オートローン債権	—	—
クレジットカード債権	112	2
事業者向け債権	1,061	1,001
商業用不動産	279	180
消費者ローン債権	—	—
ショッピングクレジット債権	—	—
不動産	77	76
合計	1,532	1,261

〈連結〉

(単位:百万円)

	平成21年度	平成22年度
オートローン債権	—	—
クレジットカード債権	112	2
事業者向け債権	1,061	1,001
商業用不動産	279	180
消費者ローン債権	—	—
ショッピングクレジット債権	—	—
不動産	77	76
合計	1,532	1,261

(2) 投資家として保有する証券化エクスポージャーのリスク・ウェイト毎の残高及び所要自己資本

〈単体〉

(単位:百万円)

	平成21年度		平成22年度	
	残高	所要自己資本	残高	所要自己資本
AAA (20%)	440	3	180	1
AA (20%)	—	—	—	—
A (50%)	513	10	502	10
BBB (100%)	501	20	501	20
CCC (自己資本控除)	—	—	—	—
無格付 (自己資本控除)	77	—	76	—
合計	1,532	33	1,261	31

(注) 自己資本比率告示附則第15条(証券化エクスポージャーに関する経過措置)を適用している証券化エクスポージャーは、該当事項がないため、含まれておりません。

〈連結〉

(単位:百万円)

	平成21年度		平成22年度	
	残高	所要自己資本	残高	所要自己資本
AAA (20%)	440	3	180	1
AA (20%)	—	—	—	—
A (50%)	513	10	502	10
BBB (100%)	501	20	501	20
CCC (自己資本控除)	—	—	—	—
無格付 (自己資本控除)	77	—	76	—
合計	1,532	33	1,261	31

(注) 自己資本比率告示附則第15条(証券化エクスポージャーに関する経過措置)を適用している証券化エクスポージャーは、該当事項がないため、含まれておりません。

(3) 投資家として保有する証券化エクスポージャーのうち、告示第247条の規定により自己資本から控除した証券化エクスポージャーの額

〈単体〉

(単位:百万円)

	平成21年度	平成22年度
事業者向け債権	—	—
不動産	77	76
合計	77	76

〈連結〉

(単位:百万円)

	平成21年度	平成22年度
事業者向け債権	—	—
不動産	77	76
合計	77	76

(4) 自己資本比率告示附則第15条の適用により算出される信用リスク・アセットの額

該当事項はありません。

8.銀行勘定における出資等又は株式等エクスポージャーに関する事項

(1) 銀行勘定における出資等の貸借対照表計上額及び時価

〈単体〉

(単位:百万円)

	平成21年度		平成22年度	
	貸借対照表計上額	時 価	貸借対照表計上額	時 価
上場している出資等	3,795	3,795	4,847	4,847
上記に該当しない出資等	5,672	—	5,446	—
合計	9,468	3,795	10,293	4,847

〈連結〉

(単位:百万円)

	平成21年度		平成22年度	
	貸借対照表計上額	時 価	貸借対照表計上額	時 価
上場している出資等	3,795	3,795	4,847	4,847
上記に該当しない出資等	5,188	—	4,967	—
合計	8,984	3,795	9,814	4,847

(2) 銀行勘定における出資等の売却及び償却に伴う損益の額

〈単体〉

(単位:百万円)

	平成21年度	平成22年度
売却損益額	475	214
償却額	25	9

〈連結〉

(単位:百万円)

	平成21年度	平成22年度
売却損益額	475	214
償却額	25	9

(3) 貸借対照表で認識され、損益計算書で認識されない評価損益の額、
貸借対照表及び損益計算書で認識されない評価損益の額

〈単体〉

(単位:百万円)

	平成21年度	平成22年度
貸借対照表で認識され、損益計算書で認識されない評価損益の額	176	△ 191
貸借対照表及び損益計算書で認識されない評価損益の額	—	—

〈連結〉

(単位:百万円)

	平成21年度	平成22年度
貸借対照表で認識され、損益計算書で認識されない評価損益の額	176	△ 191
貸借対照表及び損益計算書で認識されない評価損益の額	—	—

9.銀行勘定における金利リスクに関する事項

銀行勘定における金利リスクに関して銀行が内部管理上使用した金利ショックに対する損益又は経済的価値の増減額

〈単体、連結共通〉

金利ショックに対する経済価値の変動額

(単位:百万円)

	平成22年3月期	平成23年3月期
10BPV	▲ 628	▲ 723
金利VaR	1,703	2,703

計測方法及び前提条件

・10BPV

基準日時点のポートフォリオ構造において、どの期間にどの程度のリスクを保有しているかを分析する手法として、基準日時点のイールドカーブが、10BP(0.1%)パラレルに変化するシナリオイールドカーブにより計測しております。

・金利VaR

過去の市場変動を基に、基準日時点のポートフォリオから将来発生し得る最大損失額を確率的に分析する手法として、保有期間40日、観測期間240日、信頼区間99%により計測しております。

■銀行法施行規則 第19条の2 (単体情報)

1. 銀行の概況及び組織に関する事項	
イ. 経営の組織	3
ロ. 大株主一覧	92
ハ. 取締役及び監査役一覧	4
ニ. 営業所の名称及び所在地	62
2. 主要な業務の内容	48
3. 主要な業務に関する事項	
イ. 直近事業年度の事業の概況	6~8
ロ. 直近5事業年度の主要業務の状況を示す指標	9
(1) 経常収益	9
(2) 経常利益又は経常損失	9
(3) 当期純利益又は当期純損失	9
(4) 資本金及び発行済株式の総数	9
(5) 純資産額	9
(6) 総資産額	9
(7) 預金残高	9
(8) 貸出金残高	9
(9) 有価証券残高	9
(10) 単体自己資本比率	9
(11) 配当性向	9
(12) 従業員数	9
ハ. 直近2事業年度の業務の状況	
(1) 主要業務の状況を示す指標	
① 業務粗利益、業務粗利益率	76
② 資金運用収支、役員取引等収支、特定取引収支、その他業務収支	76
③ 資金運用勘定、資金調達勘定の平均残高、利息、利回り、資金利ざや	76~77
④ 受取利息、支払利息の増減	78
⑤ 総資産経常利益率、純資産経常利益率	76
⑥ 総資産当期純利益率、純資産当期純利益率	76
(2) 預金に関する指標	
① 流動性預金、定期性預金、譲渡性預金、その他の預金の平均残高	86
② 固定・変動自由金利定期預金、その他の定期預金の残存期間別残高	86
(3) 貸出金等に関する指標	
① 手形貸付、証書貸付、当座貸越、割引手形の平均残高	87
② 固定金利、変動金利貸出金の残存期間別残高	87
③ 担保種類別の貸出金残高、支払承諾見返額	89
④ 用途別貸出金残高	89
⑤ 業種別貸出金残高及び貸出金総額に占める割合	88
⑥ 中小企業等に対する貸出金残高及び貸出金総額に占める割合	89
⑦ 特定海外債権残高	88
⑧ 預貸率	89
(4) 有価証券に関する指標	
① 商品有価証券の種類別平均残高	91
② 有価証券の種類別残存期間別残高	91
③ 有価証券の種類別平均残高	90
④ 預証率	91
4. 業務の運営に関する事項	
イ. リスク管理の体制	19~21
ロ. 法令遵守の体制	18
ハ. 指定紛争解決機関	25

5. 直近2事業年度の財産の状況に関する事項	
イ. 貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書	66~75
ロ. 貸出金のうち次の額及びその合計額	88
① 破綻先債権	88
② 延滞債権	88
③ 3か月以上延滞債権	88
④ 貸出条件緩和債権	88
ハ. 自己資本充実の状況(単体自己資本比率)	113~131
ニ. 次の取得価額又は契約価額、時価、評価損益	80~85
① 有価証券	80~82
② 金銭の信託	83
③ デリバティブ取引	84~85
ホ. 貸倒引当金の期末残高、期中増減額	88
ヘ. 貸出金償却額	89
ト. 会社法による会計監査人の監査	65
チ. 金融商品取引法に基づく監査証明	65

■銀行法施行規則 第19条の3 (連結情報)

1. 銀行及びその子会社等の概況に関する事項	
イ. 銀行及びその子会社等の主要な事業内容・組織構成	94
ロ. 銀行の子会社等に関する事項	94
2. 銀行及びその子会社等の主要業務に関する事項	
イ. 直近事業年度の事業の概況	95
ロ. 直近5連結会計年度の主要業務の状況を示す指標	96
(1) 経常収益	96
(2) 経常利益又は経常損失	96
(3) 当期純利益又は当期純損失	96
(4) 純資産額	96
(5) 総資産額	96
(6) 連結自己資本比率	96
3. 銀行及びその子会社等の直近2連結会計年度の財産の状況に関する事項	
イ. 連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書	97~111
ロ. 貸出金のうち次の額及びその合計額	112
① 破綻先債権	112
② 延滞債権	112
③ 3か月以上延滞債権	112
④ 貸出条件緩和債権	112
ハ. 自己資本充実の状況(連結自己資本比率)	113~131
ニ. セグメント情報	112
ホ. 会社法による会計監査人の監査	65
ヘ. 金融商品取引法に基づく監査証明	65

■金融機能の再生のための緊急措置に関する法律 第7条

資産査定公表	
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	8
危険債権	8
要管理債権	8
正常債権	8

決算公告

当行では、銀行法第20条に定められた平成22年度の貸借対照表及び連結貸借対照表等の公告として、平成23年6月28日より当行ホームページ(アドレス:<http://www.shimagin.co.jp>)に掲載し、公衆の縦覧に供しております。

平成23年7月発行

島根銀行(人事財務グループ)

〒690-0842 松江市東本町二丁目35番地 TEL0852-24-1234(代表)

ホームページアドレス <http://www.shimagin.co.jp>

**DISCLOSURE OF
SHIMANE BANK**

しまぎんの現況2011

